

取 扱 注 意

平成28年9月

(平成30年4月補訂)

(平成30年9月補訂)

## 令状事務処理の手引（四訂版）

名古屋地方裁判所 刑事書記官室

名古屋簡易裁判所 刑事書記官室

#### 四 訂 版 は し が き

「令状事務処理の手引」は、1年半前に、三訂版はしがき記載のとおり名古屋簡裁刑事書記官室による改訂が施されたところですが、今回、名古屋高・地・家裁当直における当直令状事務について、当直員による令状点検の迅速化を図り、令状事務の正確性を高めることを目的として令状事務の見直しが行われたことから、主に今回の見直しを反映させる形で手引を改訂いたしました。

今後も、当直に携わる職員は、適正迅速な令状事務処理を行うために、本手引を御活用ください。

平成28年9月

名古屋地方裁判所刑事書記官室

名古屋簡易裁判所刑事書記官室

平成30年4月1日に施行された新たな国税通則法、地方税法、関税法並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に関連する箇所につき、一部見直しを行いました。

平成30年9月1日より、庁印の押印を廃止したことを受け、一部見直しを行いました。

#### 三 訂 版 は し が き

本書は、平成20年3月、令状事務における執務の手引として名古屋簡易裁判所刑事書記官室が作成した「令状事務処理の手引（改訂版）」を改訂したものです。

改訂にあたっては、平成23年に新設された新たな令状（平成24年6月22日施行）や、現在の事務処理の実情に即した実務的な記載をより多く盛り込みつつ、スリム化を図りました。よって、踏み込んだ法解釈や具体的な法令等のより理論的

な部分については、裁判所職員総合研修所作成の研修教材である令状事務（再訂補訂版）等の専門書をご参照ください。

令状事務に携わる当直員を含めたすべての職員に多く活用され、過誤等が発生することなく、令状事務がより円滑に処理されることを願うとともに、本改訂に携わった多くの方々に感謝申し上げます。

平成27年3月

名古屋簡易裁判所刑事書記官室

C)

C)

# 目次

<b>第1</b>	<b>はじめに</b>	1
1	<u>令状事務の性質</u>	1
2	<u>事務担当者の役割分担の明確化</u>	1
3	<u>書記官の基本的役割</u>	1
4	<u>令状過誤の防止</u>	1
5	<u>被疑事件の罪名にかかる関係条文の確認</u>	2
6	<u>秘密の保持</u>	2
7	<u>マスコミ対応</u>	3
<b>第2</b>	<b>総論</b>	4
1	<u>令状請求書の受理までの事前準備</u>	4
2	<u>令状請求書の受理</u>	4
(1)	請求権者	4
(2)	請求先	5
(3)	請求の方式	6
(4)	立件	6
3	<u>令状原案の起案</u>	7
4	<u>令状請求書の審査</u>	9
(1)	各種令状請求書に共通の確認事項	9
(2)	被疑事実の要旨（犯罪事実の要旨，犯則事実の要旨）の確認	10
(3)	捜査資料について	10
(4)	公訴提起後の被告事件の場合	10
(5)	死者を被疑者とする令状発付の可否	11
(6)	裁判官への提出	11
5	<u>令状請求の撤回，却下</u>	11
(1)	撤回の場合	11
(2)	却下の場合	11
6	<u>令状発付後の事務</u>	12
7	<u>令状の返還，令状の再請求（令状更新）</u>	13
(1)	令状の返還	13
(2)	令状の再請求（令状更新）	13

## 第3 各論 .....15

### 1 通常逮捕状 .....15

- (1) 概説 .....15
- (2) 請求者の官公職氏名 .....15
- (3) 7日を超える有効期間を必要とする場合 .....15
- (4) 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由 .....15
- (5) 被疑者に対し、現に捜査中である犯罪事実等について、前に逮捕状の請求があった場合 .....15
- (6) 逮捕状発付の制限 .....16
- (7) 逮捕状に引用する逮捕状請求書の記載の訂正 .....17
- (8) 任意同行後の逮捕状請求 .....17
- (9) 逮捕状請求書原本を利用しないで逮捕状を発付する場合 .....17
- (10) 引致場所の変更請求 .....17

■令状記載例チェック票      ★別紙

### 2 緊急逮捕状 .....22

- (1) 概説 .....22
- (2) 緊急逮捕の要件 .....22
- (3) 緊急逮捕状の請求 .....22
- (4) 請求者 .....22
- (5) 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由 .....23
- (6) 被疑者に対し、現に捜査中である犯罪事実等について、前に逮捕状の請求があった場合 .....23
- (7) 逮捕状に引用する逮捕状請求書の記載の訂正 .....23
- (8) 緊急逮捕後に罪名や被疑事実が変わった場合 .....23
- (9) 引致前に緊急逮捕状が請求された場合 .....23

■令状記載例チェック票      ★別紙

### 3 搜索差押許可状（いわゆる「ガサ状」） .....27

- (1) 概説 .....27
- (2) 搜索すべき場所、身体、物 .....27
- (3) 差し押さえるべき物の特定 .....28
- (4) リモートアクセスによる複写の処分がある場合 .....28
- (5) 第三者に対する搜索 .....28

(6) 強制採尿の場合	28
(7) 夜間執行	28
■令状記載例チェック票	★別紙

<b>4 搜索許可状</b>	33
(1) 概説	33
(2) 搜索許可状と搜索差押許可状の双方が必要となる場合	33
(3) 夜間執行	33
■令状記載例チェック票	★別紙

<b>5 差押許可状</b>	37
(1) 概説	37
(2) 差し押さえるべき物	37
(3) 夜間執行	38
■令状記載例チェック票	★別紙

<b>6 検証許可状</b>	42
(1) 概説	42
(2) 検証すべき場所、物	42
(3) 夜間執行	42
■令状記載例チェック票	★別紙

<b>7 身体検査令状</b>	46
(1) 概説	46
(2) 検査すべき身体	46
(3) 身体 of 検査に関する条件	46
■令状記載例チェック票	★別紙

<b>8 鑑定処分許可状</b>	50
(1) 概説	50
(2) 鑑定人の氏名、職業	50
(3) 解剖すべき死体、破壊すべき物等	50
(4) 身体 of 検査に関する条件	50
■令状記載例チェック票	★別紙

<b>9 記録命令付差押許可状</b> .....	54
(1) 概説.....	54
(2) 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録.....	54
(3) 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者.....	54
(4) 夜間執行.....	54
(5) その他.....	54
■令状記載例チェック票    ★別紙	
<b>10 搜索差押許可状（リモートアクセスによる複写の処分がある場合）</b> .....	58
(1) 概説.....	58
(2) 差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲.....	58
(3) 夜間執行.....	58
■令状記載例チェック票    ★別紙	
<b>11 差押許可状（リモートアクセスによる複写の処分がある場合）</b> .....	62
(1) 概説.....	62
(2) その他.....	62
■令状記載例チェック票    ★別紙	
<b>12 特殊なもの（異なる令状を併用することが相当なものを含む。）</b> .....	66
(1) <u>強制採尿</u> 【要急処理事案】.....	66
ア 概説.....	66
イ 搜索差押えに関する条件等.....	66
(2) <u>強制採血</u> 【要急処理事案】.....	69
ア 概説.....	69
イ 身体検査令状の記載につき注意すべき点.....	69
ウ 鑑定処分許可状の記載につき注意すべき点.....	69
(3) <u>毛髪</u> の強制採取 【要急処理事案】.....	74
ア 概説.....	74
イ 身体検査令状の記載につき注意すべき点.....	74
ウ 鑑定処分許可状の記載につき注意すべき点.....	74

(4) 嚥下された異物の押収 【要急処理事案】	79
ア 概説	79
イ 捜索差押許可状の記載につき注意すべき点	79
ウ 鑑定処分許可状の記載につき注意すべき点	79
<b>13 臨検、捜索、差押（押収）許可状</b>	84
(1) 概説	84
(2) その他	84
<b>14 引致状</b>	90
(1) 概説	90
(2) 引致状請求手続までの流れ	90
(3) 仮釈放者等に対する引致状発付における残刑期間の確認	90
(4) 有効期間	91
<b>15 保護許可状</b>	95

**【資料】**

- 別紙1 公訴時効について
- 別紙2 令状の有効期間一覧表
- 別紙3 事実記載例一覧表
- 別紙4 少年事件に関する書類の参考書式について

## 第1 はじめに

### 1 令状事務の性質

捜査においては、任意捜査が原則となるものの、犯罪事実の早期発見や証拠の保全等のため、令状による強制処分が認められている。このような強制処分は、被疑者等に対する人権侵害などの種々の問題も生じかねないので、令状事務は、その性質上、高度に正確かつ迅速な事務処理が要求されている。

### 2 事務担当者の役割分担の明確化

一連の令状事務は、令状請求書の受付、請求書等の点検、令状の起案、裁判官の審査、発付令状の確認という各過程を経て請求者（司法警察職員等）に交付される。しかし、特に当直事務において、事前に[ ]との役割分担を明確にしておらず、確認作業等が疎かになったことが主たる原因となった令状過誤が散見される。

当直においては、[ ]人体制であり、当直者が令状事務に不慣れな場合も多いことから、令状過誤が生じることのないような役割分担（令状作成、決裁前点検、交付前点検）を事前に当直者間で協議し、実際に事務処理を行う前にこれを明確にしておく必要がある。

### 3 書記官の基本的役割

令状請求の相当性等を判断して、現実に令状を発付するのは裁判官であるので、書記官（書記官事務を補助する事務官を含む。）の手元に長時間にわたり未済事件を滞留させることは裁判官の判断の遅れに影響し、その結果、前述のような被疑者等に対する人権侵害や証拠の散逸などの問題が生じてしまう可能性も否めない。よって、令状事務における書記官事務は、いかに効率的に令状請求書等の点検をし、裁判官に要領よく判断してもらえるよう引き継げるかが重要となり、その役割は補助的なものとなる。

このように正確かつ迅速な処理を行うため、書記官としては、人定事項などの主要な部分を効率よく確認し<sup>1</sup>、不明な点等があれば、付箋に記入するなどして裁判官に引き継ぐこととなる。

### 4 令状過誤の防止

(1) 令状は、迅速な処理が求められるものの、捜査機関に対して強制処分の権限を付与する重要な裁判書であるので、誤記等により生じる令状過誤があってはならない。<sup>2</sup>令状事務担当者が法律を知らなかった、令状請求が立て込ん

<sup>1</sup> 令状の種別により主要な確認すべき点は多少異なることとなるが、具体的には、①人定事項、搜索差押許可状における搜索すべき場所の記載、夜間執行の有無等の形式的な記載事項の確認（各種令状の点検票（当直用チェック票）に網羅されているような最低限の確認事項）、②被疑者の特定などが考えられる。

<sup>2</sup> 令状過誤を防止するためには、日頃から令状実務に関する知識を深めておくことはもとより、裁判官と書記

でいたので、ついケアレスミスをしてしまったなどということでは済まされない。

令状過誤を防止するためには、特に以下の点について細心の注意を払い、点検及び確認の作業は、必ず各種令状の点検票（当直用チェック票）を用いて行う。

ア 人定事項（氏名、住居、生年月日（年齢）等）<sup>3</sup>

イ 裁判官の記名、押印、契印

ウ 記載内容の誤記、遺漏

エ 公訴時効の成立（別紙1（公訴時効について）参照）

オ 有効期間（別紙2（有効期間一覧表）参照）

- C)
- (2) 令状を交付する際は、令状を請求者等に提示しながら声に出すなどして、押印、契印の存在を必ず請求者等にも確認させることが相当である。単に令状過誤を防ぐ目的だけでなく、裁判所全体の信用失墜を防ぐための最後のチェックとして、必ず励行し、令状交付まで緊張感を持って点検事務に取り組むことが肝要である。

## 5 被疑事件の罪名にかかる関係条文の確認

書記官は、必ず令状請求書に記載されている罪名の関係条文に当たり、当該罪名の構成要件、法定刑、親告罪の規定等を確認すべきである。令状請求書には被疑事実等の要旨が記載されているが、その罪の構成要件に沿った記載がされているか、遺漏はないか、他の罪の構成要件に該当する部分が含まれていないか等の検討が必要となる。

また、特別法犯においては、令状には罪名に加えて罰条も記載した方が相当な場合が多く、法改正が頻繁に行われる法律や条例が多いことから、改正の有無や経過にも留意する必要がある。<sup>4</sup>

## 6 秘密の保持

---

官等との間で円滑な協働が可能となるよう意思疎通を図る意識を持つことが重要である。なお、請求者（司法警察職員等）は令状請求に慣れているから大丈夫だろうという意識を持って令状事務に取り組んではならない。むしろ単純な誤記等により訂正処理を要する案件のほうが割合としては多いので、注意すべきである。

<sup>3</sup> 戸籍謄本、住民票、運転免許証写し、在留カード等の公的な身分関係資料（これらのものがない場合は、人定特定の捜査報告書があるはずである。）のうち少なくとも1つと必ず照合する。外字の有無については特段の注意を要する。仮に人定事項の誤記を看過したまま令状を発付し、警察職員もこれに気付くことなく令状を執行してしまった場合、後に人権侵害等の多くの問題が生じることになってしまう。

<sup>4</sup> 改正法施行前の犯罪において、新旧の罰条を対比して法定刑が変更されている場合は、軽い刑を定めている罰条を適用することになるが（刑法6、10）、経過措置がある場合（一般的には「この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」等の記載がされている。）はそれに従うこととなるので、必ず罰条の改正附則を確認し、改正経過の確認を行う。改正法の施行日が条文により異なる場合もあるので注意を要する。なお、改正前の罰条が適用される場合は、捜索差押許可状等には「犯罪による収益の移転防止に関する法律違反（平成23年法律第31号による改正前の同法律26条1項前段）」などと記載することになる。

捜査の密行性や被疑者等の人権に対する配慮の観点等から、令状請求書や実際に発付する令状等が外部の者の目に触れるようなことがあってはならないし、事件の内容を裁判所職員が話題にして外部の者の耳に入るようなことがあってはならない。

## 7 マスコミ対応

対応機関は地裁総務課であり、対応窓口は一本化されている。

よって、報道関係者等から令状担当者等に対し令状発付の有無等について直接取材（質問）を受けた場合は、

当該報道関係者等からの取材（質問）内容について可能な限り確認し、主任書記官、訟廷管理官等とも相談の上、「ご要件は〇〇〇〇ということですのでよろしいでしょうか。申し訳ございませんが、窓口は地裁総務課となりますので、私ではお答えしかねます。お答えできるかどうかも含めて、そちらで対応させていただきます。」などと確認及び伝達した上で、地裁総務課（総務課長、課長補佐、広報係長等）に引き継ぐことになる。

なお、当直時の場合は、緊急連絡網によることになる。

## 第2 総論

### 1 令状請求書の受理までの事前準備

警察署等から令状請求の事前連絡を受けた場合は、請求官署名、令状の種類、通数、緊急性の有無、到着予定時刻、さらに緊急逮捕の場合は、被疑罪名（事実）、逮捕時刻、引致時刻（請求時には既に引致がされているのが通常である。）を聞いておき、その令状の定型用紙を準備しておくといふ。

### 2 令状請求書の受理

#### (1) 請求権者

各種令状ごとに法定されている（法199Ⅱ，218Ⅲ，225Ⅱ等）。

ア 刑事手続に基づく令状請求権者（勾留関係及び地裁に請求すべき通信傍受令状を除く。）

#### (ア) 検察官

すべての令状を請求できる。

#### (イ) 検察事務官

通常逮捕状を除くすべての令状を請求できる。

#### (ウ) 司法警察職員（警察官）

警察官（長官を除く。）の階級は、上から、警視総監，警視監，警視長，警視正，警視，警部，警部補，巡査部長及び巡査の順となるが，司法警察職員（司法警察員及び司法巡査をいう。）として職務を行う者は，法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会により定められる。

愛知県警察においては，原則として，巡査部長以上の階級にある警察官を司法警察員，巡査の階級にある警察官を司法巡査としているが，例外として，巡査の階級にある警察官を司法警察員に指定することができる（肩書としては「司法警察員巡査」となる。）。

#### a 司法警察員

すべての令状を請求できる。ただし，通常逮捕状の請求については，警部以上の階級の者で国家公安委員会又は都道府県公安委員会の指定を受けた者に限定されている（法199Ⅱ）。

#### b 司法巡査

緊急逮捕状のみ請求できる（法210Ⅰ参照）。

#### (エ) 特別司法警察職員

法律で定められた官職にある者又は法律の定めにより指名された者が，司法警察員又は司法巡査としての職務権限を付与されている（法190）。

例えば、麻薬取締官・麻薬取締員（麻薬及び向精神薬取締法 5 4 V），労働基準監督官（労働基準法 1 0 2，労働安全衛生法 9 2，最低賃金法 3 3 等），海上保安官（海上保安庁法 3 1 I）等がある。

イ 行政手続に基づく令状請求権者（特別法関係）

主な請求権者としては，次のものが挙げられる。

(ア) 収税官吏（当該職員）

国税局の財務事務官が，国税犯則事件（法人税法違反等）の調査のため，臨検捜索差押許可状や鑑定処分許可状を請求する場合（国税通則法 1 3 2，1 4 7）

(イ) 徴税吏員

県税事務所の職員が，地方税法違反の犯則事件調査のため，臨検捜索差押許可状や鑑定処分許可状を請求する場合（地方税法 2 2 の 4，2 2 の 1 9）

(ウ) 税関職員

税関の財務事務官が，関税に関する犯則事件の調査のため，臨検捜索差押許可状や鑑定処分許可状を請求する場合（関税法 1 2 1，1 3 6）

(エ) 入国警備官

法務省入国管理局の入国警備官警備長が，退去強制相当の外国人について違反調査をするため，臨検捜索差押許可状を請求する場合（出入国管理及び難民認定法 3 1）

(オ) 都道府県知事から委任を受けた児童相談所長

児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため，臨検捜索差押許可状を請求する場合（児童虐待の防止等に関する法律 9 の 3 I）

ウ その他特殊なもの

(ア) 保護観察所長又は地方更生保護委員会からの更生保護法 6 3 条 4 項（売春防止法 2 6 条 2 項において準用する場合を含む。）に基づく，保護観察対象者（保護観察処分少年・少年院仮退院者・仮釈放者・保護観察付執行猶予者・婦人補導院仮退院者）に対する引致状の請求

(イ) 警察官からの警察官職務執行法 3 条 1 項に基づく挙動異常者等の保護が 2 4 時間を超える場合の許可状の請求（同条 3 項ただし書，4 項）

(2) 請求先

原則として，請求権者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官であり，事件の事物管轄を問わない。ただし，やむを得ない事情があるときは，最寄りの下級裁判所の裁判官に請求することがで

きる（規299I）。<sup>1</sup>

(3) 請求の方式

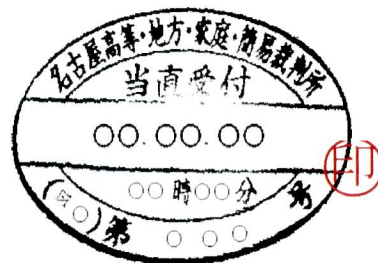
令状請求書、令状請求書謄本及び資料（規143、156参照）が提出されるので<sup>2</sup>、請求者及び謄本認証者の署名押印の有無、原本と謄本の同一性などの簡単な形式的事項についてのみ確認する。

なお、逮捕状請求書以外の令状請求書において、差し押さえるべき物、捜索すべき場所等の記載につき別紙を引用している場合が多いが、令状においても別紙を引用して作成することがほとんどであり、令状用の別紙も提出してもらえらる取扱いになっているので、当該書面の添付の有無についても確認する。<sup>3</sup>

(4) 立件

ア 令状請求書の原本及び謄本に受付日付印を押捺し、受付時刻を記入し<sup>4</sup>、取扱者が認印する。

当直に備え付けの受付日付印は「名古屋高等・地方・家庭・簡易裁判所」となっているため、令状発付を担当する裁判官の所属に応じて該当する庁を丸で囲む。



イ 刑事雑事件簿（令状請求事件簿）又は行政雑事件簿により立件し、受付日付印の該当箇所に事件番号を記入する。

登載事件簿及び受付符号は以下のとおりである。

- (ア) 刑事雑事件簿（令状請求事件簿）に登載する一般令状事件
  - 地裁の裁判官の場合：当直では「令む」
  - 簡裁の裁判官の場合：当直では「令る」
- (イ) 行政雑事件簿に登載する事件<sup>5</sup>

<sup>1</sup> 以下の令状（次頁）については請求先が限定されているので、注意を要する。

(1) 通信傍受令状 地方裁判所の裁判官に対して請求する（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律4I）。

(2) 保護許可状 簡易裁判所の裁判官に対して請求する（警察官職務執行法3III）。

なお、少年事件については、請求権者の所属する官公署の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官に対しても請求することができる（規299II）。

<sup>2</sup> 令状請求書謄本の提出が義務付けられているのは逮捕状請求書のみであるところ（規139II）、名古屋管内においては、全ての令状請求書に謄本を添付する取扱いが実務慣行となっている。

また、令状請求書（謄本を含む。）の契印については、契印に代わる一体性を確保する措置（ステープラで合綴する、ページ数を付して容易に連続性を確認できるようにする等）がされていれば、必ずしも毎葉に契印する必要はないところ（規58III参照）、名古屋管内においては、令状請求書原本には一切の契印をせず、謄本のみで謄本認証者印で契印するのが実務慣行となっている。

<sup>3</sup> 別紙の添付がない場合、本来令状を作成するのは裁判所であることから、請求者に対して提出を強制しないよう留意する。

<sup>4</sup> 24時間表示で受付時刻を記載する。

a 出入国管理及び難民認定法違反31条又は児童虐待の防止等に関する法律9条の3第1項による臨検捜索押収許可状の請求

(a) 地裁の裁判官の場合 「行ク」

(b) 簡裁の裁判官の場合 「行イ」

b 警察官職務執行法3条による保護許可状の請求（「行イ」のみ）

ウ 通常は、令状請求書の原本と謄本のあて先の裁判所名が空欄になっていることが多い。

当直では、令状発付を担当する裁判官の所属に応じて、「名古屋地方」又は「名古屋簡易」のゴム印を必ず押すことに注意する。

様式第11号〈刑訴第199条,規則第139条

<b>逮 捕</b>	
名古屋簡易 裁判所	裁判官 殿
愛 知 県 中 区	
刑事訴訟法第199条第2項に	
下記被疑者に対し、 殺 人	

### 3 令状原案の起案

(1) 令状請求書の受付作業後、令状原案の起案を行う。起案は主に事務官が担当することになると思われるが、特殊な罪名や複雑な事案、外国人の場合における氏名の標記等で疑義がある場合は、事前に書記官や裁判官等に相談をするべきである。

(2) 逮捕状は、裁判所において作成する定型用紙（「逮捕状（通常）」もしくは「逮捕状（緊急）」）に逮捕状請求書の原本を添付して作成する。

逮捕状以外の令状においては、令状請求書の原本は添付しない。

(3) 「被疑者の氏名」欄の記載については、細心の注意を払う。特に外字がある場合や外国人の場合<sup>6</sup>には注意する。

捜索差押許可状等の場合において、被疑者が数名あるときは、そのうちの1名を記載したうえで、「〇〇〇〇 外〇名」、「〇〇〇〇 ほか〇名」などと記載する。

なお、被疑者が法人の場合は、「株式会社〇〇〇〇」などと記載し、代表者名等は記載していない。被疑法人に加えて代表者等の自然人も被疑者となっている場合は、「株式会社〇〇〇〇 ほか〇名」としている。

被疑者の人定事項が令状請求時に判明していない場合は、逮捕状請求書以外の請求においては、単に「不詳」として令状を発付することも多いが、逮

<sup>5</sup> 行政雑事件簿に登載すべき事件数は少なく、当直において使用する機会は、まずないと思われる。

<sup>6</sup> 名古屋簡裁においては、令状の「被疑者の氏名」欄に記載する外国人の氏名（中国人、韓国人等の漢字により標記できる氏名を除く。）は、片仮名表記を原則的な取扱いとしているが、その片仮名標記が正確なものではない可能性もあることから、請求書に記載されている氏名の標記を確認し、請求者の意向も確認したうえで、アルファベットの氏名に続けてカッコ書きで片仮名の読みも併記するなど、柔軟に対応している。

捕状の場合には、人違いを避けるため、人相、体格その他被疑者を特定するに足りる事項で特定する（規142Ⅱ等参照）。<sup>7</sup>実務では、被疑者の写真を利用して請求される場合が多い。この場合は、令状請求書原本及び同謄本に当該写真が添付されており、かつ、当該写真の両端等に請求者の契印等の処置がなされているかを確認した上で、令状の「被疑者の氏名」欄には、「不詳（別添写真の男）」、「不詳（逮捕状請求書別添の男）」などと記載したうえ、当該写真を別添として令状にも添付する。<sup>8 9</sup>

- (4) 罪名の記載について、刑法犯の場合は、「殺人」、「窃盗未遂」、「有印私文書偽造・同行使、詐欺」などと、特別法犯の場合は、実務上罰条を記載することから、「覚せい剤取締法違反（同法41条の3第1項1号、19条）」、「犯罪による収益の移転防止に関する法律違反（同法律27条2項前段）」、「愛知県青少年保護育成条例違反（同条例29条1項、14条1項）」などと記載する。

名古屋簡裁の取扱いにおける特殊なものとして、暴力行為等処罰に関する法律違反の場合は、「暴力行為等処罰に関する法律違反（同法律〇条（刑法〇〇〇条））」と、常習累犯窃盗の場合は、原則として、単に「常習累犯窃盗」と記載している。

その他、別紙3（事実記載例一覧表）、第1の5脚注4（2頁）等参照。

- (5) 令状の有効期間については、別紙2（有効期間一覧表）参照。
- (6) 庁名は、担当裁判官によって「簡裁」と「地裁」で異なるので注意する。  
なお、令状原案に裁判官の記名をした上で裁判官に引き継ぐ場合は、ゴム印を使用するなどする。
- (7) 庁印は押印しない。
- (8) 搜索差押許可状等の場合に記載する「請求者の官公職氏名」欄は、「愛知県〇〇警察署 司法警察員〇〇（「警視」等の階級） 〇〇〇〇」と記載する。「警視」、「警部」の別に注意する。階級等に疑義がある場合は、愛知県公安委員会が作成している逮捕状請求者等の名簿を適宜確認する。

<sup>7</sup> 特定事項の具体例としては、性別、通称名、職業、元住所、身体的特徴（身長、体重、相好（丸顔・角張った顔など）、入れ墨、ほくろ、あざ、火傷跡、髪の毛の生え具合など）等が考えられる。

<sup>8</sup> 逮捕状の場合は、逮捕状請求書の原本を使用して作成するのが通常なので、逮捕状請求書の別添として添付されている写真を引用して令状を作成することで足りる（ただし、写真と台紙との間に請求者の契印があるか確認する。）。

逮捕状以外の搜索差押許可状等の令状に台紙に貼付した写真を添付する場合は、当該写真に裁判官が契印するのが通常である。

<sup>9</sup> 令状請求書における「被疑者の氏名」欄には、「不詳（別添写真の男）」などと記載されるのが一般的であるが、令状の「被疑者の氏名」欄においても令状請求書の記載と同じような記載にするのが望ましいものの、疑義がある場合は、適宜出頭した請求者等にも確認のうえ、令状原案作成前に書記官や裁判官等を含めて協議する。

- (9) 夜間執行の請求があるときは、令状下部の余白に「この令状は夜間でも執行することができる。」旨を付記する（ゴム印を押す。）。
- (10) 捜索差押許可状等の場合は、別紙を引用して令状を作成する場合がほとんどであるが、この場合は、一体性を確保するため、「別紙1」、「別紙2」、「差し押さえるべき物」、「捜索すべき場所」、「捜索すべき物」、「検証すべき場所」、「破壊すべき物」等の形式的な部分についても遺漏のないよう注意する。
- (11) 引用する別紙等も含めてステープラ等で合綴し、起案した令状の形式的な記載事項について誤記等がないか再度確認した上、令状請求書の審査を担当する者（主に書記官）に引き継ぐ。
- (12) なお、公訴提起後の被告事件について、捜査機関から捜索差押許可状等の請求があった場合は、「被疑者の氏名」欄を「被告人の氏名」に、「被疑者に対する〇〇被疑事件」の標記を「被告人に対する〇〇被告事件」に、その他「被疑者」と標記すべき箇所がある場合は「被告人」として令状原案を作成する。

#### 4 令状請求書の審査

各種令状の共通する確認事項については、以下のとおりである（各種令状固有の確認すべき事項については各論において後述する。）。審査を行う際には、前記第2の3（令状原案の起案・7頁以下）に記載した事項も参照の上、各種令状の点検票（当直用チェック票）を必ず活用する。

審査の過程で疑問点等が生じた場合は、正確かつ迅速な処理のため、躊躇せずに出頭した請求者等に確認すべきである。

明白な誤記を発見したときは、出頭した請求者等に指摘して確認した上、可能な限り裁判官に引き継ぐ前に訂正処理をさせる。<sup>10</sup>明白な誤記とまではいえない場合や、言い回しがおかしいと思料される点等は、適宜出頭した請求者等に確認したうえ、裁判官に引き継ぐ際には、当該部分に付箋を貼付し、さらに口頭で、審査の過程で感じた問題点やそれに伴う請求者等とのやりとりなど必要と思われる事項を裁判官に伝達する。

- (1) 各種令状請求書に共通の確認事項

- ア 令状請求書の原本と謄本の同一性，謄本への契印，謄本認証<sup>11</sup>
- イ 受付日付印，取扱者認印，事件番号，事件符号，受付時刻の確認<sup>12</sup>
- ウ 請求令状の種類<sup>13</sup>
- エ 請求日
- オ 請求先の庁名（請求書の宛先と受理した庁の同一性の確認）<sup>14</sup>
- カ 請求者の官公職氏名<sup>15</sup>，押印
- キ 被疑罪名の記載（請求書に記載されている被疑罪名と被疑事実の要旨等に記載されている構成要件との同一性の確認），特別法犯の場合は，さらに罰条の記載
- ク 被疑者の人定事項<sup>16</sup>
- ケ 7日を超える有効期間の請求の有無，その事由<sup>17</sup>

(2) 被疑事実の要旨（犯罪事実の要旨，犯則事実の要旨）の確認

ア 通常は別紙を作成し，請求書において当該別紙を引用する形式がほとんどである。別紙を引用した場合，その表題として，逮捕状請求書の場合は「被疑事実の要旨」，搜索差押許可状等の場合は「犯罪事実の要旨」，臨検等の場合は「犯則事実の要旨」と正しく記載されているかを確認する。また，共犯事件の場合には別紙の付け違いがないか特に注意する。

イ 公訴時効期間については，別紙1（公訴時効について）参照。

複数の被疑事実が存在し，罪数の関係により公訴時効期間の満了日に疑義がある場合などは，裁判官と協議する。

特に令状更新の場合において，令状の有効期間につき公訴時効期間を超えて発付することのないよう注意する。

<sup>11</sup> 第2の2(3)（請求の方式・6頁）参照

<sup>12</sup> 第2の2(4)（立件・6頁）参照

<sup>13</sup> 請求書の冒頭に「○○許可状請求書」と記載されているので，正しい令状種別が記載されているかを確認する。搜索差押許可状請求書，検証許可状請求書等の令状請求の場合，通常は，請求者の署名押印の次に，冒頭の記載に対応して「下記被疑者に対する覚せい剤取締法違反被疑事件（同法41条の3第1項1号，19条）被疑事件につき，○○許可状の発付を請求する。」等と記載されているため，当該部分についても必ず確認する。

<sup>14</sup> 第2の2(2)（請求先・5頁）及び第2の2(4)（立件・6頁）参照

<sup>15</sup> 第2の2(1)（請求権者・4頁）参照

<sup>16</sup> 最も重要な確認事項である。人定事項の誤記を看過したまま令状を発付してしまった場合，被疑者等に対する人権問題等の種々の問題を生じかねない。必ず身分関係資料（戸籍謄本，住民票等）と照合する。なお，外国人の場合の生年月日は，西暦で記載することになる。

<sup>17</sup> 名古屋簡裁の原則的な取扱いとして，逮捕状の令状更新は，1か月，3か月，例外的に海外逃亡の場合は6か月の順としている。なお，県警交通指導課が請求する逮捕状（交通事犯の不出頭者等）の場合は，被疑者の所在地を管轄する警察署に逮捕状執行を依頼するため，原則として初回から3週間で請求することを事実上許容している。

ウ 被疑事実の要旨の審査は、請求書に記載された罪名の構成要件を念頭に置いた上で、犯行日時、犯行場所、被害者の氏名、被害金額等の記載が正しいか総括捜査報告書（通常、疎明資料の冒頭部分に綴られている捜査報告書）に目を通し確認する。「同人」や「同年」の対応関係が正しいかについても注意を払う。

請求書に記載された罪名の構成要件に即した被疑事実の要旨が一応記載されているものの表現が分かりにくい若しくは稚拙な場合、請求書に記載された罪名以外の構成要件に該当する事実が含まれていると考えられる場合、請求書に記載されている罪名の構成要件に照らすと被疑事実の要旨の言い回しがおかしい場合等には、付箋を貼付し、裁判官に口頭により引き継ぐ。

(3) 死者を被疑者とする令状発付の可否

積極、消極の両説が存在し、消極説が有力であるものの、実務としては積極に解しているようである。搜索差押許可状等の請求があった場合は、事前に担当裁判官と協議するのが望ましい。

被疑者の氏名欄は、名古屋簡裁においては「〇〇〇〇（平成〇〇年〇〇月〇〇日死亡）」などと記載している。

(4) 裁判官への提出

請求書の審査及び令状原案の作成を終えたら、裁判官に対し、適宜口頭で必要事項を伝達した上、令状請求書、捜査記録、令状点検票等を引き継ぎ、裁判官の決裁を受ける。

なお、過誤防止のため、裁判官が押印すべき箇所に付箋を貼付した上で裁判官に引き継ぐことも有益である。

## 5 令状請求の撤回、却下

(1) 撤回の場合

ア 令状請求書の原本及び謄本の上部余白に、令状請求者（現実には請求のため来庁した請求官署の職員）に「撤回」と記載してもらう。

ただし、緊急逮捕状については、その性質上、請求の撤回はあり得ない。緊急逮捕状を発付しない場合は却下の裁判をする。

イ 令状請求事件簿の結果欄の「発付」の記載を「撤回」と訂正する。

ウ 撤回する旨を記載した令状請求書原本及び関係資料を請求者に返還し、令状請求事件簿に受領印を受ける。

エ 令状請求書の謄本は裁判所で保管する（保管期間は1年間）。

(2) 却下の場合

ア 令状請求書原本の上部欄外余白部分に、

本件請求を却下する。 平成〇〇年〇〇月〇〇日 名古屋〇〇裁判所 裁判官 〇 〇 〇 〇 印
--

と記載する（規140）。

令状請求書謄本には、上部欄外余白部分に「〇〇裁判官 却下」と記載して、却下した旨を明らかにする。

なお、実務上は、却下ではなく撤回を促すことがほとんどである。

イ 令状請求事件簿の結果欄の「発付」の記載を「却下」と訂正する。

ウ 却下の裁判を記載した令状請求書原本及び関係資料を請求者に返還し（規140，141），令状請求事件簿に受領印を受ける。

エ 令状請求書の謄本は裁判所で保管する（保管期間は1年間）。

## 6 令状発付後の事務

(1) 令状が発付されると、裁判官は、請求者等への令状交付のため、捜査資料と共に書記官等に引き継ぐことになるが、令状交付前に必ず最終確認を行ったうえで交付する。

この最終確認は、各種令状の点検票（当直用チェック票）に記載されている事項（なお、各種令状に共通する確認事項として、前記第2の3（令状原案の起案・7頁以下）及び第2の4（令状請求書の審査・9頁以下）参照）に留意し、また繁忙状況にもよるが、できれば当該請求の受付及び審査の過程に関与していない者が行うことが望ましい。

確認においてポイントとなる主な点は以下のとおり。

ア 被疑者の人定事項（氏名等）

イ 裁判官の記名押印，契印<sup>18</sup>，訂正印（訂正がある場合）

ウ 裁判官の所属庁と請求書の請求先庁の同一性

エ 発付年月日，有効期間

オ 搜索差押許可状等の請求の場合，罪名（特別法犯の場合は，罪名及び罰条），請求者の官公職氏名，夜間執行の有無，差し押さえるべき物・搜索すべき場所等の記載，身体検査に関する条件等

カ 引用した別紙がある場合，その整合性（例えば，差し押さえるべき物に

<sup>18</sup> 逮捕状請求書について、名古屋管内の裁判所においては、請求書原本における請求者の契印は原則不要とする取扱いであることは前述したとおりであり、この場合は引用する逮捕状請求書についても裁判官の契印をすることになるが、請求書原本に請求者の契印がされている場合、逮捕状と引用する逮捕状請求書との間のみ裁判官の契印をすることで足りるか否かは、裁判官の判断によることになる。

つき「別紙1記載のとおり」として別紙を引用した場合、当該別紙において、上部に「別紙1」、その下に表題として「差し押さえるべき物」と記載するなどして一体性が確保されているか否か。）

- (2) 最終確認を経て発付令状、請求書等に問題がない場合は、令状、令状請求書の原本及び捜査資料を請求者に返還し、令状請求事件簿に請求者の受領印を受ける。

令状請求書の謄本は、裁判所で保管する（保管期間は1年間）。

## 7 令状の返還、令状の再請求（令状更新）

### (1) 令状の返還

- ア 有効期間切れの令状は、令状を発付した裁判所に返還される。
- イ 令状が返還された際は、発付した裁判所（簡裁、地裁の別を含む。）及び当該令状の発付年月日を確認する。
- ウ 正しく返還がされた場合は、返還書に受付日付印を押捺し（地裁、簡裁の選択を忘れずに行う。）、令状請求書謄本保管箱に入れて引き継ぐ。

### (2) 令状の再請求（令状更新）

- ア いわゆる令状更新とは、被疑者が所在不明である等の理由により、有効期間内に令状の執行ができない場合において、裁判所へ有効期間内に令状を返還したうえで、さらに同一内容の令状を請求する場合をいう。

主なものとしては、通常逮捕状や搜索差押許可状の更新である。

- イ 有効期間は、1か月又は3か月として請求されるのが通常である。

名古屋簡裁の原則的な取扱いとして、逮捕状の令状更新は、1か月、3か月、例外的に海外逃亡の場合は6か月の順としている。

なお、搜索差押許可状の令状更新については、特に決まった取扱いは存在せず、裁判官がその事案ごとに決している（1か月で請求、1か月で発付、1回のみ更新を認める例が多い。）。

- ウ 請求日は、有効期間の末日に限らない。当直の有無等の関係上、休日に更新できない庁もあることから、有効期間の前日や前々日に請求がされることもある。

- エ 令状更新において最も注意すべき点は、公訴時効の点である。公訴時効期間を超える日を有効期間とする令状を発付しないよう、細心の注意を払う必要がある。令状更新を繰り返している事件については、特に注意を要する。

複数の被疑事実がある場合の公訴時効の完成日については、罪数の関係等により結論が異なるので、疑義がある場合は、令状原案の作成前に、出頭した請求者等や担当裁判官に確認する必要がある。併合罪関係にある複

数の被疑事実の一部について公訴時効期間を超える場合、時効が完成する被疑事実に関する令状については、令状請求書を分けて作成し、有効期間を公訴時効期間の満了日までとして請求させなければならない(別紙1(公訴時効について)参照)。

オ 請求官署の職員から、有効期間が切れる令状及び返還書並びに新たな令状請求書の原本、同謄本及び一件記録が提出される。なお、有効期間が切れる令状の返還先が更新令状を発付する裁判所ではない場合は、有効期間が切れる令状を事実上借りたうえで審査することが有益である(この場合は、返還書に受付印を押捺してはいけないのはもちろんのこと、令状交付時には必ず出頭した請求者等に返却する。)

受付の際には、前回の令状発付以降に被疑事実の要旨や人定事項(主に年齢の加算)等に変更が生じていないか、公訴時効期間を超えていないか等について口頭で確認したうえで、受理の手続きに入るのが望ましい。

実質的には、同一内容の令状の有効期間を更新するものであるから、返還された令状と令状原案とを照合し、記載内容の同一性を確認する。

問題がなければ、返還令状、令状原案、令状請求書、一件記録及び令状点検票を担当裁判官に引き継ぐ。

カ 令状発付後の処理は、通常令状請求時と同様である。

有効期間が切れる令状を事実上借りていた場合は、必ず出頭した請求者等に返却する。

キ 有効期間を徒過して請求がされた場合、新たに発付する令状の有効期間は、当直裁判官の指示による。

なお、名古屋簡裁においては、更新ではなく、新たな請求(有効期間は原則として通常7日)として発付する取扱いとしている。

### 第3 各論

総論において触れた各種令状に共通した確認すべき点等のほか、個別の令状につき確認すべき点及び参考事項については以下のとおり。なお、当直において令状事務を行う場合は、必ず当直用チェック票による確認を行う。

特に迅速性が求められる類型については、【要急処理事案】と記載した。

#### 1 通常逮捕状

##### (1) 概説

後掲「①当直用チェック票（通常逮捕状請求書）」参照

##### (2) 請求者の官公職氏名

警察官たる司法警察員による請求の場合は、逮捕状請求権者名簿により確認をする。

##### (3) 7日を超える有効期間を必要とする場合（請求書2項）

第2の4（令状請求書の審査）注釈17（10頁）参照

##### (4) 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由（請求書5項）

記載は必須である。

記載された疎明資料の有無を捜査記録で確認する必要はない。

従前は「司法警察員警部補〇〇〇〇作成の捜査報告書〇通」等と全ての疎明資料の名称、作成者等の個人名、通数等を記載していたが、誤記等が散見される等の現状にあったことから、愛知県警警察本部からの申入れにより、平成25年10月1日以降については、犯罪事実と被疑者の結びつきを疎明するために欠くことのできない証拠を、「捜査報告書」、「被害届」、「参考人供述調書」等疎明資料の名称のみを記載し、作成者等の個人名や通数は記載しないこととなった。

##### (5) 被疑者に対し、現に捜査中である犯罪事実等について、前に逮捕状の請求があった場合（請求書7項）

同一の犯罪事実による逮捕の蒸し返しや同時捜査が可能な犯罪事実で逮捕を繰り返す等の逮捕権の濫用を防止する趣旨から、この記載が求められている。この部分に誤りがある逮捕状の効力に疑義が生じるため注意を要する。捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

「同一の犯罪事実」については、過去に請求して却下された場合はもとより、何らかの事情により撤回に至った場合も記載を要する。

「現に捜査中である他の犯罪事実」については、他の警察署等で逮捕されて捜査中の犯罪事実についても判明する限りで記載する必要がある。別件の先行する逮捕が現行犯逮捕の場合及び別件逮捕の犯罪事実により既に起訴されている場合には、規142I⑧の文言上は請求書に記載する必要はないが、同条の趣旨である逮捕の蒸し返し防止の点から、記載しておくことが望ましいとの見解もある。記載されていれば、あえてこれを抹消させることはないが、最終的には裁判官の指示による。

一般的な記載例としては以下のとおり。

ア 同一の犯罪事実の場合

「平成〇〇年〇〇月〇〇日、名古屋〇〇裁判所裁判官〇〇〇〇から同一の犯罪事実について逮捕状の発付を受け捜査中であるが、被疑者は現在逃走中で所在不明であり、有効期間である同月〇〇日までに執行できる可能性が低い。」

イ 現に捜査中である他の犯罪事実の場合

通常は、他の犯罪事実については別紙引用される場合が多い。

(ア) 請求書7項

「平成〇〇年〇〇月〇〇日、名古屋〇〇裁判所裁判官〇〇〇〇から、別紙〇記載の〇〇〇〇法違反の犯罪事実により逮捕状の発付を受け、同月〇〇日に被疑者を通常逮捕し、同事実により現在愛知県〇〇警察署に勾留中である。」

(イ) 引用される別紙

「犯罪事実」については、被疑事実の要旨や犯罪事実の要旨とならない点に注意する。

「別紙〇

犯罪事実

被疑者は、………したものである。」

(6) 逮捕状発付の制限（請求書8項）

ア 軽微事件

30万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、2万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被疑者が定まった住居を有しない場合又は正当な理由がなく出頭の求めに応じない場合にのみ、逮捕状により逮捕することができる（法199Iただし書）。

よって、例えば、法定刑が拘留又は科料である軽犯罪法違反の罪については、上記事由がない限り、逮捕状を発付することはできない。

イ 国会議員の不逮捕特権（憲法50、国会法33）

ウ 14歳未満の（触法）少年（刑法41参照）

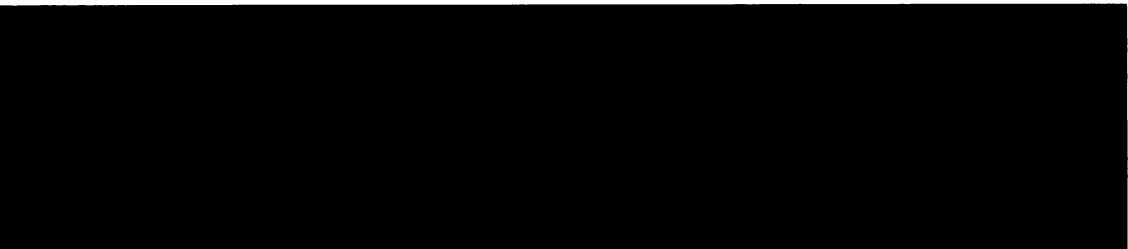
14歳以上の少年は逮捕することができるものの、少年は未成熟であって教育的配慮が必要であり、逮捕が心身に大きな影響を及ぼすことから、少年法の趣旨に鑑み、逮捕の必要性については慎重に判断すべきである。

なお、触法少年であっても、必要があるときは、押収、搜索、検証又は鑑定の囑託をすることができる（少年法6の5、書式は別紙4参照）。

(7) 逮捕状に引用する逮捕状請求書の記載の訂正

従前は裁判官印で訂正印を押印する取扱いも見られたが、最高裁刑事局は、「逮捕状で利用される逮捕状請求書を裁判官印で訂正することは、逮捕状請求書の被疑事実の要旨部分であれ、それ以外の部分であれ、文書の独立性などの観点から、不相当な処理であり、過誤に該当し得ると解する。」と回答していることから、訂正がある場合は、必ず請求者印で訂正してもらう。

(8) 任意同行後の逮捕状請求



(9) 逮捕状請求書原本を利用しないで逮捕状を発付する場合

逮捕状の記載事項について被疑者に示すことが適当でない事項（例えば、捜査協力者の氏名等）が含まれている場合、稀に逮捕状請求書の原本を利用しないで発付することがある。この場合、定型用紙である「逮捕状（通常）」の「被疑者の年齢、住居、職業、罪名、被疑事実の要旨、被疑者を引致すべき場所、請求者の官公職氏名」欄においては、定型文言として「別紙逮捕状請求書のとおり」と記載されているので、各事項を記載した別紙を別途出頭した請求者等に作成してもらった上で当該別紙を逮捕状において引用するなど、適宜記載や体裁を工夫する必要がある。

(10) 引致場所の変更請求

逮捕状を発付した裁判官以外の者でも、所属裁判所が異なっても変更できる。

ア 条件

- (ア) 逮捕状の有効期間内であること
- (イ) 逮捕状の執行前であること

イ 事務の流れ

- (ア) 逮捕状、引致場所変更請求書、同謄本及び捜査資料が提出される。



①当直用チェック票(通常逮捕状請求書)

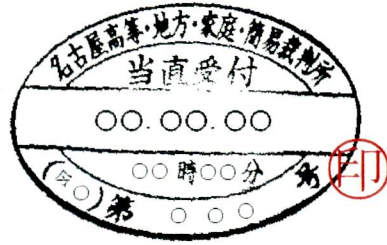
★の項目は別紙参照

受付時 1    
 2    
 3    
 4    
 5    
 6

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★

原本、謄本に

- ・3 時刻は記入したか。
- ・4 事件番号、事件符号は記入したか。★
- ・5 担当者は押印したか。
- ・6 原本、謄本は照合したか。★



逮捕状請求書(甲)

7 作成日付は正しいか。  
 平成〇〇年〇〇月〇〇日

7    
 8

8 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★

名古屋〇〇 裁判所  
 裁判官 殿

愛知県〇〇警察署  
 刑事訴訟法第199条2項による指定を受けた司法警察員

9 請求者の記名、押印があるか。★

下記被疑者に対し、〇〇〇〇被疑事件につき、逮捕状の発付を請求する。

10 罪名は被疑事実と相違はないか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。★  
 記

9    
 10

1 被疑者

氏名 〇 〇 〇 〇  
 年齢 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳)  
 職業 〇〇〇  
 住居 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇〇〇〇

11 身柄関係書類等のどれか一つと確認したか。★  
 12 年齢計算に誤りはないか。★

11    
 12

2 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

13 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」の記載があるか。  
 (記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

13

3 引致すべき官公署又はその他の場所

愛知県〇〇警察署又は逮捕地を管轄する警察署  
 14 記載は必須。下線部分は記載のない場合もある(別件で身柄拘束中等)。

14

4 逮捕状を数通必要とするときは、その数及び事由

15 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」の記載があるか。  
 (記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

15

5 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由

16 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

16

6 被疑者の逮捕を必要とする事由

17 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

17

7 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由

18 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」の記載があるか。  
 (記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

18

8 30万円(刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、2万円)以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、刑事訴訟法第199条第1項ただし書に定める事由

19 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」の記載があるか。★  
 (記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

19

9 被疑事実の要旨

20 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★

20

(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

(通常逮捕状請求書)

※点検者が押印又は署名をする。



(点検者印)



(別紙)

## ①通常逮捕状

★点検項目		点検項目の説明
請求書	(請求書の点検)	・通常は、逮捕状に請求書原本を引用して合てつするので、請求書の確実な点検は必須である。
	(請求書原本の訂正)	・請求書の記載内容に不備や誤りがある場合は、逮捕状に請求書原本を引用するに当たり、請求者に訂正させ、訂正印を押させて発付する。
	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	6 謄本	・請求書謄本に謄本認証はあるか(刑訴規則により謄本提出)。
	8 庁名	2を参照
	9 請求者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「刑事訴訟法第199条第2項による指定を受けた司法警察員」、「警部」又は「警視」の記載があるか。</li> <li>・検察官又は司法警察員(法199Ⅱ)、特別司法警察職員(法190)である。</li> <li>・警察官である司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限られている。</li> <li>・特別司法警察職員については、司法警察員として職務を行う者であれば制限はない。</li> </ul> ※逮捕状請求権者名簿は、当直室備え付け刑事ファイルに編てつ
	10 罪名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被疑罪名と被疑事実の要旨との同一性を確認する。</li> <li>・特別法犯の場合は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載が必要である(名古屋の取扱い)。例・・・「覚せい剤取締法(同法 条)」</li> </ul> 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 特別法犯の場合は、六法全書等によって、被疑事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
	11 12 被疑者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別添(又は別紙)写真の男)」)。</li> <li>・住居が不詳の場合は「不詳」。住居が明らかでない場合は「不詳」</li> <li>・年齢、職業が明らかでない場合は「不詳」</li> <li>・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。</li> </ul> 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 捜査記録中の運転免許証、外国人登録証等の身分関係書類のどれか一つと照合して点検し、照合した書類を付せて裁判官に報告するとともに、誤記等があれば付せんを貼付して裁判官に口頭で報告する。
	19 軽微事件	【「決裁前」点検者は以下も点検する】 軽微事件に該当するかを確認する。
20 被疑事実の要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「被疑事実の要旨」の記載内容に誤字脱字がないか。</li> <li>・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 被疑事実の要旨」)。</li> </ul> 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・ 捜査記録冒頭の統括捜査報告書と照合して点検し、誤記等があれば付せんを貼付して裁判官に口頭で報告する。	
令状	1 被疑者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名が不詳で写真を利用した場合の記載例・・・「不詳(逮捕状請求書別添(又は別紙)写真の男)」</li> <li>・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。</li> </ul>
	2 有効期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入)</li> <li>例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで</li> <li>・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日、発付日8月1日)</li> </ul>
	8 契印訂正印	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契印</li> <li>①請求書原本に請求者の契印がない場合は、逮捕状から請求書最終頁までの裁判官の契印が必要</li> <li>②請求書原本に請求者の契印がある場合は、逮捕状と請求書冒頭頁との契印で足りるか、①と同様の契印が必要かは、裁判官の判断による。</li> <li>・訂正印 — 請求書原本の訂正印は、請求者印で訂正してもらう。</li> </ul>

## 2 緊急逮捕状 【要急処理事案】

### (1) 概説

後掲「②当直用チェック票（緊急逮捕状請求書）」参照

緊急逮捕の場合には、統括捜査報告書は作成されていないので、同報告書に代わる資料として、「緊急逮捕手続書」を一読した上で、同書面と照して点検を行い、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

### (2) 緊急逮捕の要件

ア 緊急逮捕の対象となる事件は、死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪である（法210I）。

緊急逮捕の要件を満たさない被疑事実が、要件を満たす他の被疑事実とともに請求書に記載されている場合は、緊急逮捕状の罪名、罰条、被疑事実の要旨等の記載について修正させる必要性が生じることに注意する。例えば、過失運転致死傷（第1の事実）並びに救護義務違反及び報告義務違反（第2の事実）の事実で緊急逮捕し、当該事実で緊急逮捕状の請求があった場合、報告義務違反の罪については、法定刑が3月以下の懲役又は5万円以下の罰金であることから、緊急逮捕の要件を欠くことになる。

よって、この場合は、請求者等に対して不適法部分を除いたものに訂正を求めるか、緊急逮捕状の定型用紙に不適法部分を除く旨を記載する方法が考えられるが、具体的な処理については裁判官と協議する。

イ 緊急逮捕の要件は、緊急逮捕時において存在しなければならない。したがって、緊急逮捕の要件の疎明資料としては、逮捕者が逮捕時において認識し得た具体的な事情に基づくことを必要とし、逮捕後に生じた事由は資料とはならない。

### (3) 緊急逮捕状の請求

緊急逮捕をした場合、後に人違い等を発見した等の事由があっても、必ず緊急逮捕状の請求をしなければならない。

よって、緊急逮捕状においては撤回という概念はなく、却下する場合においても、緊急逮捕そのものが違法である場合や、緊急逮捕は適法になされたが逮捕の理由がない場合など、理由が様々であることから、却下において理由を明記すべきであるという考え方もあるので、裁判官の指示を受ける。

### (4) 請求者

他の令状と異なり，司法警察職員であれば制限はない。

(5) **被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由（請求書6項）**

前記第3の1(4)（通常逮捕状・被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由・15頁）参照

(6) **被疑者に対し，現に捜査中である犯罪事実等について，前に逮捕状の請求があった場合（請求書8項）**

前記第3の1(5)（通常逮捕状・被疑者に対し，現に捜査中である犯罪事実等について，前に逮捕状の請求があった場合・15頁）参照

(7) **逮捕状に引用する逮捕状請求書の記載の訂正**

前記第3の1(7)（通常逮捕状・逮捕状に引用する逮捕状請求書の記載の訂正・17頁）参照

(8) **緊急逮捕後に罪名や被疑事実が変わった場合**

緊急逮捕状は，逮捕後の身柄拘束を根拠付けるという性質のほかに，令状なしに行われた逮捕行為を追認するという性質を有するから，逮捕後に事実関係が変動した場合でも，逮捕時の罪名及び被疑事実を記載する。例えば，被疑者を傷害罪で緊急逮捕したが，その後の逮捕状請求時には被害者が死亡していたとしても，罪名を傷害致死罪とすべきではない。

なお，緊急逮捕の被疑事実について，裁判官と請求者の同一事実に対する法律判断に相違があるにすぎない場合は，裁判官が認めた罪名と，その構成要件に沿った被疑事実を記載して令状を発付することは差し支えない。例えば，被疑者が強盗罪の被疑事実で緊急逮捕された事件について，被疑者の暴行又は脅迫が被害者の犯行を抑圧する程度に達していないものとして，その罪を恐喝罪と認めて緊急逮捕状を発付することなどが考えられる。

(9) **引致前に緊急逮捕状が請求された場合**

緊急逮捕状は引致後に請求されることが通常であるが，引致前に請求されることもある。この場合は，「逮捕状（緊急）」の「被疑者の年齢，住居，職業，逮捕したことを認めた罪名，被疑事実の要旨，請求者の官公職氏名，逮捕者の官公職氏名，逮捕の年月日時及び場所」欄に「引致すべき場所」を加え，さらに，定型文言として記載されている「引致の年月日時及び場所」欄の「及び場所」及び同右欄の「に引致」を削除（訂正印は裁判官が押印）する。<sup>19</sup>

<sup>19</sup> 当直においては，引致の場所の記載漏れを防止するために「に引致」とあらかじめ印刷された書式を使用している。



②当直用チェック票(緊急逮捕状)

★の項目は別紙参照

決  
裁  
前  
決  
裁  
後

9 逮捕状請求書各葉との裁判官契印, 訂正印はあるか。 9

逮 捕 状 (緊急)	
被 疑 者 の 氏 名	1 表記文字は正しいか。★ <div style="text-align: center; font-size: 2em; color: blue;">○ ○ ○ ○</div>
被 疑 者 の 年 齢 住 居 , 職 業 逮捕したことを認めた罪名 被 疑 事 実 の 要 旨 請求者の官公職氏名 逮捕者の官公職氏名 逮捕の年月日時及び場所	別紙逮捕状請求書のとおり
上記の被疑事実により, 被疑者を逮捕したことを認める。 2 今日の日付は正しいか。 平成○○年○○月○○日 3 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) <u>名古屋○○裁判所</u> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> <span style="font-size: 1.5em;">裁 判 官</span> <div style="display: inline-block; border: 2px solid red; padding: 5px; margin-left: 20px; text-align: center; font-size: 3em; color: red;">印</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 5px; margin-left: 20px; text-align: center; font-size: 1.5em; color: red;">印</div> </div>	
4 裁判官の記名印は正しいか。 <span style="float: right;">7 庁印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。</span>	
5 請求書からの転記は正しいか。(逮捕日時を記載しないこと。) 平成○○年○○月○○日 午○ ○○時○○分 6 請求書からの転記は正しいか。(逮捕場所を記載しないこと。) 愛知県○○警察署 <span style="float: right;">に引致</span>	
送致する手続をした時 年 月 日 時	平成 年 月 日 午前 午後 時 分 <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> <input style="width: 40px; height: 20px; border: 1px solid black;" type="text"/> <input style="width: 40px; height: 20px; border: 1px solid black;" type="text"/> </div> (点検者印)
記 名 押 印	※点検者が押印又は署名をする。
送致を受けた年月日時	平成 年 月 日 午前 午後 時 分 ※交付時7.8.9を警察官と指差し点検
記 名 押 印	<input style="width: 40px; height: 20px; border: 1px solid black;" type="text"/> (点検者印)

1

2

7

3

4

8

5

6

(点検者印)

※点検者が押印又は署名をする。

※交付時7.8.9を警察官と指差し点検

(点検者印)

注 引致前に逮捕状が請求された場合には, ①「引致すべき場所」欄を設けてこれを記載し,

②「引致の年月日時及び場所」欄を「引致の年月日時」と訂正し, ③同欄の「に引致」を削除する。★

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

★点検項目		点検項目の説明
請求書	(請求書の点検)	・通常は、逮捕状に請求書原本を引用して合てつするので、請求書の確実な点検は必須である。
	(請求書原本の訂正)	・請求書の記載内容に不備や誤りがある場合は、逮捕状に請求書原本を引用するに当たり、請求者に訂正させ、訂正印を押させて発付する。
	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	3 受付時刻	・緊急逮捕状の請求では、受付時刻が重要な意味を持つので、必ず受付に際し、正確な受付時刻を受付日付印の所定の箇所に記入する。
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	6 謄本	・請求書謄本に謄本認証はあるか(刑訴規則により謄本提出)。
	8 庁名	2を参照
	9 請求者	・検察官、検察事務官又は司法警察職員(法210 I)、特別司法警察職員(法190)である。 ・司法警察職員は、公安委員会の指定を受けない警察官である司法警察員又は司法巡査も含まれる。 ・請求者は必ずしも逮捕者に限られない。
	10 罪名	・被疑罪名と被疑事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載が必要である(名古屋の取扱い)。例・・・「覚せい剤取締法(同法 条)」 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・特別法犯の場合は、六法全書等によって、被疑事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。 ※ 死刑、無期、長期3年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪であることを要するので調査する。
	11 12 被疑者	・氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別添(又は別紙)写真の男)」。) ・住所が不定の場合は「不定」。住所が明らかでない場合は「不詳」。 ・年齢、職業が明らかでない場合は「不詳」 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 捜査記録中の運転免許証、外国人登録証等の身分関係書類のどれか一つと照合して点検し、照合した書類を付せんで裁判官に報告するとともに、誤記等があれば付せんで貼付して裁判官に口頭で報告する。
13 逮捕場所	・「場所」の記載が漏れていることがあるので、注意を要する。	
14 引致日時 引致場所	・引致日時の「午前」「午後」が間違っていることがあるので、請求書における時系列が、①逮捕→②引致→③逮捕状請求の順になっていることを確認する。 ・引致場所の記載が漏れていることがあるので、注意を要する。 ・引致前に緊急逮捕状が請求された場合には、「引致の年月日及び場所」欄の記載はなく、「引致すべき官公署又はその他の場所」欄に被疑者を引致すべき場所が記載されることになる。	
20 被疑事実の要旨	・「被疑事実の要旨」の記載内容に誤りがないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 被疑事実の要旨」)。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 捜査記録冒頭の統括捜査報告書と照合して点検し、誤記等があれば付せんで貼付して裁判官に口頭で報告する。	
令状	※	引致前に逮捕状が請求された場合の令状の記載は、「令状事務処理の手引(三訂版)」緊急逮捕状の項目の記載例を参照
	1 被疑者の氏名	・氏名が不詳で写真を利用した場合の記載例・・・「不詳(逮捕状請求書別添(又は別紙)写真の男)」 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	9 契印 訂正印	・契印 ①請求書原本に請求者の契印がない場合は、逮捕状から請求書最終頁までの裁判官の契印が必要 ②請求書原本に請求者の契印がある場合は、逮捕状と請求書冒頭頁との契印で足りるか、①と同様の契印が必要かは、裁判官の判断による。 ・訂正印 — 請求書原本の訂正印は、請求者印で訂正してもらう。

### 3 搜索差押許可状（いわゆる「ガサ状」）

#### (1) 概説

後掲「③当直用チェック票（搜索差押許可状請求書）」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し，誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で，裁判官に口頭で報告する。

#### (2) 搜索すべき場所，身体，物

搜索すべき場所等につき別紙を引用する場合において，表題として「搜索すべき場所」，「搜索すべき物」などと記載するが，請求者の勘違い等による誤記が散見されるので注意する。

主なものの記載例としては以下のとおり（名古屋簡裁における従前からの取扱いにより慣行となっている記載例も含む。）。

##### ア 搜索すべき場所

搜索すべき場所については，これを特定することが要求される。通常は行政区画上の地番で特定するが，合理的に解釈してその場所を特定できる程度の記載であればよい。また，場所に対する管理権が単一であることも要求されるので，同一の場所であっても管理権者が複数存在する場合は，個別の令状を発付すべきとするのが通説である。

(ア) 住居（同一敷地内にある付属建物は包括して1個の管理権が及ぶ。）

搜索すべき場所

名古屋市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地

〇〇〇〇方居宅及び付属施設

(イ) 上記(ア)につき，被疑者の使用部分等に限定する場合（事件と関係のない同居者（家族等）のプライバシーを侵すことのないよう配慮する場合）

搜索すべき場所

名古屋市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地

〇〇〇〇方居宅及び付属施設のうち

被疑者〇〇〇〇の使用部分及び共用部分

##### イ 搜索すべき身体

人の身体を搜索場所として物を搜索することであり，被服のポケット内を調べること，被服の一部を脱がせて脇や股間を調べること，頭髪，口腔，耳腔，鼻腔内等を外部から調べること等である。

なお，全裸又はそれに近い状態にして体表や体腔の内部を調べるには，

身体検査令状（後述第3の7参照）を併用するのが相当と解されている。

#### ウ 搜索すべき物

自動車に対する搜索差押については、後述第3の4(2)（33頁）も参照のこと（搜索差押許可状に加えて搜索許可状が必要となる場合もある。）。

##### (ア) 被疑者の着衣，携行品

搜索すべき物（ただし、「搜索すべき身体」として発付した例あり）

被疑者の着衣及び携行品

##### (イ) 自動車（登録制度のある普通乗用自動車等の場合）

搜索すべき物

普通乗用自動車

登録番号 名古屋〇〇〇ほ〇〇〇〇

##### (ウ) 自動車（登録制度のない軽四乗用自動車等の場合）

搜索すべき物

軽四乗用自動車

車両番号 名古屋〇〇〇な〇〇〇〇

#### (3) 差し押さえるべき物の特定

可能な限り具体的に特定されることが望ましいが、捜査の進捗状況や犯罪類型によっては、ある程度抽象的な記載も許容される。

被疑者が複数存在する事案につき、差し押さえるべき物の記載として、特定の被疑者のみに限定した記載をすべき場合もある（他の被疑者にとっては全く無関係なものが含まれている場合もある）ので、特定が適切になされているかを意識しながら審査にあたる。

#### (4) リモートアクセスによる複写の処分（法218Ⅱの規定による差押え，請求書5項）がある場合

後記第3の10（搜索差押許可状（リモートアクセスによる複写の処分がある場合）・58頁）参照

#### (5) 第三者に対する搜索

被疑者以外の第三者に対する搜索は、必要性の要件に加えて、押収すべき物の存在を認めるに足りる状況（蓋然性）がある場合に限り搜索をすることができる（法222Ⅰ，102Ⅱ）。

#### (6) 強制採尿の場合

後記第3の12(1)（66頁）参照

#### (7) 夜間執行

私生活の平穏を保護するため、日出前、日没後に令状を執行する場合は、これを許可する旨の記載がなければ、人の住居等に入ることができない。ただし、例外もある（以上，法222Ⅲ，同条Ⅳ，116，117参照）。

ア 自動車に対する捜索等の場合

一般的に考えれば私生活の平穩を害するおそれはないので、夜間執行の許可は不要である。

ただし、キャンピングカーのように設備等から居住用を兼ねて使用されている自動車については、夜間執行の許可が必要となることも考えられる。

イ 人の着衣等に対する捜索等の場合

前記アと同様に私生活の平穩を害するおそれはないので、夜間執行の許可の対象とはならない。

ウ 行政手続に基づく令状請求にかかる夜間執行

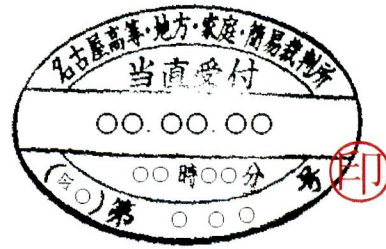
刑事訴訟法ではなく、関連する各法律を根拠とする(国税通則法148, 関税法137, 出入国管理及び難民認定法35, 児童虐待の防止等に関する法律9の4等)。

③当直用チェック票(搜索差押許可状請求書)  
(リモートアクセスによる複写の処分以外の請求に用いること)

★の項目は別紙参照

受 決  
付 裁  
時 前  
1    
2    
3    
4    
5    
6

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★



- 原本, 謄本に
- ・3 時刻は記入したか。
  - ・4 事件番号, 事件符号は記入したか。★
  - ・5 担当者は押印したか。
  - ・6 原本, 謄本は照合したか。★

搜 索  
差 押 許 可 状 請 求 書

7 請求日付は正しいか。  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

7    
8

8 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★  
名古屋〇〇 裁判所  
裁判官 殿

愛知県〇〇警察署  
司法警察員 〇〇 〇 〇 〇 〇



下記被疑者に対する〇〇〇〇被疑事件につき、搜索差押許可状の発付を請求する。  
9 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。★  
記

9

1 被疑者の氏名  
〇 〇 〇 〇  
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)

10 身柄関係書類等があればどれか一つと確認する。★  
11 年齢計算に誤りはないか。★

10    
11

(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

2 差し押さえるべき物

12 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

12

3 搜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

13 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

13

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

14 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。  
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

14

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

15 斜線を引き押印又は「なし」と記載する。請求書に本項自体の記載がないこともある(そのときは、6項, 7項が順次5項, 6項に繰り上がる。)

15

6 日出前又は日没後に行く必要があるときは、その旨及び事由

16 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。  
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

16

7 犯罪事実の要旨

17 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★  
(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

17



※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

(搜索差押許可状請求書)

(点検者印)

※点検者が押印又は署名をする。

③当直用チェック票(捜索差押許可状)  
(リモートアクセスによる複写の処分以外の請求に用いること)

★の項目は別紙参照

決 裁  
前 後

14 引用された別紙各葉との裁判官契印、訂正印はある 14

# 捜 索 差 押 許 可 状

被 疑 者 の 氏 名	1 表記文字は正しいか。★ ○ ○ ○ ○	1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
被疑者に対する	○ ○ ○ ○ 2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。	2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
被疑事件 について、下記のとおり捜索及び差押えすることを許可する。		
差し押さえるべき物	3 記載は必須(引用された別紙はあるか。) (引用した別紙の付け忘れ、取り違えに注意)	3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
捜索すべき場所、 身体又は物	4 記載は必須(引用された別紙はあるか。) (引用した別紙の付け忘れ、取り違えに注意) (強制採尿の捜索差押許可状は別様式で作成することに注意)	4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有 効 期 間	平成○○年○○月○○日 まで 5 期間計算は正しいか。★	5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有効期間経過後は、この令状により捜索又は差押えに着手することができない。この 場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを 当裁判所に返還しなければならない。		
6 今日の日付は正しいか。 平成○○年○○月○○日	7 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) <u>名古屋○○裁判所</u>	6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8 裁判官の記名印は正しいか。	10 庁印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 裁判官 ○ ○ ○ ○ (印)	10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
9 請求書からの転記は正しいか。★	11 裁判官の押印はあるか。	7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
請求者の官公職氏名	愛知県○○警察署 司法警察員 ○ ○ ○ ○	8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
この令状は夜間でも執行することができる。(印)		11 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
12 夜間執行の請求はあるか。		9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
13 裁判官の押印はあるか。		12 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
※点検者が押印又は署名をする。		13 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

15 複数請求があり、コピーした場合=項目3, 4, 11につき、全件チェック済

※交付時10,11,13,14を警察官と指差し点検

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

(点検者印)

(点検者印)

★点検項目		点検項目の説明
請求書	※	強制採尿の捜索差押許可請求書の記載は、「令状事務処理の手引(四訂版)」の特殊な事例に関する令状の強制採尿の項目にある記載例を参照(令状の様式は通常様式ではなく別様式となることに注意する)
	(令状の通数)	・一通の請求書で数個の捜索場所を求めてきた場合、捜索差押許可状は異なる場所ごとに発付すべきである。
	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	6 謄本	・請求書謄本に謄本認証はあるか(刑訴規則上謄本提出を求められるものではないが提出してもらっている。)
	8 庁名	2を参照
	9 罪名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被疑罪名と犯罪事実の要旨との同一性を確認する。</li> <li>・特別法犯の場合は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載が必要である(名古屋の取扱い)。例・・・「覚せい剤取締法(同法 条)」</li> </ul> <p>【「決裁前」点検者は以下も点検する】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別法犯は、六法全書等で、犯罪事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。</li> </ul>
	10 11 被疑者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「ほか〇名」と記載している。</li> <li>・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」</li> <li>・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。</li> <li>・年齢が明らかでないときは、生年月日の記載は不要</li> <li>・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。</li> </ul>
	16 犯罪事実の要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「犯罪事実の要旨」の記載内容に誤字脱字がないか。</li> <li>・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 犯罪事実の要旨」)。</li> </ul>
令状	※	強制採尿の捜索差押許可状の記載は、「令状事務処理の手引(四訂版)」の特殊な事例に関する令状の強制採尿の項目にある記載例を参照
	(令状の通数)	・一通の請求書で数個の捜索場所を求めてきた場合、捜索差押許可状は異なる場所ごとに発付すべきである。
	1 被疑者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「外〇名」と記載している。</li> <li>・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」</li> <li>・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。</li> <li>・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。</li> </ul>
	4 捜索すべき場所、身体又は物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捜査記録冒頭の統括捜査報告書と照合して点検し、誤記等があれば付せんを貼付して裁判官に口頭で報告する。</li> <li>・記載例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「被疑者の着衣及び携行品」</li> <li>・住居とその同一敷地内にある附属建物は包括して1個の管理権が及ぶ。「愛知県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地〇 〇〇〇方居宅及びその附属建物」</li> <li>・アパート、下宿等のように、各室によって居住権者が異なる場合には、各室ごとに別個の場所となるので、これを明確に特定する必要がある。</li> <li>・自動車内に存在する物を差し押さえる場合、自動車の内部には一定の空間があり、私人が合法的、排他的に占有できる意味で1個の独立した管理権があるとされるので、自動車に対する捜索差押許可状が必要であり、公道上に駐車又は公道を走行している場合は、自動車そのものを捜索場所と考え、これを特定(車両番号、車名、形式、所有者等)すれば足りる。「普通乗用自動車 名古屋〇〇い〇〇〇〇号(トヨタビスタ、白色)」</li> <li>・自動車の所有者とその駐車場所の管理者が同一人であれば、その駐車場と自動車を特定して、捜索差押許可状1通で執行できる。「〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇〇〇方敷地内に存在する同人所有の〇〇い〇〇〇〇号(トヨタビスタ、白色)」</li> <li>・自動車の所有者とその駐車場の管理者が異なる場合には、駐車場に対する捜索許可状と、自動車に対する捜索差押許可状の2通で執行するのが相当と考えられている。</li> </ul> </li> </ul>
	5 有効期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入)</li> <li>例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで</li> <li>・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日,発付日8月1日)</li> </ul>
9 請求者の官公職氏名	・「警部」、「警視」など正確に記載する。	

## 4 搜索許可状

### (1) 概説

後掲「④当直用チェック票（搜索許可状請求書）」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

### (2) 搜索許可状と搜索差押許可状の双方が必要となる場合

自動車内の物を差し押さえるための搜索差押許可状について、その自動車  
が、自動車の所有者等とは異なる管理権者の土地等に駐車されており、かつ、  
その土地等の管理権者から搜索するために立ち入る旨の承諾が得られないよ  
うな場合には、その土地（場所）に立ち入ることを許可する趣旨の搜索許可  
状が別途必要となる。自動車の所有者等とその所在場所の管理権者が同一で  
あれば搜索差押許可状のみの発付で足りる。

### (3) 夜間執行

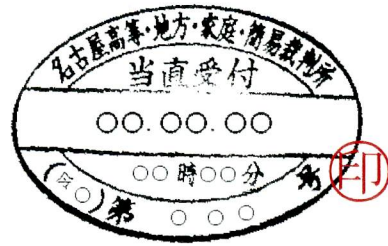
前記第3の3(7)（28頁）参照

④当直用チェック票(搜索許可状請求書)  
(リモートアクセスによる複写の処分以外の請求に用いること)

★の項目は別紙参照

受 決  
付 裁  
時 前  
1    
2    
3    
4    
5    
6

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★



原本、謄本に

- ・3 時刻は記入したか。
- ・4 事件番号, 事件符号は記入したか。★
- ・5 担当者は押印したか。
- ・6 原本、謄本は照合したか。★

## 搜索許可状請求書

7 請求日付は正しいか。  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

8 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★  
名古屋〇〇 裁判所  
裁判官 殿

愛知県〇〇警察署  
司法警察員 〇〇 〇 〇 〇

下記被疑者に対する〇〇〇〇被疑事件につき、搜索許可状の発付を請求する。

9 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。★  
記

1 被疑者の氏名

〇 〇 〇 〇

昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)

10 身柄関係書類等があればどれか一つ  
確認する。★

11 年齢計算に誤りはないか。★

(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

2 差し押さえるべき物

なし

3 搜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

12 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

13 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。

(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差し押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

14 斜線を引き押印又は「なし」と記載する。請求書に本項自体の記載がないこともある(そのときは、6項、7項が順次5項、6項に繰り上がる。)

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

15 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。

(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

7 犯罪事実の要旨

16 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★

(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

(搜索許可状請求書)

(点検者印)

※点検者が押印又は署名をする。

④当直用チェック票(搜索許可状)  
(リモートアクセスによる複写の処分以外の請求に用いること)

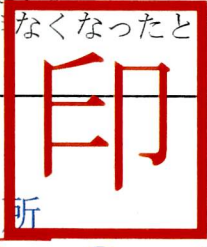
★の項目は別紙参照

決 決  
裁 裁  
前 後

13 引用された別紙各葉との裁判官契印, 訂正印はある 13

# 搜索許可状

被疑者の氏名	<p>1 表記文字は正しいか。★</p> <p>○ ○ ○ ○</p>	1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<p>被疑者に対する</p> <p>○ ○ ○ ○</p> <p>2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。</p> <p>被疑事件</p> <p>について, 下記のとおり搜索することを許可する。</p>		2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
搜索すべき場所, 身体又は物	<p>3 記載は必須(引用された別紙はあるか。)。★ (引用した別紙の付け忘れ, 取り違えに注意)</p>	3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有効期間	平成○○年○○月○○日 まで 4 期間計算は正しいか。★	4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<p>有効期間経過後は, この令状により搜索に着手することができない。この場合には, これを当裁判所に返還しなければならない。</p> <p>有効期間内であっても, 搜索の必要がなくなったときは, 直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。</p>		
<p>5 今日の日付は正しいか。 平成○○年○○月○○日</p> <p>6 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) <u>名古屋○○裁判所</u></p> <p>7 裁判官の記名印は正しいか。</p> <p>裁判官 ○ ○ ○ ○</p>		<p>5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
請求者の官公職氏名	<p>愛知県○○警察署</p> <p>司法警察員 ○ ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>8 請求書からの転記は正しいか。★</p>	8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>



この令状は夜間でも執行することができる。



11 夜間執行の請求はあるか。 11

12 裁判官の押印はあるか。 12

※点検者が押印又は署名をする。

(点検者印)

※交付時9, 10, 12, 13を警察官と指差し点検

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

(点検者印)

(別紙)

## ④ 捜索許可状

★点検項目	点検項目の説明
請求書	(令状の通数) ・一通の請求書で数個の捜索場所を求めてきた場合、捜索許可状は異なる場所ごとに発付すべきである。
	2 受付印 ・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号 ・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	6 謄本 ・請求書謄本に謄本認証はあるか(刑訴規則上謄本提出を求められるものではないが提出してもらっている。)
	8 庁名 2を参照
	9 罪名 ・被疑罪名と犯罪事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載が必要である(名古屋の取扱い)。例・・・「覚せい剤取締法(同法 条)」 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・特別法犯の場合は、六法全書等によって、犯罪事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
	10 11 被疑者 ・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「ほか○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・年齢が明らかでないときは、生年月日の記載は不要 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。
15 犯罪事実の要旨 ・「犯罪事実の要旨」の記載内容に誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 犯罪事実の要旨」)。	
令状	(令状の通数) ・一通の請求書で数個の捜索場所を求めてきた場合、捜索許可状は異なる場所ごとに発付すべきである。
	1 被疑者の氏名 ・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「外○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 捜査記録中の運転免許証、外国人登録証等の身分関係書類のどれか一つと照合して点検し、照合した書類を付せて裁判官に報告するとともに、誤記等があれば付せんを貼付して裁判官に口頭で報告する。
	3 捜索すべき場所、身体又は物 ・捜査記録冒頭の統括捜査報告書と照合して点検し、誤記等があれば付せんを貼付して裁判官に口頭で報告する。 ・記載例 ・「被疑者の着衣及び携行品」 ・住居とその同一敷地内にある附属建物に包括して1個の管理権が及ぶ。「愛知県○○市○○町○丁目○○番地○○○○方居宅及びその附属建物」 ・アパート、下宿等のように、各室によって居住権者が異なる場合には、各室ごとに別個の場所となるので、これを明確に特定する必要がある。 ・自動車内に存在する物を差し押える場合、自動車の内部には一定の空間があり、私人が合法的、排他的に占有できる意味で1個の独立した管理権があるとされるので、自動車に対する捜索差押許可状が必要であり、公道上に駐車又は公道上を走行している場合は、自動車そのものを捜索場所と考え、これを特定(車両番号、車名、形式、所有者等)すれば足りる。「普通乗用自動車 名古屋○○い○○○○号(トヨタビスタ、白色)」 ・自動車所有者と駐車場所管理者が同じであれば、駐車場と自動車を特定して、捜索差押許可状1通で執行できる。「○県～○番地○○方敷地内に存在する同人所有の名古屋○○い○○○○号(トヨタビスタ、白色)」 ・自動車所有者と駐車場所管理者が異なる場合は、駐車場に対する捜索許可状と、自動車に対する捜索差押許可状の2通で執行するのが相当と考えられている。
	4 有効期間 ・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) 例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日、発付日8月1日)
	5 請求者の官公職氏名 ・「警部」、「警視」など正確に記載する。

## 5 差押許可状

### (1) 概説

後掲「⑤当直用チェック票（差押許可状請求書）」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し，誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で，裁判官に口頭で報告する。

### (2) 差し押さえるべき物

主なものとしては，携帯電話の通話履歴，携帯電話の位置情報，Eメール等の送受信履歴，法人が保管している顧客等の契約者情報，官公署が保管している書類，郵便物などである。

差押許可状を請求するにあたっては，請求者等が先方と事前調整をしたうえで，その結果を記載した電話通信書等が捜査資料として添付されるのが通例である。

主なものの記載例としては以下のとおり。

ア 携帯電話の通話履歴（携帯電話会社ごとに要求する特定方法は異なる。）

(ア)

に保管する

①携帯電話番号＝090-〇〇〇〇-〇〇〇〇 から架電した  
平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの通話  
明細

②携帯電話番号＝090-〇〇〇〇-〇〇〇〇 から架電した  
平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの通話  
明細

を記録した電磁的記録媒体

(イ)

において保管している，下記携帯電話番号についての下記期間中の通話状況に係る料金明細内訳が記録された電磁的記録媒体

1 携帯電話番号

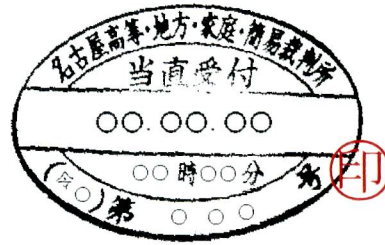


⑤当直用チェック票(差押許可状請求書)  
(リモートアクセスによる複写の処分以外の請求に用いること)

★の項目は別紙参照

受付時  
1    
2    
3    
4    
5    
6

- 1 受付日付は正しいか。  
2 庁別は選択したか。★



- 原本、謄本に  
・3 時刻は記入したか。  
・4 事件番号、事件符号は記入したか。★  
・5 担当者は押印したか。  
・6 原本、謄本は照合したか。★

差 押 許 可 状 請 求 書

7 請求日付は正しいか。  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

7    
8

8 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★  
名古屋〇〇 裁判所  
裁判官 殿

愛知県〇〇警察署  
司法警察員 〇〇 〇 〇 〇 〇 (印)

下記被疑者に対する〇〇〇〇被疑事件につき、押許可状の発付を請求する。

9 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。  
記

9

- 1 被疑者の氏名  
〇 〇 〇 〇  
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳) } 10 身柄関係書類等があればどれか一つと確認する。★  
11 年齢計算に誤りはないか。★  
(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

10    
11

- 2 差し押さえるべき物  
12 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

12

- 3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物  
なし

- 4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

13 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。  
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

13

- 5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

14 斜線を引き押印又は「なし」と記載する。請求書に本項自体の記載がないこともある(そのときは、6項、7項が順次5項、6項に繰り上がる。)

14

- 6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

15 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。  
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

15

- 7 犯罪事実の要旨

16 記載は必須(引用された別紙はあるか)★  
(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

16

(点検者印)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

(差押許可状請求書)

※点検者が押印又は署名をする。

⑤当直用チェック票(差押許可状)  
(リモートアクセスによる複写の処分以外の請求に用いること)

★の項目は別紙参照

決 決  
裁 裁  
前 後

13 引用された別紙各葉との裁判官契印, 訂正印はある 13

# 差 押 許 可 状

被 疑 者 の 氏 名	<p>1 表記文字は正しいか。★</p> <p>○ ○ ○ ○</p>	1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<p>被疑者に対する</p> <p>○ ○ ○ ○</p> <p>2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。</p> <p>被疑事件</p> <p>について, 下記の物を差押えすることを許可する。</p>		2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
差し押さえるべき物	<p>3 記載は必須(引用された別紙はあるか。) (引用した別紙の付け忘れ, 取り違えに注意)</p>	3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有 効 期 間	平成○○年○○月○○日 まで 4 期間計算は正しいか。★	4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<p>有効期間経過後は, この令状により差押えに着手することができない。この場合には, これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても, 差押えの必要がなくなったときは, 直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。</p>		
<p>5 今日の日付は正しいか。 平成○○年○○月○○日</p> <p>6 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) <u>名古屋○○裁判所</u></p> <p>7 裁判官の記名印は正しいか。</p> <p>裁判官 ○ ○ ○ ○</p>		<p>5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
請求者の官公職氏名	<p>愛知県○○警察署</p> <p>司法警察員 ○ ○ ○ ○</p> <p>8 請求書からの転記は正しいか。★</p>	8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

この令状は夜間でも執行することができる。



11 夜間執行の請求はあるか。 11

12 裁判官の押印はあるか。 12

※点検者が押印又は署名をする。

(点検者印)

※交付時9, 10, 12, 13を警察官と指差し点検

(点検者印)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

(別紙)

## ⑤差押許可状

★点検項目		点検項目の説明
請求書	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	6 謄本	・請求書謄本に謄本認証はあるか(刑訴規則上謄本提出を求められるものではないが提出してもらっている。)
	8 庁名	2を参照
	9 罪名	・被疑罪名と犯罪事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載が必要である(名古屋の取扱い)。例・・・「覚せい剤取締法(同法 条)」 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・特別法犯の場合は、六法全書等によって、犯罪事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
	10 11 被疑者	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「ほか○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・年齢が明らかでないときは、生年月日の記載は不要 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。
15 犯罪事実の要旨	・「犯罪事実の要旨」の記載内容に誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 犯罪事実の要旨」)。	
令状	1 被疑者の氏名	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「外○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	4 有効期間	・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) 例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日,発付日8月1日)
	8 請求者の官公職氏名	・「警部」、「警視」など正確に記載する。

## 6 検証許可状

検証とは、五官の作用により、人の身体、物、場所の性質又は状況を実験、認識する強制処分である。

### (1) 概説

後掲「⑥当直用チェック票（検証許可状請求書）」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

### (2) 検証すべき場所、物

特定の程度や記載例等については、前記第3の3(2)（捜索すべき場所、身体、物・27頁）参照

### (3) 夜間執行

前記第3の3(7)（28頁）参照



⑥当直用チェック票(検証許可状請求書)  
 (リモートアクセスによる複写の処分以外の請求に用いること)

★の項目は別紙参照

決 決  
裁 裁  
前 後

13 引用された別紙各葉との裁判官契印, 訂正印はある

# 検 証 許 可 状

被 疑 者 の 氏 名	1 表記文字は正しいか。★ ○ ○ ○ ○	1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
被疑者に対する ○ ○ ○ ○ 2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。 被疑事件 について, 下記のとおり検証することを許可する。		2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
検証すべき場所又は物	3 記載は必須(引用された別紙はあるか。)。★ (引用した別紙の付け忘れ, 取り違えに注意)	3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有 効 期 間	平成○○年○○月○○日 まで 4 期間計算は正しいか。★	4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有効期間経過後は, この令状により検証に着手することができない。この場合には, これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても, 検証の必要がなくなったときは, 直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。		
5 今日の日付は正しいか。 平成○○年○○月○○日 6 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) <u>名古屋○○裁判所</u> 裁 判 官 ○ ○ ○ ○ (印)		5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 9 庁印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
請求者の官公職氏名	愛知県○○警察署 司法警察員 ○ ○ ○ ○	8 請求書からの転記は正しいか。★ 8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

この令状は夜間でも執行することができる。(印)

11 夜間執行の請求はあるか。

12 裁判官の押印はあるか。

※点検者が押印又は署名をする。

(点検者印)

※交付時9, 10, 12, 13を警察官と指差し点検

(点検者印)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

★点検項目		点検項目の説明
請求書	(令状の通数)	・一通の請求書で数個の検証場所を求めてきた場合、検証許可状は異なる場所ごとに発付すべきである。
	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	6 謄本	・請求書謄本に謄本認証はあるか(刑訴規則上謄本提出を求められるものではないが提出してもらっている。)
	8 庁名	2を参照
	9 罪名	・被疑罪名と犯罪事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載が必要である(名古屋の取扱い)。例・・・「覚せい剤取締法(同法 条)」 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・特別法犯の場合は、六法全書等によって、犯罪事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
	10 11 被疑者	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「ほか○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・年齢が明らかでないときは、生年月日の記載は不要 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。
15 犯罪事実の要旨	・「犯罪事実の要旨」の記載内容に誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 犯罪事実の要旨」)。	
令状	(令状の通数)	・一通の請求書で数個の検証場所を求めてきた場合、検証許可状は異なる場所ごとに発付すべきである。
	1 被疑者の氏名	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「外○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	3 検証すべき場所又は物	・捜査記録冒頭の統括捜査報告書と照合して点検し、誤記等があれば付せんを貼付して裁判官に口頭で報告する。 ・記載例 ・「被疑者の着衣及び携行品」 ・住居とその同一敷地内にある附属建物は包括して1個の管理権が及ぶ。「愛知県○○市○○町○丁目○○番地○○○○方居宅及びその附属建物」 ・アパート、下宿等のように、各室によって居住権者が異なる場合には、各室ごとに別個の場所となるので、これを明確に特定する必要がある。 ・自動車内に存在する物を差し押える場合、自動車の内部には一定の空間があり、私人が合法的、排他的に占有できる意味で1個の独立した管理権があるとされるので、自動車に対する搜索差押許可状が必要であり、公道上に駐車又は公道を走行している場合は、自動車そのものを搜索場所と考え、これを特定(車両番号、車名、形式、所有者等)すれば足りる。「普通乗用自動車 名古屋○○い○○○○号(トヨタビスタ、白色)」 ・自動車所有者と駐車場所管理者が同じであれば、駐車場と自動車を特定して、搜索差押許可状1通で執行できる。「○○県○○市○○町○○番地○○○○方敷地内に存在する同人所有の○○い○○○○号(トヨタビスタ、白色)」 ・自動車所有者と駐車場所管理者が異なる場合には、駐車場に対する搜索許可状と、自動車に対する搜索差押許可状の2通で執行するのが相当と考えられている。
	4 有効期間	・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) 例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日、発付日8月1日)
	8 請求者の官公職氏名	・「警部」、「警視」など正確に記載する。

## 7 身体検査令状

検証（前記第3の6）のうち、人の身体についての検証は、身体の安全と秘密保持の点から特に慎重な配慮が求められるものとして、身体検査令状が必要とされている。

### (1) 概説

後掲「⑦当直用チェック票（身体検査令状請求書）」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

### (2) 検査すべき身体

身体検査令状を必要とする例としては、身体の特徴（入れ墨、ほくろ、母斑等）や状態（注射痕、傷、内出血による表皮の変色等）を検査（検証）する必要があるが、検査に応じない場合などである。なお、身体の外部だけでなく、内部の検査（検証）もできる。

### (3) 身体検査に関する条件

身体検査については、これを受ける者の性別、健康状態その他の事情を考慮した上、特にその方法に注意し、その者の名誉を害しないように注意しなければならない。また、女子の身体を検査する場合には、医師又は成年の女子をこれに立ち合わせなければならない（以上、法222I, 131）。

条件については、裁判官からの指示があれば記載することになる。記載例としては以下のとおり。以下の例以外にも、被疑者を全裸にして身体検査を行う場合は、条件を付す必要があるものと考えられる。条件を付さない場合は、斜線を引いたうえで裁判官が押印するか、「なし」と記載する。

#### ア 女子の場合

医師又は成年の女子をこれに立ち合わせる事

#### イ 強制採血の場合

後記第3の12(2) (69頁) 参照

#### ウ 毛髪の強制採取の場合

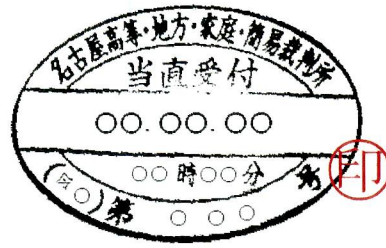
後記第3の12(3) (74頁) 参照

⑦当直用チェック票(身体検査令状請求書)

★の項目は別紙参照

受 決  
付 裁  
時 前  
1    
2    
3    
4    
5    
6

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★



- 原本, 謄本に
- ・3 時刻は記入したか。
  - ・4 事件番号, 事件符号は記入したか。★
  - ・5 担当者は押印したか。
  - ・6 原本, 謄本は照合したか。★

身 体 検 査 令 状 請 求 書

7 請求日付は正しいか。  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

7    
8

8 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★  
名古屋〇〇 裁判所  
裁判官 殿

愛知県〇〇警察署  
司法警察員 〇〇 〇 〇 〇 (印)

下記被疑者に対する〇〇〇〇被疑事件につき、  
下記の者に対する身体検査令状の発付を請求する。

9 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。★  
記

9

1 被疑者の氏名 〇 〇 〇 〇 10 身柄関係書類等があればどれか一つと確認する。★

10

2 身体検査を受ける者

氏名 〇 〇 〇 〇  
年齢 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳) 性別 男

11 身柄関係書類等があれば確認する。年齢計算に誤りはないか。  
(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

11

職業 〇〇〇  
健康状態 健康

3 身体検査を必要とする理由

12 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

12

4 検査すべき身体の部位

13 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

13

5 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

14 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。  
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

14

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

15 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。  
(別紙引用の場合は、別紙はあるか。)

15

7 犯罪事実の要旨

16 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★  
(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

16

(身体検査令状請求書)



※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

※点検者が押印又は署名をする。

(点検者印)

身体検査令状	
被疑者の氏名	1 表記文字は正しいか。★ ○ ○ ○ ○
被疑者に対する ○ ○ ○ ○ 2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。 被疑事件 について, 下記の者の身体を検査することを許可する。	
検査すべき身体	3 記載は必須★
身体検査に関する条件	4 なし。又は裁判官の指示する条件★
身体検査を受ける者が正当な理由がなく身体検査を拒んだときは, 10万円以下の過料又は10万円以下の罰金もしくは拘留に処せられ, あるいは罰金と拘留を併科されることがある。	
有効期間	平成○○年○○月○○日 まで 5 期間計算は正しいか。★
有効期間経過後は, この令状により身体検査をすることができない。この場合には, これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても, 身体検査の必要がなくなったときは, 直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
6 今日の日付は正しいか。 平成○○年○○月○○日	10 庁印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。
7 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) <u>名古屋○○裁判所</u> 裁判官 ○ ○ ○ ○	8 裁判官の記名印は正しいか。 11 裁判官の押印はあるか。
請求者の官公職氏名	愛知県○○警察署 9 請求書からの転記は正しいか。★ 司法警察員 ○ ○ ○ ○

1

2

3

4

5

6

10

7

8

11

9

(点検者印)

※点検者が押印又は署名をする。

夜間執行の許可は不要であるとするのが実務であるが, 裁判官に確認する。

※交付時10, 11, 12を警察官と指差し点検

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

(点検者印)

(別紙)

### ⑦身体検査令状

★点検項目		点検項目の説明
請求書	(鑑定処分としての身体検査)	・鑑定処分としての身体検査としては、身体内部の検査(胃カメラ、レントゲン撮影)、採血などがあるが、身体検査令状のみで請求される例は希で、「身体検査令状と鑑定処分許可状」、身体検査令状でなく「捜索差押許可状と鑑定処分許可状」で請求されるのが大半である。
	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」。
	6 謄本	・請求書謄本に謄本認証はあるか(刑訴規則上謄本提出を求められるものではないが提出してもらっている。)
	8 庁名	・2を参照
	9 罪名	・被疑罪名と犯罪事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載が必要である(名古屋の取扱い)。例・・・「覚せい剤取締法(同法 条)」 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・特別法犯の場合は、六法全書等によって、犯罪事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
	10 被疑者	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「ほか○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。
16 犯罪事実の要旨	・「犯罪事実の要旨」の記載内容に一見して誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 犯罪事実の要旨」)。	
令状	1 被疑者の氏名	・請求書の10を参照 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	3 検査すべき身体	記載例・・・「被疑者の身体」、「採血に必要な被疑者の身体」(強制採血の場合) 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。表題が正しいか。内容的に照合しているかを確認する。
	4 身体に関する条件	記載例 ・「医師又は成年の女子をこれに立ち会わせること」(女子の場合) ・「医師をこれに立ち会わせること」など(病人の場合) ・「採血は医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせること」(強制採血の場合) ・「毛髪採取に当たっては、被疑者の頭部外貌に醜状を生じさせない方法で根本から切って50本とすること」(毛髪の強制採取の場合) ・何も記載しないときは、「なし」と記載する。
	5 有効期間	・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) 例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日、発付日8月1日)
	9 請求者の官公職氏名	・「警部」、「警視」の別に注意して記載する。

## 8 鑑定処分許可状

捜査機関から鑑定嘱託を受けた鑑定受託者は、鑑定について必要がある場合は、裁判所の許可を受けて、人の住居等に立ち入り、身体を検査し、死体を解剖し、墳墓を発掘し、又は物を破壊することができる。

### (1) 概説

後掲「⑧当直用チェック票（鑑定処分許可請求書）」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

### (2) 鑑定人の氏名、職業

鑑定処分許可請求書及び統括捜査報告書の記載に基づき記載する。

記載例としては、「愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所 警察職員 ○○○」などである。

### (3) 解剖すべき死体、破壊すべき物等

処分の対象を特定できる程度に具体的に記載する。主なものの記載例としては以下のとおり。

#### ア 死体を解剖する場合

##### 解剖すべき死体

氏名等不詳の男性死体 1体

身長172センチくらい、年齢70歳から80歳くらい、中肉

#### イ 覚せい剤等の禁止薬物と思料される白色結晶粉末を破壊して鑑定する場合

##### (ア) 請求者において最も多くされる記載

##### 破壊すべき物

白色結晶 約0.5グラム

但し、約7.2センチメートル×約4.1センチメートル  
大のマジックチャック付透明ビニール袋在中のもの

##### (イ) 鑑定対象となる物が多い場合に有益な記載方法（東京簡裁の取扱い）

##### 破壊すべき物

覚せい剤様の白色結晶 1袋

（平成○○年○○月○○日付け愛知県○○警察署司法警察員  
警部○○○○作成にかかる領置調書（甲）（又は（乙））押  
収品目録第○号物件）

### (4) 身体に関する条件

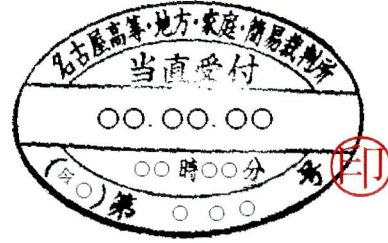
身体に関する条件については、適当と認める条件を付することができる（法225  
IV、168III）。この条件については、裁判官からの指示による。

⑧当直用チェック票(鑑定処分許可請求書)

★の項目は別紙参照

受付時 1    
 2    
 3    
 4    
 5    
 6

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★



- 原本, 謄本に
- ・3 時刻は記入したか。
  - ・4 事件番号, 事件符号は記入したか。★
  - ・5 担当者は押印したか。
  - ・6 原本, 謄本は照合したか。★

鑑 定 処 分 許 可 請 求 書

7 請求日付は正しいか。  
 平成〇〇年〇〇月〇〇日

7    
 8

8 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★  
名古屋〇〇 裁判所  
 裁判官 殿

愛知県〇〇警察署  
 司法警察員 〇〇 〇 〇 〇 (印)

下記被疑者に対する〇〇〇〇被疑事件につき、鑑定を囑託された次の者が、  
 鑑定に必要な下記処分をすることの許可を請求する。

9 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。★  
 記

9

鑑定人の職業及び氏名 (例として警察の科学捜査研究所とします。)  
 愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所  
 警察職員 〇 〇 〇 〇 (〇〇歳)

10 (一件記録冒頭の捜査報告書及び鑑定囑託書謄本で確認したか。)★

10

鑑定を囑託した年月日  
 平成〇〇年〇〇月〇〇日 11 (通常は令状請求の日です。)

11

鑑定囑託事項

12 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★

12

犯罪事実の要旨

13 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★

13

記

- 1 被疑者の氏名  
 〇 〇 〇 〇  
 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳) } 14 身柄関係書類等があればどれか一つ確認する。★
- 15 年齢計算に誤りはないか。★  
 (氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

14    
 15

2 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、  
 解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物

16 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

16

3 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

17 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。  
 (記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

17

(点検者印)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

(鑑定処分許可状請求書)  
 ※点検者が押印又は署名をする。

# 鑑 定 処 分 許 可 状

被 疑 者 の 氏 名		1 表記文字は正しいか。★ ○ ○ ○ ○	1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
被疑者に対する		○ ○ ○ ○ 2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。	2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
被疑事件 について、次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。			
鑑 定 人	職 業 氏 名	3 記載は必須 (愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所 警察職員 ○○○○), (○○大学医学部法医学教室 医師 ○○○○ ) など正確に記載すること。年齢は不要	3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
立ち入るべき場所, 検査すべき身体, 解剖すべき死体, 発掘すべき墳墓又は 破壊すべき物		4 記載は必須(引用された別紙はあるか。) (引用した別紙の付け忘れ, 取り違えに注意)	4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
身体 の 検 査 に 関 する 条 件		5 裁判官の指示により記載する。★ (記載事項がなければ「なし」と記載するか斜線を引く。)	5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有 効 期 間		平成○○年○○月○○日 まで 6 期間計算は正しいか。★	6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有効期限経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。この 場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。			
7 今日の日付は正しいか。 平成○○年○○月○○日		11 庁印の「地方」「簡易」の押し間違い はないか。	7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) <u>名古屋○○裁判所</u>			8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
裁 判 官		○ ○ ○ ○ ○ (印)	9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		9 裁判官の記名印は正しいか。 12 裁判官の押印はあるか。	12 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
請 求 者 の 官 公 職 氏 名		愛知県○○警察署 司法警察員 ○ ○ ○ ○	10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		10 請求書からの転記は正しいか。★	10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

※点検者が押印又は署名をする。

(点検者印)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

※交付時10, 11, 12を警察官と指差し点検

(点検者印)

(別紙)

## ⑧鑑定処分許可状

★点検項目		点検項目の説明
請求書	(令状の通数等)	・各処分ごとに各別の令状を必要とすることが原則であるが、同一の機会に数個の処分を行う場合は、一通の令状でも可能である。 ・鑑定処分としての身体検査で直接強制が許されるか。身体検査令状と鑑定処分許可状の併用で可とする(多数説)。
	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	6 謄本	・請求書謄本に謄本認証はあるか(刑訴規則上謄本提出を求められるものではないが提出してもらっている)。
	8 庁名	2を参照
	9 罪名	・被疑罪名と犯罪事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載が必要である(名古屋の取扱い)。例・・・「覚せい剤取締法(同法 条)」 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・特別法犯の場合は、六法全書等によって、犯罪事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
	10 鑑定人の職業及び氏名	【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・資料中の「捜査報告書」、「鑑定嘱託書謄本」等で確認する。
	12 鑑定嘱託事項	【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・資料中の鑑定嘱託書謄本などで確認したか。
	13 犯罪事実の要旨	・「犯罪事実の要旨」の記載内容に一見して誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 犯罪事実の要旨」)。
	14 15 被疑者	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「ほか○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・年齢が明らかでないときは、生年月日の記載は不要。 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。
令状	(令状の通数等)	・各処分ごとに各別の令状を必要とすることが原則であるが、同一の機会に数個の処分を行う場合は、一通の令状でも可能である。 ・鑑定処分としての身体検査で直接強制が許されるか。身体検査令状と鑑定処分許可状の併用で可とする(多数説)。
	1 被疑者の氏名	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「外○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	5 身体検査に関する条件	記載例・・・「医学的に相当な方法によること」 ・何も記載しないときは「なし」と記載する。
	6 有効期間	・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) 例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日,発付日8月1日)
	10 請求者の官公職氏名	・「警部」、「警視」の別に注意して記載する。

## 9 記録命令付差押許可状

記録命令付差押えとは、電磁的記録の保管者等をして、必要な電磁的記録を記録媒体に記録又は印刷させたうえで、その記録媒体を差し押さえるという強制処分である（法218I, 99の2）。平成23年の刑事訴訟法の改正（平成24年6月22日施行）により新たに認められた押収方法である。

例えば、捜査機関が、裁判官の令状を得て、通信事業者がメールサーバ内に保管している特定の電子メールアドレスの通信履歴について、通信事業者に命じてCD-R等に記録させ又は紙に印刷させ、これを差し押さえることなどである。

詳細については、平成24年4月に最高裁判所事務総局刑事局が作成した「新たな令状事務の取扱いに関する執務資料（電磁的記録の証拠収集方法の整備に伴うもの）」参照。

### (1) 概説

後掲「⑨当直用チェック票（記録命令付差押許可状請求書）」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

### (2) 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録

記載例（接続ログの差押えの場合）としては以下のとおり。他の記載例も含めた詳細については前記執務資料参照。

記録させ又は印刷させるべき電磁的記録

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号所在の株式会社〇〇〇〇が保管する平成〇〇年〇〇月〇〇日から同月〇〇日までの間のユーザーID（〇〇〇〇）に関する接続ログ

### (3) 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者

記載例としては以下のとおり。他の記載例も含めた詳細については前記執務資料参照。

電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
株式会社〇〇〇〇管理部 主任 〇〇〇〇（〇〇歳）  
又はこれに代わるべき者

### (4) 夜間執行

前記第3の3(7)（28頁）参照

### (5) その他

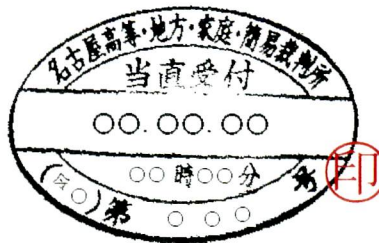
令状請求事件簿における令状種別は「記差」と記載する。

⑨当直用チェック票(記録命令付差押許可状請求書)

★の項目は別紙参照

受 決  
付 裁  
時 前  
1    
2    
3    
4    
5    
6

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★



- 原本、謄本に
- ・3 時刻は記入したか。
  - ・4 事件番号、事件符号は記入したか。★
  - ・5 担当者は押印したか。
  - ・6 原本、謄本は照合したか。★

記録命令付差押許可状請求書

7 請求日付は正しいか。  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

8 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★  
名古屋〇〇 裁判所  
裁判官 殿

愛知県〇〇警察署  
司法警察員 〇〇 〇 〇 〇 〇 印

下記被疑者に対する〇〇〇〇被疑事件につき、記録命令付差押許可状の発付を請求する。

9 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。★  
記

- 1 被疑者の氏名  
〇 〇 〇 〇 } 10 身柄関係書類等があればどれか一つ  
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳) } 確認する。★  
11 年齢計算に誤りはないか。★  
(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

2 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録

12 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

3 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者

13 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

14 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。  
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

5 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

15 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。  
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

6 犯罪事実の要旨

16 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★  
(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

(記録命令付差押許可状請求書)

※点検者が押印又は署名をする。



(点検者印)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

15 引用された別紙各葉との裁判官契印, 訂正印はある 15

## 記録命令付差押許可状

被疑者の氏名	1 表記文字は正しいか。★ <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
被疑者に対する 2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。 被疑事件 について, 下記のとおり記録命令付差押えをすることを許可する。		2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
記録させ又は印刷させるべき電磁的記録	3 記載は必須(引用された別紙はあるか)。 (引用した別紙の付け忘れ, 取り違えに注意)	3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者	4 記載は必須(引用された別紙はあるか)★ (引用した別紙の付け忘れ, 取り違えに注意)	4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有効期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで 5 期間計算は正しいか。★	5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有効期間経過後は, この令状により記録命令付差押えに着手することができない。 この場合には, これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても, 記録命令付差押えの必要がなくなったときは, 直ちにこれを を当裁判所に返還しなければならない。		
6 今日の日付は正しいか。 平成〇〇年〇〇月〇〇日 7 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) <u>名古屋〇〇裁判所</u> 裁判官 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>		6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8 裁判官の記名印は正しいか。 11 裁判官の押印はあるか。 愛知県〇〇警察署 司法警察員 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>		8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 11 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
請求者の官公職氏名	9 請求書からの転記は正しいか。★ 愛知県〇〇警察署 司法警察員 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

この令状は夜間でも執行することができる。

12 夜間執行の請求はあるか。 12    
 13 裁判官の押印はあるか。 13

14 「記録命令」のみに夜間執行を許可した場合、「この令状のうち記録命令については, 夜間でも執行することができる。」と記載しているか。裁判官の押印はあるか。 14

※点検者が押印又は署名をする。

(点検者印)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。 ※交付時10, 11, 13, 15を警察官と指差し点検

(点検者印)

(別紙)

## ⑨記録命令付差押許可状

★点検項目		点検項目の説明
請 求 書	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	6 謄本	・請求書謄本に謄本認証はあるか(刑訴規則上謄本提出を求められるものではないが提出してもらっている。)
	8 庁名	2を参照
	9 罪名	・被疑罪名と犯罪事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載が必要である(名古屋の取扱い)。例・・・「覚せい剤取締法(同法 条)」 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・特別法犯の場合は、六法全書等によって、犯罪事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
	10 11 被疑者	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「ほか○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・年齢が明らかでないときは、生年月日の記載は不要 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。
16 犯罪事実 の要旨	・「犯罪事実の要旨」の記載内容に誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 犯罪事実の要旨」)。	
令 状	1 被疑者の 氏名	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「外○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	3 記録させ又 は印刷させ るべき電磁 的記録	捜査記録冒頭の統括捜査報告書と照合して点検し、誤記等があれば付せんを貼付して裁判官に口頭で報告する。 記載例・・・最高裁刑事局作成平24. 4「新たな令状事務の取扱いに関する執務資料(電磁的記録の証拠収集方法の整備に伴うもの)」の11頁～13頁
	4 電磁的記 録を記録さ せ又は印 刷させるべ き者	捜査記録冒頭の統括捜査報告書と照合して点検し、誤記等があれば付せんを貼付して裁判官に口頭で報告する。 ・記載例は、最高裁刑事局作成平24. 4「新たな令状事務の取扱いに関する執務資料(電磁的記録の証拠収集方法の整備に伴うもの)」の14頁を参照
	5 有効期間	・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) 例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日, 発付日8月1日)
	9 請求者の 官公職氏 名	・「警部」、「警視」など正確に記載する。

## 10 捜索差押許可状（リモートアクセスによる複写の処分がある場合）

リモートアクセスによる複写の処分とは、電子計算機に対する差押えを行う場合に付加的に認められる処分であり、当該処分を伴う差押えは、その電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体に保管されている電磁的記録を、当該電子計算機又は他の記録媒体に複写して差し押さえるものである（法218Ⅱ、99Ⅱ）。平成23年の刑事訴訟法の改正（平成24年6月22日施行）により新設された制度である。

例えば、捜査機関が、裁判官の令状を得て、被疑者が勤務先企業で使用するパソコンを差し押さえる場合に、そのパソコンとLANで接続されている社内共有ファイルサーバに保存されている被疑者作成の電子データについて、パソコンを操作して、パソコン又はCD-R等に複写して差し押さえることなどである。

詳細については、平成24年4月に最高裁判所事務総局刑事局が作成した新たな令状事務の取扱いに関する執務資料（電磁的記録の証拠収集方法の整備に伴うもの）参照。

### (1) 概説

後掲「⑩当直用チェック票（捜索差押許可状請求書）（リモートアクセスによる複写の処分）」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

### (2) 差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

記載例（メール送受信ソフトによるメールサーバの場合）としては以下のとおり。他の記載例も含めた詳細については前記執務資料参照。

差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

メールサーバの記録領域のうち下記のいずれかに該当するもの

- 1 上記パーソナルコンピュータにインストールされているメーラーに記録されているアカウントによりアクセス可能な記録領域
- 2 上記パーソナルコンピュータにインストールされているインターネット・ブラウザに記録されているサーバのURL又はそのサーバへのアクセス履歴に係る記録領域
- 3 上記パーソナルコンピュータの使用者のID及びパスワードによりアクセス可能な記録領域

### (3) 夜間執行

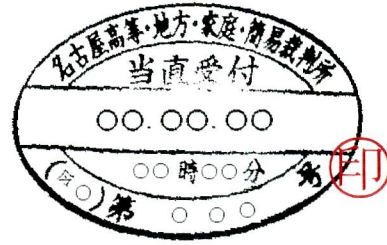
前記第3の3(7)（28頁）参照

⑩当直用チェック票(搜索差押許可状請求書)(リモートアクセスによる複写の処分)

★の項目は別紙参照

受 決  
付 裁  
時 前

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★



1    
2

原本, 謄本に

- ・3 時刻は記入したか。
- ・4 事件番号, 事件符号は記入したか。★
- ・5 担当者は押印したか。
- ・6 原本, 謄本は照合したか。★

3    
4    
5    
6

搜 索  
差 押 許 可 状 請 求 書

- 7 請求日付は正しいか。  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

7

- 8 ゴム印の押し忘れ, 「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★

8

名古屋〇〇 裁判所  
裁判官 殿

愛知県〇〇警察署  
司法警察員 〇〇 〇 〇 〇



下記被疑者に対する〇〇〇〇被疑事件につき, 搜索差押許可状の発付を請求する。

- 9 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。★  
記

9

- 1 被疑者の氏名

〇 〇 〇 〇  
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)

- 10 身柄関係書類等があればどれか一つ  
確認する。★

10

- 11 年齢計算に誤りはないか。★

11

(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

- 2 差し押さえるべき物

- 12 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

12

- 3 搜索し又は検証すべき場所, 身体若しくは物

- 13 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

13

- 4 7日を超える有効期間を必要とするときは, その期間及び事由

- 14 記載する事項がないときは, 斜線を引き押印又は「なし」と記載する。  
(記載の必要があるときは, 別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

14

- 5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは, 差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって, その電磁的記録を複写すべきものの範囲

- 15 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

15

- 6 日出前又は日没後に行う必要があるときは, その旨及び事由

- 16 記載する事項がないときは, 斜線を引き押印又は「なし」と記載する。  
(記載の必要があるときは, 別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

16

- 7 犯罪事実の要旨

- 17 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★  
(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

17



※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

(搜索差押許可状請求書)

(点検者印)

※点検者が押印又は署名をする。


⑩当直用チェック票(搜索差押許可状) (リモートアクセスによる複写の処分)

★の項目は別紙参照

決  
裁  
前  
決  
裁  
後

15 引用された別紙各葉との裁判官契印, 訂正印はある 15

# 搜索差押許可状

被疑者の氏名	1 表記文字は正しいか。★ ○ ○ ○ ○	1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
被疑者に対する ○ ○ ○ ○ 2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。 被疑事件 について, 下記のとおり搜索及び差押えをすることを許可する。		2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
差し押さえるべき物	3 記載は必須(引用された別紙はあるか)。 (引用した別紙の付け忘れ, 取り違えに注意)	3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
搜索すべき場所, 身体又は物	4 記載は必須(引用された別紙はあるか)。 (引用した別紙の付け忘れ, 取り違えに注意)	4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって, その電磁的記録を複写すべきものの範囲	5 記載は必須(引用された別紙はあるか)。 (引用した別紙の付け忘れ, 取り違えに注意) また, 搜索及び電子計算機の差押えのみを許可した場合, 斜線が引かれているか。	5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有効期間	平成○○年○○月○○日 まで 6 期間計算は正しいか。★	6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有効期間経過後は, この令状により搜索又は差押えに着手することができない。この場合には, これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても, 搜索又は差押えの必要がなくなったときは, 直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。		
7 今日の日付は正しいか。 平成○○年○○月○○日 8 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) <u>名古屋○○裁判所</u>		7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 11 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
裁判官 ○ ○ ○ ○  9 裁判官の記名印は正しいか。 12 裁判官の押印はあるか。		9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 12 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
請求者の官公職氏名	愛知県○○警察署 司法警察員 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

この令状は夜間でも執行することができる。 

13 夜間執行の請求はあるか。 13

14 裁判官の押印はあるか。 14

※点検者が押印又は署名をする。

(点検者印)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする※交付時11, 12, 14, 15を警察官と指差し点検

(点検者印)

(別紙)

## ⑩ 捜索差押許可状 (リモートアクセスによる処分の場合)

★点検項目		点検項目の説明
請求書	(令状の通数)	・一通の請求書で数個の捜索場所を求めてきた場合、捜索差押許可状は異なる場所ごとに発付すべきである。
	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	6 謄本	・請求書謄本に謄本認証はあるか(刑訴規則上謄本提出を求められるものではないが提出してもらっている。)
	8 庁名	2を参照
	9 罪名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被疑罪名と犯罪事実の要旨との同一性を確認する。</li> <li>・特別法犯の場合は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載が必要である(名古屋の取扱い)。例・・・「覚せい剤取締法(同法 条)」</li> </ul> <p>【「決裁前」点検者は以下も点検する】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別法犯の場合は、六法全書等によって、犯罪事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。</li> </ul>
	10 11 被疑者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「ほか○名」と記載している。</li> <li>・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」</li> <li>・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。</li> <li>・年齢が明らかでないときは、生年月日の記載は不要</li> <li>・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。</li> </ul>
17 犯罪事実の要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「犯罪事実の要旨」の記載内容に誤字脱字がないか。</li> <li>・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 犯罪事実の要旨」)。</li> </ul>	
令状	(令状の通数)	・一通の請求書で数個の捜索場所を求めてきた場合、捜索差押許可状は異なる場所ごとに発付すべきである。
	1 被疑者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「外○名」と記載している。</li> <li>・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」</li> <li>・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。</li> <li>・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。</li> </ul>
	5 差し押さえるべき電子計算機に～電磁的記録を複写すべきものの範囲	記載例・・・最高裁判事局作成平24. 4「新たな令状事務の取扱いに関する執務資料(電磁的記録の証拠収集方法の整備に伴うもの)」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・複写すべきものの範囲・・・27頁～29頁</li> <li>・差し押さえるべき物が複数ある場合・・・22頁</li> </ul>
	6 有効期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入)</li> <li>例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで</li> <li>・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日, 発付日8月1日)</li> </ul>
	10 請求者の官公職氏名	・「警部」、「警視」など正確に記載する。

## 11 差押許可状（リモートアクセスによる複写の処分がある場合）

### (1) 概説

後掲「⑩当直用チェック票（差押許可状請求書）（リモートアクセスによる複写の処分）」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

### (2) その他

詳細については、前記第3の10（捜索差押許可状（リモートアクセスによる複写の処分がある場合）・58頁）参照。



⑪当直用チェック票(差押許可状)(リモートアクセスによる複写の処分)  
★の項目は別紙参照

決  
裁  
前  
決  
裁  
後

14 引用された別紙各葉との裁判官契印, 訂正印はある

# 差 押 許 可 状

被 疑 者 の 氏 名	1 表記文字は正しいか。★ ○ ○ ○ ○	1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
被疑者に対する	○ ○ ○ ○ 2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。	2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
被疑事件 について, 下記のとおり差押えをすることを許可する。		
差し押さえるべき物	3 記載は必須(引用された別紙はあるか。) (引用した別紙の付け忘れ, 取り違えに注意)	3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって, その電磁的記録を複写すべきものの範囲	4 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★ (引用した別紙の付け忘れ, 取り違えに注意) また, 電子計算機の差押えのみを許可した場合, 斜線が引かれているか。	4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有 効 期 間	平成○○年○○月○○日 まで 5 期間計算は正しいか。★	5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有効期限経過後は, この令状により差押えに着手することができない。この場合には, これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても, 差押えの必要がなくなったときは, 直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。		
6 今日の日付は正しいか。 平成○○年○○月○○日	7 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) <u>名古屋○○裁判所</u>	6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
裁 判 官 ○ ○ ○ ○ (印)	10 庁印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。	10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8 裁判官の記名印は正しいか。	11 裁判官の押印はあるか。	7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	11 <input type="checkbox"/>	8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
請求者の官公職氏名	愛知県○○警察署 司法警察員 ○ ○ ○ ○	9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	9 請求書からの転記は正しいか。★	9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

この令状は夜間でも執行することができる。(印)

12 夜間執行の請求はあるか。    
13 裁判官の押印はあるか。

※点検者が押印又は署名をする。    
(点検者印)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。   
※交付時10, 11, 13, 14を警察官と指差し点検 (点検者印)

(別紙)

⑪差押許可状(リモートアクセスによる処分の場合)

★点検項目		点検項目の説明
請求書	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	6 謄本	・請求書謄本に謄本認証はあるか(刑訴規則上謄本提出を求められるものではないが提出してもらっている。)
	8 庁名	2を参照
	9 罪名	・被疑罪名と犯罪事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載が必要である(名古屋の取扱い)。例・・・「覚せい剤取締法(同法 条)」 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・特別法犯の場合は、六法全書等によって、犯罪事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
	10 11 被疑者	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「ほか○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・年齢が明らかでないときは、生年月日の記載は不要 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。
17 犯罪事実の要旨	・「犯罪事実の要旨」の記載内容に誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 犯罪事実の要旨」)。	
令状	1 被疑者の氏名	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「外○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	4 差し押さえるべき電子計算機に～電磁的記録を複写すべきものの範囲	記載例・・・最高裁判事局作成平24. 4「新たな令状事務の取扱いに関する執務資料(電磁的記録の証拠収集方法の整備に伴うもの)」 ・複写すべきものの範囲・・・27頁～29頁 ・差し押さえるべき物が複数ある場合・・・22頁
	5 有効期間	・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) 例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日, 発付日8月1日)
	9 請求者の官公職氏名	・「警部」、「警視」など正確に記載する。

## 12 特殊なもの（異なる令状を併用することが相当なものを含む。）

### (1) 強制採尿 【要急処理事案】

最も重要な点は、①捜索差押許可状によること、②条件として、医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない旨の記載をすることである（最一小決昭55.10.23参照）。また、強制採尿令状の効力から、③条件として、被疑者を採尿場所へ任意に同行することができない場合は、採尿に適する最寄りの場所まで被疑者を連行することができる旨の記載もしている（最三小決平6.9.16参照）。

具体的事例としては、覚せい剤等の禁止薬物を使用したことを立証するため、被疑者に対し尿の任意提出を求めたところ、これを拒絶された場合が圧倒的に多い。

#### ア 概説

##### 後掲「⑫強制採尿」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

#### イ 捜索差押えに関する条件等

前述した採尿に適する最寄りの場所まで被疑者を連行することができる旨の条件については、採尿場所が既に決まっている（内諾を得ている）場合には、採尿場所の所在地及び名称（〇〇病院等）を捜査記録冒頭の統括捜査報告書の限度で確認して記載し、これが決まっていない場合は、定型文言として記載されている文字中の「又は」を削除する。

⑫ 強制採尿

(覚せい剤取締法違反(使用)の場合)

捜索差押(検査一証)許可状請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋〇〇裁判所  
裁判官 殿

愛知県 〇〇 警察署  
司法警察員 警視 捜査 一 郎

下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反(同法第41条の3第1項第1号, 同法第19条) 被疑事件につき, 捜索差押許可状の発付を請求する。

記

- 1 被疑者の氏名  
〇 〇 〇 〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳)
- 2 差し押さえるべき物  
**被疑者の尿**
- 3 捜索し又は検証すべき場所, 身体若しくは物  
**被疑者の身体**
- 4 7日を超える有効期間を必要とするときは, その期間及び事由  
なし
- 5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは, 差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって, その電磁的記録を複写すべきものの範囲  
なし
- 6 日出前又は日没後に行う必要があるときは, その旨及び事由  
なし
- 7 犯罪事実の要旨  
被疑者は, 法定の除外事由がないのに, 平成〇〇年〇月21日ころから同月30日までの間に, 名古屋市内又はその周辺部において, 覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン若干量を, 注射若しくは何らかの方法により自己の身体に摂取し, もって, 覚せい剤を使用したものである。

(注意) 1 被疑者の氏名, 年齢又は名称が明らかでないときは, 不詳と記載すること。  
2 事例に応じ, 不要の文字を削ること。

⑫ 強制採尿（覚せい剤取締法違反（使用）の場合）

捜索差押許可状	
被疑者の氏名	○ ○ ○ ○
被疑者に対する 覚せい剤取締法違反（同法41条の3第1項1号，19条） <span style="float: right;">被疑事件</span> について、下記のとおり捜索及び差押えすることを許可する。	
差し押さえるべき物	<b>被疑者の尿</b>
捜索すべき身体	<b>被疑者の身体</b>
捜索差押えに関する条件等	1 強制採尿は、医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせること 2 強制採尿のため必要があるときは、被疑者を 名古屋市○区○○町○丁目○番○号 ○○病院 又は採尿に適する最寄りの場所まで連行することができる。
有効期間	平成○○年○○月○○日 まで
有効期間経過後は、この令状により捜索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成○○年○○月○○日 名古屋○○裁判所 裁判官 裁判 太郎	
請求者の官公職氏名	愛知県 ○○ 警察署 司法警察員 警視 捜査一郎

（注）採尿場所が特定していない場合には、「又は」を抹消する。

## (2) 強制採血 【要急処理事案】

最も重要な点は、**身体検査令状と鑑定処分許可状を併用する**（強制採血を行うには双方の令状を必要とする。）ことである。

強制採血は、主として、DNA型の検査、血液型の検査、血中アルコール濃度の測定等を必要とする場合に行われる。

### ア 概説

#### 後掲「⑬強制採血」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

### イ 身体検査令状の記載につき注意すべき点

#### (ア) 検査すべき身体

「採血に必要な被疑者の身体」などと記載する。

#### (イ) 身体 of 検査に関する条件

「採血は、医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせること」などと記載する。

### ウ 鑑定処分許可状の記載につき注意すべき点

#### (ア) 鑑定人

採血者（医師）及び鑑定者（県警本部刑事部科学捜査研究所の警察職員等）を併記する。

#### (イ) 検査すべき身体

「アルコール濃度検査をするのに必要な血液（ただし、4ミリリットルを超えない範囲）を被疑者の身体から採取すること」などと記載する。

なお、採取する血液量に関して、愛知県警察から次のような情報提供があった。

鑑定事項が一つの場合（例：アルコール濃度検査のみ）

4ミリリットルを超えない範囲

鑑定事項が二つの場合（例：アルコール濃度及び薬物検査）

8ミリリットルを超えない範囲

#### (ウ) 身体 of 検査に関する条件

「採血は、医学的に相当と認められる方法によること」などと記載する（身体検査令状とは異なり、「医師をして」は入らないことに注意）。

⑬ 強制採血

(道路交通法違反(酒気帯び運転)で血中アルコール濃度を測定する場合)

※ 身体検査令状と鑑定処分許可状を請求する。

身体検査令状請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋〇〇裁判所  
裁 判 官 殿

愛知県 〇〇 警察署  
司法警察員 警視 捜 査 一 郎

下記被疑者に対する 道路交通法違反  
(同法第117条の2の2第3号, 第65条第1項, 同法施行令第44条の3)  
被疑事件につき, 下記の者に対する身体検査令状の発付を請求する。

記

- 1 被疑者の氏名  
〇 〇 〇 〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳)
- 2 身体検査を受ける者  
氏 名 〇 〇 〇 〇  
年 齢 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳) 性別 男  
職 業 会社員  
住 居 名古屋市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地  
健康状態 良 好
- 3 身体検査を必要とする理由  
被疑者は飲酒の状態にありながら, 呼気検査を拒否するので, 被疑者から4ミリリットルを越えない範囲の血液を採取して, 身体に保有するアルコール量を検査するため。
- 4 検査すべき身体の部位  
**採血に必要な被疑者の身体**
- 5 7日を超える有効期間を必要とするときは, その期間及び事由  
なし
- 6 日出前又は日没後に行う必要があるときは, その旨及び事由  
なし
- 7 犯罪事実の要旨  
被疑者は, 酒気を帯び, 血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で, 平成25年12月〇〇日午前〇時〇〇分ころ, 名古屋市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地付近道路において, 普通乗用自動車を運転したものである。

- ⑬ **強制採血**（道路交通法違反（酒気帯び運転）で血中アルコール濃度を測定する場合）  
※ 身体検査令状と鑑定処分許可状を請求する。

## 鑑定処分許可請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋〇〇裁判所  
裁 判 官 殿

愛知県 〇〇 警察署  
司法警察員 警視 捜 査 一 郎

下記被疑者に対する 道路交通法違反  
（同法第117条の2の2第3号、第65条第1項、同法施行令第44条の3）  
被疑事件につき、鑑定を囑託された次の者が、鑑定に必要な下記処分をすることの許可を  
請求する。

鑑定人の職業及び氏名

- 1 **採血者** 〇〇病院 医師 〇〇〇〇 （40歳）  
2 **検査者** 愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所  
警察職員 〇〇〇〇 （50歳）

鑑定を囑託した年月日  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

鑑定囑託事項

- (1) 鑑定資料がアルコールを含有しているか否か  
(2) 含有していれば、その濃度  
(3) その他参考事項

犯罪事実の要旨

被疑者は、酒気を帯び、血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、平成25年12月〇〇日午前〇時〇〇分ころ、名古屋市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地付近道路において、普通乗用自動車を運転したものである。

記

- 1 被疑者の氏名  
〇 〇 〇 〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生（〇〇歳）
- 2 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物  
**アルコール濃度検査をするのに必要な血液（ただし、4ミリリットルを越えない範囲）を被疑者の身体から採取すること**
- 3 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由  
なし

- ⑬ 強制採血（道路交通法違反（酒気帯び運転）で血中アルコール濃度を測定する場合）  
 ※ 身体検査令状と鑑定処分許可状を請求する。

身 体 検 査 令 状	
被 疑 者 の 氏 名	○ ○ ○ ○
被疑者に対する <div style="text-align: center;">             道路交通法違反              （同法117条の2の2第3号，65条1項，同法施行令44条の3）           </div> <div style="text-align: right;">被疑事件</div> について，下記の者の身体を検査することを許可する。	
検 査 す べ き 身 体	<b>採血に必要な被疑者の身体</b>
身 体 の 検 査 に 関 する 条 件	<b>採血は，医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせること</b>
身体を検査を受ける者が正当な理由がなく身体を検査を拒んだときは，10万円以下の過料又は10万円以下の罰金若しくは拘留に処せられ，あるいは罰金と拘留を併科されることがある。	
有 効 期 間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで
有効期間経過後は，この令状により身体を検査をすることができない。この場合には，これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても，身体検査の必要がなくなったときは，直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成〇〇年〇〇月〇〇日 名古屋〇〇裁判所 <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-right: 10px;">印</div>           裁 判 官 裁 判 太 郎         </div>	
請 求 者 の 官 公 職 氏 名	愛知県 〇〇 警察署 司法警察員 警視 捜査一郎

- ⑬ 強制採血（道路交通法違反（酒気帯び運転）で血中アルコール濃度を測定する場合）  
 ※ 身体検査令状と鑑定処分許可状を請求する。

鑑 定 処 分 許 可 状							
被 疑 者 の 氏 名	○ ○ ○ ○						
被疑者に対する <div style="text-align: center;">             道路交通法違反              （同法117条の2の2第3号，65条1項，同法施行令44条の3）           </div> <div style="text-align: right;">被疑事件</div> について，次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。							
鑑 定 人	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">職 業</td> <td style="width: 15%;">探 血 者</td> <td style="width: 70%;">○○病院 医師 ○○○○</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>鑑 定 者</td> <td>愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所 警察職員 ○○○○</td> </tr> </table>	職 業	探 血 者	○○病院 医師 ○○○○	氏 名	鑑 定 者	愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所 警察職員 ○○○○
職 業	探 血 者	○○病院 医師 ○○○○					
氏 名	鑑 定 者	愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所 警察職員 ○○○○					
立ち入るべき場所， 検査すべき身体， 解剖すべき死体， 発掘すべき墳墓又は 破壊すべき物	<b>アルコール濃度検査をするのに必要な血液            （ただし，4ミリリットルを超えない範囲）を被疑者の身体か            ら採取すること</b>						
身体の検査に関する条件	<b>採血は，医学的に相当と認められる方法によること</b>						
有 効 期 間	平成○○年○○月○○日 まで						
有効期間経過後は，この令状により許可された処分に着手することができない。この 場合には，これを当裁判所に返還しなければならない。							
平成○○年○○月○○日 名古屋○○裁判所 <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-right: 10px;">印</div>           裁 判 官 裁 判 太 郎 □         </div>							
請求者の官公職氏名	愛知県 ○○ 警察署 司法警察員 警視 捜査一郎						

### (3) 毛髪の強制採取 【要急処理事案】

最も重要な点は、身体検査令状と鑑定処分許可状を併用する（毛髪の強制採取を行うには双方の令状を必要とする）ことである。

毛髪の強制採取は、主として、覚せい剤等の違法薬物の使用歴を過去に遡って調査する場合に行われる。

#### ア 概説

##### 後掲「⑭毛髪の強制採取」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

#### イ 身体検査令状の記載につき注意すべき点

##### (ア) 検査すべき身体

「被疑者の身体（毛髪）」などと記載する。

##### (イ) 身体の検査に関する条件

「毛髪の採取に当たっては、被疑者の頭部外貌に醜状を生じさせない方法で根本から切って約50本を採取すること」などと記載する。

なお、採取する本数につき、実務では約50本として発付する例がほとんどであるが、特殊な事情等が存在する場合は、例外的にこれよりも多い本数を認めることも考えられる。

#### ウ 鑑定処分許可状の記載につき注意すべき点

##### (ア) 鑑定人

県警本部刑事部科学捜査研究所の警察職員等の氏名等を記載する。

##### (イ) 検査すべき身体

「被疑者の身体（毛髪）」などと記載する。

##### (ウ) 身体の検査に関する条件

「毛髪の採取に当たっては、被疑者の頭部外貌に醜状を生じさせない方法で根本から切って約50本を採取すること」などと記載する。

なお、採取する本数につき、実務では約50本として発付する例がほとんどであるが、特殊な事情等が存在する場合は、例外的にこれよりも多い本数を認めることも考えられる。

## ⑭ 毛髪の強制採取

(覚せい剤取締法違反(使用)で覚せい剤使用歴を過去に遡って調査する場合)

※ 身体検査令状と鑑定処分許可状を請求する。

### 身体検査令状請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋〇〇裁判所  
裁判官 殿

愛知県 〇〇 警察署  
司法警察員 警視 捜査 一 郎

下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反(同法第41条の3第1項第1号, 同法第19条) 被疑事件につき, 下記の者に対する身体検査令状の発付を請求する。

#### 記

- 被疑者の氏名  
〇 〇 〇 〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)
- 身体検査を受ける者  
氏 名 〇 〇 〇 〇  
年 齢 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳) 性別 男  
職 業 会社員  
住 居 名古屋市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地  
健康状態 良好
- 身体検査を必要とする理由  
被疑者は常習的かつ継続的に覚せい剤を使用していたと思慮されるが, これまでの捜査で覚せい剤使用の事実を否認しており, 被疑者の常習的かつ継続的な覚せい剤使用を明らかにする必要がある。
- 検査すべき身体の部位  
**被疑者の身体(毛髪)**
- 7日を超える有効期間を必要とするときは, その期間及び事由  
なし
- 日出前又は日没後に行う必要があるときは, その旨及び事由  
なし
- 犯罪事実の要旨  
被疑者は, 法定の除外事由がないのに, 平成〇〇年〇〇月21日ころから同月30日までの間に, 名古屋市内又はその周辺部において, 覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン若干量を, 注射若しくは何らかの方法により自己の身体に摂取し, もって, 覚せい剤を使用したものである。

- ⑭ **毛髪の強制採取**（覚せい剤取締法違反（使用）で覚せい剤使用歴を過去に遡って調査する場合）  
※ 身体検査令状と鑑定処分許可状を請求する。

## 鑑定処分許可請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋〇〇裁判所  
裁 判 官 殿

愛知県 〇〇 警察署  
司法警察員 警視 捜 査 一 郎

下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反（同法第41条の3第1項第1号，同法第19条） 被疑事件につき，鑑定を囑託された次の者が，鑑定に必要な下記処分をすることの許可を請求する。

鑑定人の職業及び氏名  
愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所  
警察職員 〇〇〇〇 （50歳）

鑑定を囑託した年月日  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

鑑定囑託事項  
(1) 鑑定資料から，覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパンの含有が認められるか否か  
(2) その他参考事項

犯罪事実の要旨  
被疑者は，法定の除外事由がないのに，平成〇〇年〇〇月21日ころから同月30日までの間に，名古屋市内又はその周辺部において，覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン若干量を，注射若しくは何らかの方法により自己の身体に摂取し，もって覚せい剤を使用したものである。

### 記

- 被疑者の氏名  
〇 〇 〇 〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生（〇〇歳）
- 鑑定人が立ち入るべき住居，邸宅，建造物若しくは船舶，検査すべき身体，解剖すべき死体，発掘すべき墳墓又は破壊すべき物  
**被疑者の身体（毛髪）**
- 7日を超える有効期間を必要とするときは，その期間及び事由  
なし

- ⑭ **毛髪**の強制採取（覚せい剤取締法違反（使用）で覚せい剤使用歴を過去に遡って調査する場合）  
 ※ 身体検査令状と鑑定処分許可状を請求する。

身 体 検 査 令 状	
被 疑 者 の 氏 名	○ ○ ○ ○
被疑者に対する <div style="text-align: center;">覚せい剤取締法違反            (同法41条の3第1項1号, 19条)</div> <div style="text-align: right;">被疑事件</div> について、下記の者の身体を検査することを許可する。	
検 査 す べ き 身 体	<b>被疑者の身体（毛髪）</b>
身 体 の 検 査 に 関 する 条 件	<b>毛髪の採取に当たっては、被疑者の頭部外貌に醜状を生じさせない方法で根本から切って約50本を採取すること。</b>
身体を検査を受ける者が正当な理由がなく身体を検査を拒んだときは、10万円以下の過料又は10万円以下の罰金若しくは拘留に処せられ、あるいは罰金と拘留を併科されることがある。	
有 効 期 間	平成○○年○○月○○日 まで
有効期間経過後は、この令状により身体を検査をすることができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、身体検査の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成○○年○○月○○日 名古屋○○裁判所 <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-right: 10px;">印</div>           裁 判 官 裁 判 太 郎         </div>	
請 求 者 の 官 公 職 氏 名	愛知県 ○○ 警察署 司法警察員 警視 捜査一郎

- ⑭ 毛髪の強制採取（覚せい剤取締法違反（使用）で覚せい剤使用歴を過去に遡って調査する場合）  
 ※ 身体検査令状と鑑定処分許可状を請求する。

鑑 定 処 分 許 可 状					
被 疑 者 の 氏 名	○ ○ ○ ○				
被疑者に対する <div style="text-align: center;">覚せい剤取締法違反            （同法41条の3第1項1号，19条）</div> <div style="text-align: right;">被疑事件</div> について、次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。					
鑑 定 人	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">職 業</td> <td>愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>警察職員 ○○○○</td> </tr> </table>	職 業	愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所	氏 名	警察職員 ○○○○
職 業	愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所				
氏 名	警察職員 ○○○○				
立ち入るべき場所、 検査すべき身体、 解剖すべき死体、 発掘すべき墳墓又は 破壊すべき物	<b>被疑者の身体（毛髪）</b>				
身体の検査に関する条件	<b>毛髪の採取に当たっては、被疑者の頭部外貌に醜状を生じさせない方法で根本から切って約50本を採取すること。</b>				
有 効 期 間	平成○○年○○月○○日 まで				
有効期間経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。					
平成○○年○○月○○日 名古屋○○裁判所 <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-right: 10px;">印</div>           裁 判 官 裁 判 太 郎 □         </div>					
請求者の官公職氏名	愛知県 ○○ 警察署 司法警察員 警視 捜査一郎				

#### (4) 嚥下された異物の押収 【要急処理事案】

嚥下（えんげ）された異物の採取については、諸説あるものの、**搜索差押許可状と鑑定処分許可状を併用するのが相当であると解されている。**

すなわち、嚥下された異物は、身体の一部ではないから、これを押収するには**搜索差押許可状**によるのが相当であるが、その**搜索が身体の内面に及び、差押えが体腔（食道、胃、腸）内からの取り出しであり、その方法も、下剤の投与等による体液の漏出を伴うなどの身体に損傷を与える危険性もあり、専門的技術を要する。**したがって、**搜索差押えには相応の条件を付す必要性があり、また、身体に対する鑑定処分としての性質も有することから、併用が相当であるとされている。**

##### ア 概説

###### 後掲「**⑮嚥下された異物の押収**」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

##### イ 搜索差押許可状の記載につき注意すべき点

書式については、条件を付す関係上、**強制採尿（前記第3の12(1)・66頁）**と同じものを使用するのが効率的である。

###### (ア) 差し押さえるべき物

「被疑者の体腔内の異物」などと記載する。

###### (イ) 搜索すべき身体

「被疑者の体腔内」、**「被疑者の身体（体腔内）」**などと記載する。

###### (ウ) 搜索差押えに関する条件等

a 「レントゲン検査機器又は下剤（吐剤）の使用による体腔内の検査及び異物の採取については、医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせること」などと記載する。

b 被疑者が任意で検査場所へ行くことを拒否した場合、この搜索差押許可状の効力として当然に連行できるとする説もあるものの、強制採尿の場合と同様の以下の条件も併せて記載するのが相当である。

「体腔内の検査及び異物の採取のために必要があるときは、被疑者を〇〇〇〇（病院所在地）〇〇病院又はレントゲン検査や下剤（吐剤）の使用に適する最寄りの場所まで連行することができる。」

##### ウ 鑑定処分許可状の記載につき注意すべき点

###### (ア) 検査すべき身体

「被疑者の体腔内の異物を採取すること」などと記載する。

###### (イ) 身体検査に関する条件

「レントゲン検査機器又は下剤（吐剤）の使用については、医学的に相当と認められる方法によること」などと記載する。

⑮ 嚙下された異物の押収

(覚せい剤取締法違反(営利目的所持)の場合)

※ 搜索差押許可状と鑑定処分許可状を請求するのが相当と解されている。

搜索差押許可状請求書  
(検、証)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋〇〇裁判所  
裁判官 殿

愛知県 〇〇 警察署  
司法警察員 警視 捜査 一 郎 ,

下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反(同法41条の2第2項・1項)被疑事件につき、搜索差押許可状の発付を請求する。

記

- 1 被疑者の氏名  
〇 〇 〇 〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳)
- 2 差し押さえるべき物  
**被疑者の体腔内の異物**
- 3 搜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物  
**被疑者の身体(体腔内)**
- 4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由  
なし
- 5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲  
なし
- 6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由  
なし
- 7 犯罪事実の要旨  
被疑者は、営利の目的で、みだりに、平成〇〇年〇〇月〇〇日ころ、名古屋市中区新栄〇丁目〇番〇号被疑者方において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩を含有する白色結晶約1.56グラムを所持したものである。

⑮ 嚥下された異物の押収（覚せい剤取締法違反（営利目的所持）の場合）

鑑定処分許可請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋〇〇裁判所  
裁判官 殿

愛知県 〇〇 警察署  
司法警察員 警視 捜査 一 郎 ，

下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反（同法41条の2第2項・1項）被疑事件につき、鑑定を囑託された次の者が、鑑定に必要な下記処分をすることの許可を請求する。

鑑定人の職業及び氏名  
〇〇病院  
医師 〇〇〇〇 （57歳）

鑑定を囑託した年月日  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

鑑定囑託事項  
(1) 被疑者の体腔内を検査すること  
(2) 被疑者の体腔内の異物を採取すること

犯罪事実の要旨  
被疑者は、営利の目的で、みだりに、平成〇〇年〇〇月〇〇日ころ、名古屋市中区新栄〇丁目〇番〇号被疑者方において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩を含有する白色結晶約1.56グラムを所持したものである。

記

- 1 被疑者の氏名  
〇 〇 〇 〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生
- 2 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物  
**被疑者の体腔内の異物を採取すること**
- 3 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由  
なし

⑮ 嚥下された異物の押収（覚せい剤取締法違反（営利目的所持）の場合）

<b>捜索差押許可状</b>	
被疑者の氏名	○ ○ ○ ○
<p>被疑者に対する</p> <p style="text-align: center;">覚せい剤取締法違反（同法41条の2第2項・1項）</p> <p style="text-align: right;">被疑事件</p> <p>について、下記のとおり捜索及び差押えすることを許可する。</p>	
差し押さえるべき物	<b>被疑者の体腔内の異物</b>
捜索すべき身体	<b>被疑者の身体（体腔内）</b>
捜索差押えに関する条件等	<p>1 レントゲン検査機器又は下剤（吐剤）の使用による体腔内の検査及び異物の採取については、医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせること</p> <p>2 体腔内の検査及び異物の採取のために必要があるときは、被疑者を            名古屋市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号            〇〇病院            又はレントゲン検査や下剤（吐剤）の使用に適する最寄りの場所まで運行することができる。</p>
有効期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで
<p>有効期間経過後は、この令状により捜索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。</p> <p>有効期間内であっても、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。</p>	
<p>平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>名古屋〇〇裁判所</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-right: 10px;">印</div> <p>裁判官 裁判 太郎</p> </div>	
請求者の官公職氏名	愛知県 〇〇 警察署 司法警察員 警視 捜査一郎

⑮ 嚥下された異物の押収（覚せい剤取締法違反（営利目的所持）の場合）

<b>鑑 定 処 分 許 可 状</b>					
被 疑 者 の 氏 名	○ ○ ○ ○				
<p style="text-align: center;">被疑者に対する 覚せい剤取締法違反 (同法41条の2第2項・1項)</p> <p style="text-align: right;">被疑事件</p> <p>について、次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。</p>					
鑑 定 人	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">職 業</td> <td>○○病院</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td>医師 ○○○○</td> </tr> </table>	職 業	○○病院	氏 名	医師 ○○○○
職 業	○○病院				
氏 名	医師 ○○○○				
立ち入るべき場所、 検査すべき身体、 解剖すべき死体、 発掘すべき墳墓又は 破壊すべき物	<b>被疑者の体腔内の異物を採取すること</b>				
身体検査に関する条件	<b>レントゲン検査機器又は下剤（吐剤）の使用については、医学的に相当と認められる方法によること</b>				
有 効 期 間	平成○○年○○月○○日 まで				
<p>有効期間経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。</p>					
<p>平成○○年○○月○○日</p> <p>名古屋○○裁判所</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-right: 10px;">印</div> <p>裁 判 官 裁 判 太 郎</p> </div>					
請求者の官公職氏名	<p>愛知県 ○○ 警察署</p> <p>司法警察員 警視 捜査一郎</p>				

## 13 臨検、捜索、差押（押収）許可状

### (1) 概説

臨検とは、その場所に直接出向いて検査することである。請求種別（根拠法令）としては、次のものが挙げられる。

なお、令状請求書及び令状の記載例としては、「⑩臨検捜索差押許可状（国税局が請求する脱税事件の場合）」及び「⑪臨検捜索押収許可状（入国管理局が請求する不法入国者等の強制退去事由を捜査する場合）」参照。

捜査記録中の請求事項をまとめた書類（国税の場合は「説明資料」と題されることがある。）を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

#### ア 国税通則法に基づくもの（国税局・国税庁の当該職員）

平成30年4月1日施行の改正国税通則法により、電磁的記録にかかる証拠収集手続が整備（リモートアクセス、記録命令付差押）され、夜間執行許可を付することができる（改正前の国税犯則取締法には夜間執行の規定がなかった）ものとされた。

なお、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の犯則事件の調査におけるリモートアクセスによる場合の臨検捜索差押許可状及び鑑定処分許可状については、その請求先が地方裁判所の裁判官に限られると解されているので注意を要する。

#### イ 関税法に基づくもの（税関・財務事務官）

アと同日施行の改正関税法により、電磁的記録に対する証拠収集手続が整備された（夜間執行については、従前から規定がある。）。

#### ウ 地方税法に基づくもの（県税事務所・徴税吏員）

#### エ 出入国管理及び難民認定法に基づくもの（入国管理局・入国警備官）

行政雑事件であり、「行イ」（簡裁の場合。地裁の場合は「行ク」）で立件する。

#### オ 児童虐待の防止等に関する法律に基づくもの（県知事、児童相談所長）

上記エと同様、行政雑事件である。

### (2) その他

名古屋管内においては、上記の請求者による令状請求の場合、資料と共に令状原案をも持参するのが通例となっているので、これを利用して令状原案を作成する（誤記に備え、一部事前にコピーを取っておくとよい。）。

⑩ 臨検捜索差押許可状（国税局が請求する脱税事件の場合）

臨検・捜索・差押許可状請求書	
犯 則 嫌 疑 者 の 氏 名 又 は 名 称	××××
罪 名	法人税法違反（同法〇条）
犯 則 事 実 の 要 旨	別紙のとおり
臨検すべき物件若しくは 場所又は捜索すべき 身体、物件若しくは場所	愛知県〇〇市〇〇町1丁目〇番地 有限会社××××工業 事務所、倉庫及びその他の付属施設
差し押さえるべき物件	【記載例】 本件法人税法違反嫌疑事実を証明するに足りると認められる帳簿書類、手帳、メモ、ノート、往復文書、家計簿、名刺、預貯金通帳、同証書、有価証券、権利証、印章、ゴム印、鍵、写真、録音テープ、ビデオテープ、キャッシュカード等のカード類、携帯電話、コンピュータ等の電子機器及びフロッピーディスク等の電磁的記録媒体等の文書及び物件、その他財産の確定及び収支確定に係ると認められる文書及び物件、並びにその関係人から預かった文書及び物件
差押さえるべき電子計算機 に電気通信回線で接続して いる記録媒体であって、そ の電磁的記録を複写すべき ものの範囲	(印)
日没から日出までの間に行 う必要があるときは、その 旨及び事由	昼間においては立会人の確保が困難な場合があり、執行が夜間に及ぶおそれがあるため、必要である。
7日を超える有効期間を 必要とするときは、その 期 間 及 び 事 由	(印)
<p>上記許可状の発付を請求する。</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日 名古屋〇〇裁判所 裁 判 官 殿</p> <p style="text-align: right;">名古屋国税局 財務事務官 大 蔵 大 蔵 (印)</p>	

⑯ 臨検搜索差押許可状（国税局が請求する脱税事件の場合）

臨 検 搜 索 差 押 許 可 状	
犯 則 嫌 疑 者 の 氏 名 及 び 年 齢 (法人については、名称)	××××  平成〇年〇月〇日生
犯則嫌疑者に対する 法人税法違反（同法〇条） 犯則事件 について、下記のとおり臨検、搜索及び差押えをすることを許可する。	
臨検すべき物件又は場所、 搜索すべき身体、物件又は 場所	愛知県〇〇市〇〇町1丁目〇番地 有限会社××××工業 事務所、倉庫及びその他の付属施設
差し押さえるべき物件	本件法人税法違反嫌疑事実を証明するに足りると認められる帳簿書類、手帳、メモ、ノート、往復文書、家計簿、名刺、預貯金通帳、同証書、有価証券、権利証、印章、ゴム印、鍵、写真、録音テープ、ビデオテープ、キャッシュカード等のカード類、携帯電話、コンピュータ等の電子機器及びフロッピーディスク等の電磁的記録媒体等の文書及び物件、その他財産の確定及び収支確定に係ると認められる文書及び物件、並びにその関係人から預かった文書及び物件
有 効 期 間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで
有効期間経過後は、この令状により臨検、搜索又は差押えに着手することができない。 この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、臨検、搜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成〇〇年〇〇月〇〇日 名古屋〇〇裁判所 裁 判 官	裁 判 太 郎 ⑩
請求者の官職氏名	名古屋国税局 財務事務官 大蔵 大蔵

この令状は夜間でも執行することができる。⑩

根拠規定は、刑事訴訟法ではなく、  
国税通則法 148 条である。

⑰ 臨検・捜索・押収許可状(入国管理局が請求する不法入国者等の強制退去事由を捜査する場合)


許 可 状 請 求 書	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
名古屋〇〇裁判所裁判官 殿	
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">                     法務省名古屋入国管理局                      印                      入 国 警 備 官                 </div>	
警 備 長 警 備 太 郎	
<p>下記容疑者に対する 出入国管理及び難民認定法第24条に規定する                      退去強制事由該当容疑事件につき、                      臨検・捜索・押収 許可状の発付を請求する。</p>	
容 疑 者 氏 名	<p>国 籍      フィリピン</p> <p>住 居      名古屋市中区〇〇町1丁目10番地                                       マンションさかえ101号室</p> <p>氏 名      ブラゾン      パッチョ      カルデラ                                       BRAZAO   PACHO   CALDEIRA</p> <p>生年月日   19〇〇年〇〇月〇〇日生</p>

令状の性質は警察の「捜索差押許可状」と同じであるが、請求者は特別司法警察職員でないため、出入国管理及び難民認定法の規定による行政上の請求である。

⑰ 臨検捜索押収許可状（入国管理局が請求する不法入国者等の強制退去事由を捜査する場合）

<p>容疑事実の要旨 及び該当法条</p>	<p>容疑者はフィリピン国籍を有する外国人であるところ、平成〇〇年〇〇月〇〇日、有効な旅券又は乗員手帳を所有せず、かつ、法定の除外事由がないのに、フィリピン・マニラからフィリピン航空〇〇〇便により、成田空港に到着し、もって、出入国管理及び難民認定法第3条の規定に違反して本邦に入ったものである。</p> <p>出入国管理及び難民認定法第24条第1号</p>
<p>臨検すべき場所、 捜索すべき場所、 身体若しくは物件 又は押収すべき 物件</p>	<p>名古屋市中区〇〇町1丁目10番地 マンションさかえ101号室</p> <p>本件容疑事実を裏付ける旅券、外国人登録証明書、身分証明書、手紙、航空券、写真、預金通帳、携帯電話及びメモ等本件に関係ありと思慮される上記に類する一切の物件</p>
<p>必要とする有効 期間及びその事 由</p>	<p>7日間</p>
<p>日の出前、日没後 に行う必要がある ときはその旨及び 事由</p>	<p>日中不在の場合、執行が夜間に及ぶおそれがあるため</p> <p>「夜間執行」も請求できるが、刑訴法の定めでなく、出入国管理及び難民認定法35条による。</p>

⑰ 臨検捜索押収許可状（入国管理局が請求する不法入国者等の強制退去事由を捜査する場合）

臨 検 捜 索 押 収 許 可 状	
容疑者の氏名	国籍      フィリピン 住居      名古屋市中区〇〇町1丁目10番地 マンションさかえ101号室 氏名      ブラゾン      パッチョ      カルデラ BRAZAO   PACHO   CALDEIRA 生年月日   19〇〇年〇〇月〇〇日生
容疑者に対する出入国管理及び難民認定法第24条第1号に規定する退去強制事由該当容疑事件について、下記のとおり臨検、捜索及び押収することを許可する。	
臨検すべき場所、 捜索すべき身体 又は物件	名古屋市中区〇〇町1丁目10番地 マンションさかえ101号室
押収すべき物件	本件容疑事実を裏付ける旅券、外国人登録証明書、身分証明書、手紙、航空券、写真、預金通帳、携帯電話及びメモ等本件に関係ありと思慮される上記に類する一切の物件
有効期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで
有効期間経過後は、この令状により臨検、捜索又は押収に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、臨検、捜索又は押収の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成〇〇年〇〇月〇〇日 名古屋〇〇裁判所	 裁判官      裁判      太郎
請求者の官職氏名	法務省名古屋入国管理局 入国警備官      警備長      警備太郎

この令状は夜間でも執行することができる。

## 14 引致状

保護観察対象者（保護観察処分少年・少年院仮退院者・仮釈放者・保護観察付執行猶予者・婦人補導院仮退院者）について、正当な理由がないのに住居に居住しないと認められるような場合等には、裁判官があらかじめ発する引致状により、当該保護観察対象者を引致することができる（更生保護法63Ⅱ、Ⅲ）。

請求者は保護観察所の長又は地方更生保護委員会であり、請求先はその所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官となる（同法63Ⅳ）。

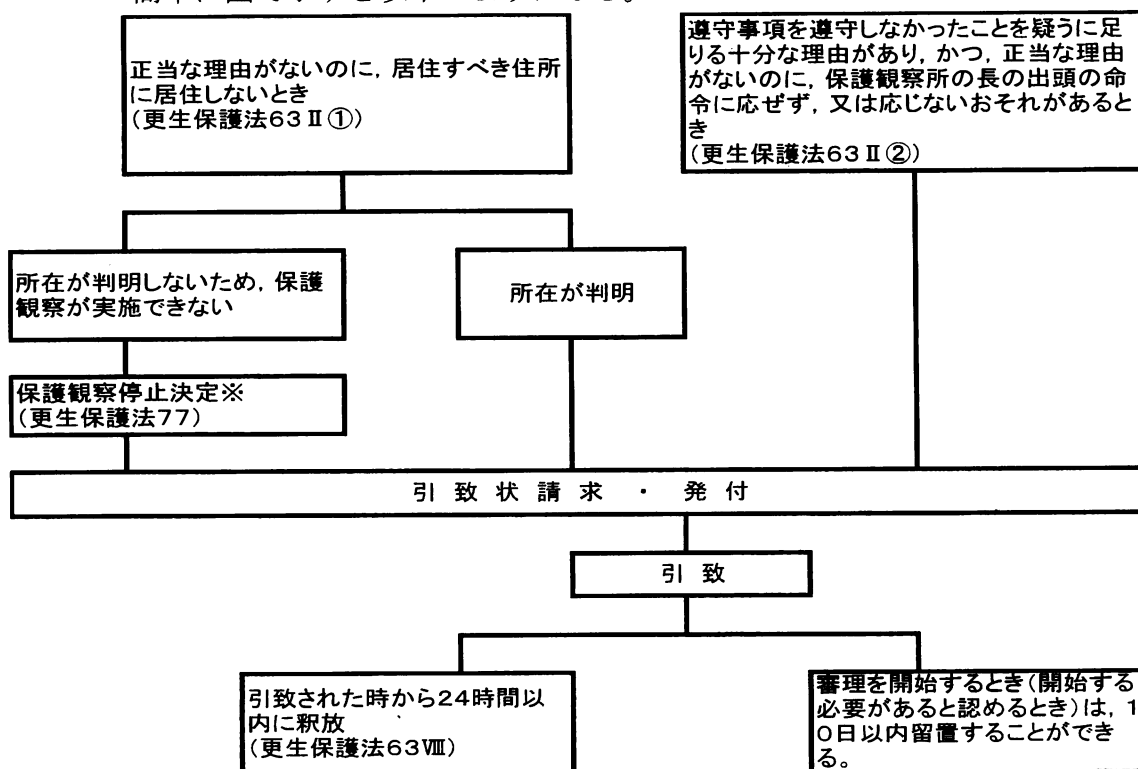
### (1) 概説

後掲「**⑩引致状**」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

### (2) 引致状請求手続までの流れ

簡単に図で示すと以下のようなになる。



※保護観察停止決定がないと引致状請求ができないわけではない（刑期が終了していなければよい。）。

### (3) 仮釈放者等に対する引致状発付における残刑期間の確認

刑期終了日の経過前の請求であること。

なお、所在が判明しないため保護観察が実施できなくなると認められる

ときは、地方更生保護委員会の決定で保護観察を停止することができ、当該停止決定の効力発生（決定告知，同法 27 I・IV）によって、刑期の進行が停止する（同法 77 V）ので、当初の刑期終了前までに保護観察停止決定の効力が発生していること。

(4) **有効期間**

名古屋簡裁においては、特に定まった運用は存在しないが、概ね逮捕状の更新の場合と同様の取扱いである（初回 7 日，1 か月，3 か月の順）。

なお、東京簡裁においては、保護観察所からの要請により、初回 3 か月，再請求は 6 か月で請求することを許容する運用を行っている。

また、刑期終了日が差し迫っており、未だ保護観察停止決定がなされていないか、同決定の効力が発生していないなどの場合は、引致状の有効期間が刑期終了日を超えないよう留意する必要がある。

⑩ 引致状

引 致 状 請 求 書

○観観第特○○号  
平成○○年○○月○○日

名古屋○○裁判所 裁判官 殿

○○保護観察所長 ○ ○ ○ ○

印

更生保護法第63条第4項の規定により、次の者について、引致状の発付を請求します。

- 1 氏 名 ○ ○ ○ ○  
2 生年月日 昭和○○年○○月○○日生  
3 住 居 不詳  
(居住すべき住居) 愛知県○○市○○町○丁目○番地 更生保護施設○○○○  
4 職 業 不詳

- 5 更生保護法第63条第2項各号のいずれかに該当する事実の要旨並びに引致を必要とする理由

本人は、平成○○年○○月○○日午前○時○○分ころ、居住すべき住居である更生保護施設更生園から外出したまま帰会することなく、その所在を明らかにせず、居住すべき住居に居住していないものである。もって、遵守すべき事項を遵守しなかったことを疑うに足りる十分な理由があり、かつ、保護観察所の長による出頭の命令に応じないおそれがあることから、この際、本人を下記引致すべき場所に引致して、質問調査する必要がある。

- 6 引致すべき場所 ○○保護観察所又は引致に着手した場所を管轄する保護観察所、保護観察所支部若しくは駐在官事務所

- 7 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

必要とする期間 1か月  
必要とする理由 本人の所在が不明であり、引致執行に相当の期間を要する。

- 8 引致状を数通必要とするときは、その数及び事由

なし

⑩ 引致状

(氏名 ○ ○ ○ ○ )

<p>9 その他参考事項                  特別遵守事項                  1 更生保護施設の規則で禁じられた無断外泊及び飲酒をしないこと。                  2 就職活動を行い、又は仕事をする事。                  3 パチンコ店やスロット店に出入りしないこと。                  平成25年9月9日保護観察停止決定(同月15日効力発生)</p>									
<p>10 裁判に関する事項</p>									
<p><del>保護観察処分少年                  (非行名) (保護観察所) 保護観察所                  (決定裁判所) 家庭裁判所 支部 (決定の日) 平成 年 月 日</del></p>									
<p><del>少年院仮退院者                  (非行名) (保護観察所) 保護観察所                  (決定裁判所) 家庭裁判所 支部 (決定の日) 平成 年 月 日                  (仮退院施設) (仮退院の日) 平成 年 月 日                  (仮退院決定委員会) (仮退院決定の日) 平成 年 月 日</del></p>									
<p>仮釈放者                  (罪名) 詐欺 (保護観察所) ○○保護観察所                  (刑名・刑期) 懲役1年 (未決勾留) 法定 日間                  (言渡し裁判所) ○○地方裁判所 (通算日数) 裁定 20日間                  (言渡しの日) 平成23年7月14日 (刑期起算日) 平成25年1月25日                  (仮釈放施設) ○○刑務所 (刑期終了日) 平成26年1月4日                  (仮釈放決定委員会) 中部地方更正保護委員会 (仮釈放決定の日) 平成25年7月16日                  (仮釈放の日) 平成25年9月5日</p>									
<p><del>保護観察付執行猶予者                  (罪名) (保護観察所) 保護観察所                  (刑名・刑期) 懲役・禁錮 年 月 (保護観察期間) 年間                  (言渡し裁判所) 裁判所 支部 (言渡しの日) 平成 年 月 日                  (確定の日) 平成 年 月 日 (初度目・再度目の別) 初・再</del></p>									
<p><del>婦人補導院仮退院者                  (罪名) (保護観察所) 保護観察所                  (刑名・刑期) 懲役・禁錮 年 月 (未決勾留) 法定 日間                  (言渡し裁判所) 裁判所 支部 (通算日数) 裁定 日間                  (言渡しの日) 平成 年 月 日 (補導処分期間起算日) 平成 年 月 日                  (仮退院施設) 婦人補導院 (補導処分期間終了日) 平成 年 月 日                  (仮退院決定委員会) 地方更正保護委員会 (仮退院決定の日) 平成 年 月 日                  (仮退院の日) 平成 年 月 日</del></p>									

(注意) 1 事例に応じ不要の項目及び文字を削ること。  
 2 この請求書には謄本1通を添付すること。

⑩ 引致状

引 致 状	
氏名 年齢 居住すべき住所 職業	〇 〇 〇 〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 愛知県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 更生保護施設〇〇〇〇 不詳
引致すべき場所	〇〇保護観察所又は引致に着手した場所を管轄する保護観察所、保護観察所支部若しくは駐在官事務所
引致の理由	本人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、上記居住すべき住所から〇〇保護観察所長の許可を得ず転居（出奔）し、以後その所在を明らかにしないものである。
有効期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで
有効期間後は、この令状のより引致に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、引致の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
上記の者を引致することを許可する。 平成〇〇年〇〇月〇〇日 名古屋〇〇裁判所 裁判官 〇 〇 〇 〇	
請求者	〇〇保護観察所長 〇 〇 〇 〇
執行に着手した年月日時及び場所	平成 年 月 日 午 時 分
記名押印	
引致することができなかつたときはその事由	
記名押印	平成 年 月 日
引致した年月日時及び取扱者	平成 年 月 日 午 時 分

※ 裏 面 省 略

## 15 保護許可状

警察官職務執行法3条により、挙動異常者等の被保護者を24時間を超えて保護しようとする場合に、管内警察署から、その承認を求めて保護許可状が請求されることがある。

保護の延長期間は、通じて5日を超えてはならない。また、許可状には、引き続き保護することにつき、やむを得ないと認められる事情を明記しなければならない。

必ず、簡易裁判所の裁判官による処理を要する（当直で処理する場合には、注意を要する。事件符号は、「行イ」）。

(別紙1)

## 公訴時効について

### 1 公訴時効期間 (法250条)

下表参照

公訴時効一覧表

実行行為の時期	罰条の法定刑	公訴時効期間	備考
平成22年4月27日以降	①人を死亡させた罪であって、禁錮以上の刑に当たるもの	死刑に当たる罪	なし
		無期懲役又は禁錮に当たる罪	30年
		長期20年の懲役又は禁錮に当たる罪	20年
		上記以外の罪	10年
	②上記①以外の罪(人を死亡させた罪であって、禁錮以上の刑に当たるもの以外の罪)	死刑に当たる罪	25年
		無期懲役又は禁錮に当たる罪	15年
		長期15年の懲役又は禁錮に当たる罪	10年
		長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪	7年
		長期10年未満の懲役又は禁錮に当たる罪	5年
		長期5年未満の懲役又は禁錮に当たる罪	3年
拘留又は科料に当たる罪	1年		
平成17年1月1日～平成22年4月26日	死刑に当たる罪	25年	平成22年法律第26号による改正 ・平成16年法律第156号による改正 ・人を死亡させた罪であって禁錮以上の刑に当たるもので、平成22年4月27日時点で公訴時効が完成していないものについては、現行法による(平成22年法律第26号附則3条2項参照)
	無期懲役又は禁錮に当たる罪	15年	
	長期15年以上の懲役又は禁錮に当たる罪	10年	
	長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪	7年	
	長期10年未満の懲役又は禁錮に当たる罪	5年	
	長期5年未満の懲役又は禁錮に当たる罪	3年	
拘留又は科料に当たる罪	1年		
平成16年12月31日以前	死刑に当たる罪	15年	人を死亡させた罪であって禁錮以上の刑に当たるもので、平成22年4月27日時点で公訴時効が完成していないものについては、現行法による(平成22年法律第26号附則3条2項参照)
	無期懲役又は禁錮に当たる罪	10年	
	長期10年以上の懲役又は禁錮に当たる罪	7年	
	長期10年未満の懲役又は禁錮に当たる罪	5年	
	長期5年未満の懲役又は禁錮に当たる罪	3年	
拘留又は科料に当たる罪	1年		

### 2 複数の被疑事実がある場合

実行行為から3年と1日が経過した場合を例にとると、次のとおりとなる。

#### (1) 併合罪の場合

犯罪事実ごとに決する。

例：文化包丁所持(銃刀法違反・3年)と窃盗(7年)

→ 文化包丁所持の罪については公訴時効期間を経過しているので、銃刀法違反の被疑事実で令状を発付することはできない。よって、罪名は窃盗のみとなる。

#### (2) 科刑上一罪の場合

最も重い罪で決する(法251条参照)。

##### ア 観念的競合の場合

例：信号無視(道交法違反・3月)と過失運転致傷(7年)

→ 罪名は「道路交通法違反(同法〇条)、過失運転致傷(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律〇条)」

##### イ 牽連犯の場合

例：住居侵入(3年)と窃盗(10年) → 罪名は「住居侵入、窃盗」

#### (3) 包括一罪の場合

最終犯罪行為の終わった時から進行する(最判昭31.8.3参照)。

### 3 時効の停止(法254条, 255条参照)

共犯者の起訴, 被疑者の海外逃亡などにより時効が停止している場合があるので, 一件記録や捜査員から確認する。

(別紙2)

### 令状の有効期間一覧表

令状の有効期間が問題となるのは、特に月末に請求された場合である。  
月末に請求された場合における有効期間の満了日は、下表のとおりである。  
(法55Ⅰ本文、Ⅱ、民法139、140、143Ⅱ本文、同ただし書き)

発付日	起算日	満了日			
		7日	1か月	2か月	3か月
1/31	2/1	2/7	2/28 (閏年は2/29)	3/31	4/30
2/28	3/1 (閏年は2/29)	3/7 (閏年は3/6)	3/31 (閏年は3/28)	4/30 (閏年は4/28)	5/31 (閏年は5/28)
3/31	4/1	4/7	4/30	5/31	6/30
4/30	5/1	5/7	5/31	6/30	7/31
5/31	6/1	6/7	6/30	7/31	8/31
6/30	7/1	7/7	7/31	8/31	9/30
7/31	8/1	8/7	8/31	9/30	10/31
8/31	9/1	9/7	9/30	10/31	11/30
9/30	10/1	10/7	10/31	11/30	12/31
10/31	11/1	11/7	11/30	12/31	1/31
11/30	12/1	12/7	12/31	1/31	2/28 (閏年は2/29)
12/31	1/1	1/7	1/31	2/28 (閏年は2/29)	3/31

# 事実記載例一覧表

## 【注意事項】

- この一覧表は、平成27年2月1日現在の法令に基づき作成しています。当直においても目にすることが比較的多いと思われる事案のみを抜粋していますが、特に特別法犯の場合は、法改正等に十分注意してください。
- 罰条欄記載の罰条については、名古屋簡裁において通常令状に記載している条文を記載しています(刑法犯を除く。)
- 事実(記載例)欄記載の記載例は、逮捕状請求書に記載する被疑事実の要旨又はその他の各種令状(搜索差押許可状等)の場合で、かつ、単独犯の場合に記載する犯罪事実の要旨等を想定しています。  
 その他の各種令状(搜索差押許可状等)を請求する場合で、かつ、共犯事件の場合(通常の場合は、請求書の「被疑者の氏名」欄において、「〇〇〇〇 ほか〇名」と記載されています。)、同一事実に基づき、併せて被疑者ごとに逮捕状を請求する場合がありますが、この場合は、逮捕状にかかる被疑事実の要旨と、その他の各種令状にかかる犯罪事実の要旨等の記載については、特に事実の冒頭部分(書き出し)において微妙に異なることとなるので、記載の区別がしっかりとされているか、注意して確認してください。  
 共犯事件の場合における事実の冒頭部分の典型的な記載例は、以下のとおりとなります。  
 ◆逮捕状(被疑事実の要旨) : 被疑者は、〇〇〇〇、〇〇〇〇と共謀のうえ、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ…  
 ◆その他の各種令状(犯罪事実の要旨等) : 被疑者〇〇〇〇、同〇〇〇〇、同〇〇〇〇は、共謀のうえ、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ…
- 併合罪の関係にある罪の場合、被疑事実の要旨等においては、「第1」、「第2」などと項を立てて区別して記載することになります。
- この一覧表は、典型的な記載の一例を示しているにすぎず、必ずこのように記載しなければならないものではありません。

## 【刑法関係】

罪名	罰条(刑法)	態様	事実(記載例)	備考
き 器物損壊	261条	飲食店で(酔って)暴れる	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市名東区一社〇丁目〇番〇号飲食店「沼」店内において、同店店長一条聖也(当時28歳)の接客態度が悪いとして憤慨し、ビール瓶を同店カウンター上に置かれていたウイスキーボトル等に向けて投げつけ、もって、同人所有のウイスキーボトル3本等8点(時価合計約2万1000円相当)を損壊したものである。	・器物損害の被害者は、管理者ではなく所有者であるから、所有者を正確に記載する。
恐喝	249条	たかり	被疑者は、暴走族「死兆星」の構成員であるが、通行人から金員を喝取しようとして、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中村区名駅〇丁目〇番〇号先路上において、通りかかった流川楓(当時16歳)に対し、「なんだその目つきは。その格好からすると湘北のバスケ部だな。湘北のバスケ部にはむかつく奴らがいっぱいいるし、お前をぶん殴って半殺しにして、お前のいるバスケ部も潰してやる。安西先生とバスケをしたければ、今すぐ持っている金を全部出せ。」などと申し向けて金員の交付を要求し、もしこの要求に応じなければ同人の生命、身体等にいかなる危害を加えるかもしれない氣勢を示して同人を畏怖させ、よって、即時同所において、同人から現金2万7000円の交付を受けてこれを喝取したものである。	・未遂の場合は、特に文末の標記につき、窃盗未遂の記載例参照 ・いわゆる「2項恐喝」の場合は、特に文末の標記につき、詐欺(2項詐欺)参照
強制わいせつ(13歳以上)	176条	路上で女性(13歳以上)を襲う	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区栄〇丁目〇番〇号先路上において、帰宅中の峰不二子(当時24歳)を認め、強いて同女にわいせつな行為をしようとして、同女に対し、やにわにその背後から、右腕で同女の首を絞め、同女の頭髪をつかんで引き倒し、「声を出すな、殺すぞ。」などと申し向けるなどの暴行、脅迫を加えたうえ、右手を同女のスカートに差し入れて陰部を弄ぶなどし、もって、強いてわいせつな行為をしたものである。	・犯行態様として、「暴行又は脅迫」を用いることを要する。
き 強制わいせつ(13歳未満)	176条	路上で女兒(13歳未満)にいたずら	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区栄〇丁目〇番〇号先路上において、帰宅中の南斗真美亜(当時10歳、平成〇〇年〇〇月〇〇日生)に対し、同女が13歳未満であることを知りながら、「お腹に蠶さんが入ってるよ。」などと申し向けて同女のパンティを脱がせ、左手指でその陰部を弄ぶなどし、もって、13歳未満の女子に対しわいせつな行為をしたものである。	・13歳未満の場合は、被害者の生年月日の記載が通例となっている。 ・13歳未満であることの認識が必要。 ・13歳以上の場合は異なり、犯行態様として、「暴行又は脅迫」は不要。

脅迫	222条	通行人を脅迫	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市長区大高町〇丁目〇番〇号付近路上において、通りかかった利根川幸夫(当時〇〇歳)に対し、「何で俺にガンをつけた。生意気だ。耳の鼓膜を破られたいか。嫌なら鉄板の上で土下座して詫びろ。」などと申し向け、もって、同人の生命、身体等に危害を加えかねない氣勢を示して脅迫したものである。	・害悪の告知方法については制限がない。(例えば、脅迫文を郵送して脅迫した場合は、「平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、利根川幸夫方に郵送到達させてその内容を了知させ」などとなる。) ・「団体もしくは多衆の威力を示し、団体もしくは多衆を仮装して威力を示し又は凶器を示しもしくは数人共同して」脅迫した場合は、脅迫罪ではなく、暴力行為等処罰に関する法律違反となる可能性がある(同法1条参照)。
け 建造物侵入	同上	窃盗目的で建造物に侵入	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、金品窃取の目的で(正当な理由がないのに)、名古屋市中区栄〇丁目〇番〇号所在の南斗工業株式会社南側ブロック塀を乗り越えて、同社代表取締役南斗麗が看守する同社木材置場に侵入したものである。	・「建造物」の例としては、官公署の庁舎、銀行、学校、工場、事務所、倉庫、スーパーマーケット等 ・なお、「邸宅」の例としては、空家、閉鎖中の別荘等
こ 強姦	177条	路上で通行人の女性を襲う	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区栄〇丁目〇番〇号先路上において、通行中の峰不二子(当時24歳)を認めるや、同女を強いて姦淫しようとして、同女に対し、背後から所持のナイフを突きつけ、左手で同女の口を塞ぎ、「おとなしくしろ。殺すぞ。」などと申し向けて脅迫し、その反抗を抑圧したうえ、そのころ、同所において、同女を強いて姦淫したものである。	
公然わいせつ	174条	電車内で陰茎を露出	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中村区名駅〇丁目〇番〇号所在の東海旅客鉄道株式会社名古屋駅から同市中川区尾頭橋〇丁目〇番〇号所在の東海旅客鉄道株式会社尾頭橋駅までの間を走行中の電車内において、乗客である南斗由里亜(当時18歳)ら不特定又は多数人が容易に認識し得る状態で、殊更に自己の陰茎を露出して示し、もって、公然とわいせつな行為をしたものである。	・「公然」とは、不特定又は多数の人が認識することができる状態をいう。(現実に不特定又は多数の人に認識されたことは必要ではなく、その可能性のある状態であればよい。)
強盗	236条	路上強盗	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区錦〇丁目〇番〇号先路上において、通行中の赤木晴子(当時73歳)が右肘に掛けて所持していたナイロン製ハンドバッグをその在中品とともに強取しようとして、いきなり同人の背後から左手でその背中を強く突き飛ばすとともに、右手でそのハンドバッグを引っ張り、同人を路上に転倒させ、さらにその顔面を十数回足蹴りするなどの暴行を加え、その反抗を抑圧したうえ、同人から同人所有にかかる現金約5万4000円及びキャッシュカード等8点在中のナイロン製ハンドバッグ1個(時価合計約13万円相当)を強取したものである。	・いわゆる「2項強盗」の場合は、特に文末の標記につき、詐欺(2項詐欺)参照 ・未遂の場合は、特に文末の標記につき、窃盗未遂の記載例参照
強盗傷人	240条前段	事後強盗(238条)により致傷	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区錦〇丁目〇番〇号株式会社夢想転生事務所内において、窃盗の目的で机の引出しを開くなどして、金品を物色中、同社の警備員である北斗龍拳(当時66歳)に発見されるや、その逮捕を免れるため、同人に対し、所持の木棒(長さ約1.5センチメートル、直径約5センチメートル)でその頭部を数回殴打する暴行を加え、その際、前記暴行により、同人に加療約2週間を要する頭部打撲傷等の傷害を負わせたものである。	
公務執行妨害	95条1項	職務質問を妨害	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中村区名駅〇丁目〇番〇号先路上において、警ら中の愛知県〇〇警察署勤務の司法巡査赤木しげるから挙動不審者として職務質問を受けた際、その質問に答えず、突如逃走したことから、同巡査から職務質問続行のためそのあとを追われ、同日午後〇時〇〇分ころ、同所から約30メートル離れた同区名駅〇丁目〇番〇号先路上で追いつかれ、右肩に手をかけられて停止を求められるや、同所において、いきなり手拳で同巡査の顔面を数回殴打するなどの暴行を加え、もって、同巡査の職務の執行を妨害したものである。	

さ	詐欺(1項詐欺)	246条(1項)	オレオレ詐欺 (受け子)	被疑者は、遠藤勇次と共謀のうえ、兵藤和尊(当時77歳)の息子になりすまして紛失した小切手の穴埋め資金借用名下に金員を詐取しようと企て、平成〇〇年〇〇月〇〇日ころ、前記遠藤が名古屋市中区新栄〇丁目〇番〇号前記兵藤和尊方に電話をかけ、同人に対し、同人の長男兵藤和也になりすまして、「お父さん、息子の和也だけど、大変なことをしちゃった。電車の中でバッグを落としてしまった。バッグの中には、会社の額面1200万円の小切手が入っていた。」「会社からは、すぐに自費で全額を弁償するように、できなければお前はクビだと言われているが、自分の預金だけでは到底補いきれない。」「自分は今から急用で札幌の取引先に行かなければならなくなったので、今からすぐに自分の部下を実家に向かわせるから、その人にお金を渡してほしい。」などと嘘を言い、前記兵藤和尊をして、前記兵藤和也が額面1200万円の小切手を紛失し、被疑者が紛失した小切手の穴埋め資金である現金1200万円を手交する相手であると誤信させ、よって、同日、前記兵藤和尊方において、訪れた被疑者に対し、現金1200万円を交付させ、もって、人を欺いて財物を交付させたものである。	・未遂の場合は、特に文末の標記につき、窃盗未遂の記載例参照
	詐欺(2項詐欺)	246条(2項)	無賃乗車	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区栄〇丁目〇番〇号付近路上において、帝愛交通株式会社所属のタクシー運転手船井謙次(当時32歳)に対し、所持金がなく、目的地到着後料金を支払う意思も能力もないのに、これあるように装って、「新大阪駅まで行ってくれ。」などと申し向けて同人の運転するタクシーに乗り込み、同人をして、同所から大阪市淀川区西中島5丁目16番1号先路上まで上記タクシーを運転走行させ、もって、その乗車料金3万7800円相当の財産上不法の利益を得たものである。	・未遂の場合は、特に文末の標記につき、窃盗未遂の記載例参照
	殺人	199条	刺殺	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区千種区今池〇丁目〇番〇号被疑者方において、同居していた北斗邪義(当時33歳)に対し、殺意をもって、頸部を両手で締めつけて窒息状態に陥れたうえ、左胸部を所携の出刃包丁(刃体の長さ約22.8センチメートル)で7回突き刺し、よって、同日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区三の丸〇丁目〇番〇号〇〇病院において、同人を左前胸部刺創により失血死させて殺害したものである。	・未遂の場合は、特に文末の標記につき、窃盗未遂の記載例参照
	住居侵入	130条	窃盗目的で 住居に侵入	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区栄〇丁目〇番〇号北斗拳四郎方南側勝手口の施錠をはずして、同家屋内に侵入したものである。	
	住居侵入・窃盗	130条 235条	侵入盗	被疑者は、金品を窃取しようと企て、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区金山〇丁目〇番〇号〇〇マンション703号室鷲巢巖方出入口の施錠を外して侵入し、同所において、同人所有の現金531万7000円及び指輪等61点(時価合計約386万円相当)を窃取したものである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「所有」又は「管理」の区別に注意する。</li> <li>・被害品目の記載は、これ以外にも、「現金531万7000円及び指輪3点ほか58点」などと記載されることも多い。なお、被害品目については、被害届の作成後に被害者供述調書等により訂正がされていることも多いので、注意を要する。</li> <li>・時価を記載する場合は、「時価合計約〇〇〇円相当」(「約」及び「相当」の双方を記載)とするのが相当である。</li> <li>・万引き事案で被害品が実際に販売されている商品等の場合は、「時価」ではなく、「販売価格合計〇〇〇円」(「約」及び「相当」は不要)などの記載となる。</li> <li>・牽連犯(科刑上一罪)</li> </ul>
し	傷害	204条	殴る蹴るの暴 行により受傷	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区錦〇丁目〇番〇号先路上において、伊藤開司(当時25歳)に対し、その顔面、頭部等を手拳で数回殴打し、腹部、腰部等を数回足蹴りするなどの暴行を加え、よって、同人に対し、加療約6週間を要する腰部打撲等の傷害を負わせたものである。	

傷害致死	205条	殴る蹴るの暴行により死亡	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ごろ、名古屋市中区錦〇丁目〇番〇号先路上において、伊藤開司(当時25歳)に対し、その顔面、頭部等を手拳で数回殴打し、腹部、腰部等を数回足蹴りするなどの暴行を加え、よって、同日午後〇時〇〇分ごろ、名古屋市中区三の丸〇丁目〇番〇号〇〇病院において、同人を硬脳膜下血腫による外傷性脳機能障害によって死亡するに至らしたものである。	
せ 窃盗	235条	空き巣	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ごろ、名古屋市中区金山〇丁目〇番〇号〇〇マンション703号室鷺巣蔵方において、同人所有の現金531万7000円及び指輪等61点(時価合計約386万円相当)を窃取したものである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「所有」又は「管理」の区別に注意する。</li> <li>・被害品目の記載は、これ以外にも、「現金531万7000円及び指輪3点ほか58点」などと記載されることも多い。なお、被害品目については、被害届の作成後に被害者供述調書等により訂正がされていることも多いので、注意を要する。</li> <li>・時価を記載する場合は、「時価合計約〇〇〇円相当」(「約」及び「相当」の双方を記載)とするのが相当である。</li> <li>・万引き事案で被害品が実際に販売されている商品等の場合は、「時価」ではなく、「販売価格合計〇〇〇円」(「約」及び「相当」は不要)などの記載となる。</li> <li>・「住居侵入・窃盗」の場合は、当該記載例参照</li> </ul>
窃盗未遂	243条 235条	空き巣(未遂)	被疑者は、金品を窃取しようとして、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ごろ、名古屋市中区金山〇丁目〇番〇号〇〇マンション703号室鷺巣蔵方において、たんすの引き出しを引き出すなどして同人所有の金品を物色したが、家人に発見されたため、その目的を遂げなかったものである。	
占有離脱物横領	254条	自転車盗(占有離脱物)	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ごろ、名古屋市中区千種区覚王山〇丁目〇番〇号先路上において、田岡茂一盗難被害にかかる自転車1台(時価約2万円相当)を発見し、これを自己の用に供する目的でほしいままに乗り去って横領したものである。	・窃盗罪等との区別に注意
と 盗品等有償譲受け	256条2項	盗品を有償で譲り受け	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、名古屋市中区東区白壁町〇丁目〇番〇号被疑者方において、魚住純から、同人が窃取してきたものであることを知りながら、普通乗用自動車1台(時価約200万円相当)を代金30万円で買い受け、もって、盗品を有償で譲り受けたものである。	
ほ 暴行	208条	殴る蹴るの暴行	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ごろ、名古屋市中区錦〇丁目〇番〇号先路上において、伊藤開司(当時25歳)に対し、その顔面、頭部等を手拳で数回殴打し、腹部、腰部等を数回足蹴りするなどの暴行を加えたものである。	
わ わいせつ電磁的記録記録媒体陳列	175条1項	わいせつな画像データを公然と陳列	被疑者は、自己の使用するパーソナルコンピュータのハードディスク内等に記憶・蔵置させた女性器を露骨に撮影したわいせつな画像データ3点をファイル共有ソフト「Cabos」等の共有機能に組み込んでいたものであるが、いずれかの日時及び場所において、インターネットに接続した状態で同機能を作動させ、同「Cabos」等を利用する不特定多数のインターネット利用者に対し、上記画像データを閲覧可能な状態に設定し、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ごろ、名古屋市中区三の丸〇丁目〇番〇号愛知県警察本部生活安全部少年課から上記画像データにアクセスした赤木剛憲に上記わいせつな画像データ3点を受信させて再生閲覧させ、もって、わいせつな電磁的記録に係る記録媒体を公然と陳列したものである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、175条1項に規定されている「陳列」以外の犯行態様として「頒布(はんぷ)」があり、これは不特定多数の人に対し配布することをいうが、有償であるか無償であるかを問わない。(平成23年の刑法改正前においては、「頒布」は無償のみを意味し、有償の場合は「販売」として区別されていた。罪名の記載としては、「わいせつ電磁的記録記録媒体頒布」などとなる。)</li> <li>・特別法犯である児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反(児童ポルノの公然陳列)と一罪の関係になることも多い。</li> </ul>

【刑法関係(特殊)】

罪名	罰条	態様	事実(記載例)	備考
常習累犯窃盗 (盗犯等の防止及処 分に関する法律)	同法3条	常習として窃 盗 (刑法235 条)	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日名古屋地方裁判所において窃盗罪により懲役8 月に、平成〇〇年〇〇月〇〇日京都地方裁判所において窃盗、有印私文書偽造・同行 使、詐欺罪により懲役2年に、平成〇〇年〇〇月〇〇日静岡地方裁判所において窃盗 罪により懲役2年6月に各処せられ、いずれもそのころ各刑の執行を受けたものである が、更に常習として、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区金 山〇丁目〇番〇号〇〇マンション703号室鷺巣蔵方において、同人所有の現金531万 7000円及び指輪等61点(時価合計約386万円相当)を窃取したものである。	・要件については、同法3条参照(行為前10年以内に、 3回以上6月の懲役以上の刑の執行を受けた者等) ・判決宣告日の記載だけでは10年以内の刑であるか否 かが判然としない場合は、判決宣告日に続けて、カッコ 書きで刑執行終了日を記載するなどの方法が考えられ る。 ・令状の罪名欄には、単に「常習累犯窃盗」と記載するこ とが多い。
暴力行為等処罰に 関する法律違反	同法1条	凶器を示して 脅迫 (刑法222 条)	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市緑区大高町〇丁 目〇番〇号付近路上において、通りかかった利根川幸夫(当時〇〇歳)に対し、「何で俺 にガンをつけた。生意気だ。耳の鼓膜を破られたいか。嫌なら鉄板の上で土下座して詫 びろ。」などと申し向けながら、所持の文化包丁(刃体の長さ約18.5センチメートル)を 突きつけ、もって、凶器を示して脅迫したものである。	・令状の罪名欄には、「暴力行為等処罰に関する法律違 反(同法律1条(刑法222条))」などと記載することが多 い。

【特別法関係】 ※条例違反を含む。

罪名	罰条	態様	事実（記載例）	備考
あ 愛知県青少年保護育成条例違反	同条例29条1項, 14条1項	いん行	被疑者は、榎村香（平成〇〇年〇〇月〇〇日生、当時14歳）が18歳に満たない青少年であることを知りながら、平成〇〇年〇〇月〇〇日、名古屋市千種区今池〇丁目〇番〇号ホテル「シティーハンター」511号室において、単に自己の性的欲求を満たすだけの目的で、前記榎村に自己の陰茎を口淫させるなどし、もって、青少年に対していん行をしたものである。	・昭和36年3月28日愛知県条例第13号
か 覚せい剤取締法違反	同法41条の2第1項	所持	被疑者は、みだりに、平成〇〇年〇〇月〇〇日ころ、名古屋市中区新栄〇丁目〇番〇号被疑者方において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩を含有する白色結晶約1.56グラムを所持したものである。	
	同上	譲り渡し	被疑者は、みだりに、平成〇〇年〇〇月〇〇日ころ、名古屋市中村区名駅〇丁目〇番〇号先路上において、桜木花道に対し、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩を含有する白色結晶約1.56グラムを代金3万円で譲り渡したものである。	
	同法41条の2第2項・1項	営利目的で譲り渡し	被疑者は、営利の目的で、みだりに、平成〇〇年〇〇月〇〇日ころ、名古屋市中村区名駅〇丁目〇番〇号先路上において、桜木花道に対し、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩を含有する白色結晶約1.56グラムを代金3万円で譲り渡したものである。	
	同法41条の3第1項1号, 19条	使用	被疑者は、法定の除外事由がないのに、平成〇〇年〇月21日ころから同月30日までの間に、名古屋市内又はその周辺部において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン若干量を、注射若しくは何らかの方法により自己の身体に摂取し、もって、覚せい剤を使用したものである。	・使用の立証には主として尿の鑑定が用いられるが、覚せい剤の尿中排泄期間は、最長で概ね10日と考えられている。 よって、原則として、尿の任意提出日（強制採尿の場合は差押日）と、この日から10日を逆算した日が記載されることとなる。
過失運転致傷	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律5条	赤信号無視による自動車と原付の出会い頭の事故	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、普通乗用自動車を運転し、名古屋市中区栄〇丁目〇番〇号先の信号機により交通整理の行われている交差点を北から南に向かい直進するに当たり、対面信号機の表示に留意し、同交差点の対面信号機が赤色の灯火信号を表示していたから、その信号機の表示に従って同交差点手前の停止位置で停止すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、同信号機の表示に留意せず、同信号機の表示に従わないで時速約15ないし20キロメートルで同交差点に進入した過失により、折から右方道路から青色信号の灯火信号に従って西から東に向かい発進進行してきた空条承太郎（当時17歳）運転の原動機付自転車に気付かず、同車前部に自転車右側面部を衝突させ、よって、同人に加療約3週間を要する右肩打撲等の傷害を負わせたものである。	・過失運転致死の場合は、特に文末の標記につき、傷害致死の記載例参照
き 危険運転致傷	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条	酒酔い運転により歩行者をはねた事故	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時30分ころ、名古屋市名東区一社〇丁目〇番〇号付近道路において、運転開始前に飲んだ酒の影響により、前方注視及び運転操作が困難な状態で普通乗用自動車を走行させ、もって、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させたことにより、同日午後〇時32分ころ、名古屋市名東区上社〇丁目〇番〇号先道路を、〇〇方面から〇〇方面に向かい自車を対向車線に進出させるなどしながら時速約60キロメートルで走行中、折から進路左前方の同所先歩道付近を歩行中の三井寿（当時41歳）に至近距離に至るまで気付かず、自転車左前部を同人に衝突させて同人はね飛ばしたうえ、路外施設敷地内に転倒させ、よって、同人に加療期間不詳の頭蓋骨骨折、脳挫傷等の傷害を負わせたものである。	・危険運転致死の場合は、特に文末の標記につき、傷害致死の記載例参照

二	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反	同条例16条1項, 2条2項3号	卑わいな言動をした	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区錦〇丁目〇番〇号名古屋市高速鉄道伏見駅東側に設置されたエスカレーター上において、小石川光希(当時17歳)に対し、その後方から、所持の撮影機能を有する携帯電話のカメラレンズを同人のスカート付近に差し向け、もって、公共の場所において、故なく、人を著しくしゅう恥させ、かつ、人に不安を覚えさせるような方法で、卑わいな言動をしたものである。	・昭和38年3月27日愛知県条例第4号 ・平成25年6月1日改正あり(平成25年3月29日愛知県条例第31号・改正前の条文は「同条例10条1項, 2条2項3号」)
		同条例17条1項, 7条1項2号	客引きをした	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区錦〇丁目〇番〇号〇〇ビル北側歩道上において、同所を通行中の福田吉兆ほか1名に対し、「お兄さん、今からどこ行くんですか。キャバクラ、おっぱいもやってますよ。」などと呼び掛けて誘い、もって、公共の場所において、不特定の者に対し、歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食させる役務の提供について、客引きをしたものである。	・昭和38年3月27日愛知県条例第4号 ・平成25年6月1日改正あり(平成25年3月29日愛知県条例第31号・改正前の条文は「同条例10条2項, 7条2号」)
し	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反	同法律4条, 2条2項1号	児童買春	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、愛知県一宮市丹陽町〇丁目〇番〇号〇〇ホテル「ジョナサンジョースター」客室305号室において、灰原哀(当時13歳、平成〇〇年〇〇月〇〇日生)が18歳に満たない児童であることを知りながら、同女に対し、現金3万円を対償として供与して、同女と性交し、もって、児童買春をしたものである。	
		同法律7条6項, 2条3項1号	児童ポルノを公然陳列	被疑者は、自己の使用するパーソナルコンピュータのハードディスク内等に記憶・蔵置させた、児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した児童ポルノである画像データ3点をファイル共有ソフト「Cabos」等の共有機能に組み込んでいたものであるが、いずれかの日時及び場所において、インターネットに接続した状態で同機能を作動させ、同「Cabos」等を利用する不特定多数のインターネット利用者に対し、上記画像データを閲覧可能な状態に設定し、もって、児童ポルノを公然と陳列したものである。	・サイバーパトロールが端緒となることがほとんどである。 ・刑法犯であるわいせつ電磁的記録記録媒体陳列罪と一罪の関係になることも多い。

し	児童福祉法違反	同法60条1項, 34条1項6号	児童に淫行	被疑者は、出張ヘルス「天将奔烈」を経営するものであるが、平成〇〇年〇〇月〇〇日ころ、同店の従業員である間宮リン(当時16歳、平成〇〇年〇〇月〇〇日生)を名古屋市中区金山〇丁目〇番〇号〇〇マンション306号室に派遣して、同室に居住している拳王竜賀に引き合わせ、そのころ、同所において、同人を相手に、手淫、口淫等の性交類似行為をさせ、もって、児童に淫行させたものである。	
		同法60条2項, 34条1項9号	児童を自己の支配下に置く	被疑者は、名古屋市中村区名駅〇丁目〇番〇号〇〇ビル3階において飲食店「エスポワール」を経営し、女性従業員にショーツの下着及びシャツを着用させるなどして男性客を相手に乳房を揉ませるなどのサービスを提供していたものであるが、坂崎美心(当時16歳、平成〇〇年〇〇月〇〇日生)が満18歳に満たない児童であることを知りながら、平成〇〇年〇〇月〇〇日から同月〇〇日までの間、前後4回にわたり、欠勤及び遅刻に対して制裁金を科し、就業中における外出を禁止して店内等に待機させ男性客に前記サービスを提供させるなどし、もって、児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもって、これを自己の支配下に置く行為をしたものである。	
	銃砲刀剣類所持等取締法違反	同法31条の3第1項, 3条1項	けん銃の所持	被疑者は、法定の除外事由がないのに、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区栄〇丁目〇番〇号先路上において、自動装填式けん銃1丁を所持したものである。	
		同法31条の18第3号, 22条	包丁の携帯	被疑者は、業務その他正当な理由による場合でないのに、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中村区名駅〇丁目〇番〇号先路上において、刃体の長さ約12.4センチメートルの文化包丁1丁を携帯したものである。	
	出入国管理及び難民認定法違反	同法70条1項5号	不法残留(オーバーステイ)	被疑者は、フィリピン国の国籍を有する外国人であるところ、平成〇〇年〇〇月〇〇日、同国政府発行の旅券を所持し、愛知県常滑市所在の中部国際空港に上陸して本邦に入国したものであるが、在留期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日までであったのに、同日までに前記在留期間の更新又は変更を受けずに本邦から出国せず、平成〇〇年〇〇月〇〇日まで名古屋市内等に居住し、もって、在留期間を経過して不法に本邦に在留したものである。	
	商標法違反	同法78条の2, 37条1号	商標権を侵害	被疑者は、商標使用に関し何ら権限がないのに、平成〇〇年〇〇月〇〇日ころ、名古屋市中区三の丸〇丁目〇番〇号仙道彰方において、同人に対し、スイス連邦所在のシャネル エス アー エール エル社が指定商品を身飾品として商標権の登録をしている、Cとそれを反転させた図形を交差させた商標(商標登録番号第〇〇〇〇〇〇〇号、指定商品区分第14類)に類似する商標を付したピアス1組を代金1800円で販売譲渡し、もって、前記シャネル エス アー エール エル社の商標権を侵害する行為とみなされる行為を行ったものである。	
た	大麻取締法違反	同法24条1項	栽培	被疑者は、みだりに、平成〇〇年〇〇月〇〇日ころ、名古屋市中東区一社〇丁目〇番〇号被疑者方において、大麻草1本をプランターに植え、もって、大麻を栽培したものである。	
		同法24条の2第1項	所持	被疑者は、みだりに、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市太白区平針〇丁目〇番〇号先路上において、大麻草約15.36グラムを所持したものである。	
と	道路運送車両法違反	同法108条1号, 58条1項, 62条1項	無車検	被疑者は、法定の除外事由がないのに、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区栄〇丁目〇番〇号付近道路において、国土交通大臣の委任を受けた最寄りの運輸監理部長又は運輸支局長の行う継続検査を受けておらず、有効な自動車検査証の交付を受けていない普通乗用自動車(車台番号〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇)を運転して運行の用に供したものである。	

と	道路交通法違反	同法117条の2の2第1号, 64条1項	無免許運転	被疑者は、公安委員会の運転免許を受けずに、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区錦〇丁目〇番〇号付近道路において、普通乗用自動車運転したものである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年12月1日以前の行為にかかる罰条は、「平成25年法律第43号による改正前の道路交通法117条の4第2号, 64条」となる。</li> <li>他の罪との罪数関係には注意 (例)自動車運転過失傷害・致死…併合罪 飲酒運転 …観念的競合</li> </ul>
		同法117条の2の2第3号, 65条1項, 同法施行令44条の3	酒気帯び運転	被疑者は、酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区錦〇丁目〇番〇号付近道路において、普通乗用自動車運転したものである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年12月1日以前の行為にかかる罰条は、「平成25年法律第43号による改正前の道路交通法117条の2の2第1号, 65条1項, 同年政令第310号による改正前の道路交通法施行令44条の3」となる。</li> <li>アルコールの程度については、呼気のほか、血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム以上でも可罰となる。</li> <li>他の罪との罪数関係には注意 (例)自動車運転過失傷害・致死…併合罪 無免許運転 …観念的競合 救護義務・報告義務違反 …併合罪</li> </ul>
		同法117条2項, 119条1項10号, 72条1項前段・後段	救護義務違反・報告義務違反	(自動車運転過失傷害・致死の罪については、記載省略) 被疑者は、前記日時場所において、前記車両を運転中、前記のとおり、空条承太郎に傷害を負わせる交通事故を起こし、もって、自己の運転に起因して人に傷害を負わせたのに、直ちに車両の運転を停止して、同人を救護する等必要な措置を講じず、かつ、その事故発生の日時及び場所等法律の定める事項を、直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかったものである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事例の「救護義務違反」については、人の死傷があった場合で、かつ、当該人の死傷が運転者の運転に起因するものである場合を想定している(これ以外の場合には、令状に記載すべき罰条が異なることとなるので注意する。)</li> <li>いわゆる救護義務違反と報告義務違反(不申告)は、観念的競合の関係となる。</li> <li>自動車運転過失傷害・致死とは、併合罪の関係とな</li> </ul>
	毒物及び劇物取締法違反	同法24条の3, 3条の3, 同法施行令32条の2	所持	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、名古屋市中村区名駅〇丁目〇番〇号先路上に停車中の普通乗用自動車内において、興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する劇物であって、政令で定めるトルエン含有するシンナー約300ミリリットルをみだりに吸入する目的で所持したものである。	
ふ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反	同法律52条4号, 27条1項, 49条6号, 28条2項, 同法律施行条例12条1号	無届出かつ営業禁止区域内で「店舗型性風俗特殊営業」を営んだ	被疑者は、名古屋市中村区名駅南〇丁目〇番〇号所在の店名「北斗七星」において、店舗型性風俗特殊営業(第2号営業)を営むものであるが、同店の営業に関し、あらかじめ愛知県公安委員会に所定の事項を記載した営業開始届出書を提出しないで、愛知県が善良な風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要があるとして、条例により愛知県全域を営業禁止地域として定めた地域内である上記同店内に設けた個室において、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころから同日午後〇時〇〇分までの間、同店女性従業員をして、不特定の男性客である南斗真に対し、同人の陰茎を手淫、口淫するなどして、異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供し、もって、無届出かつ営業禁止地域内において、店舗型性風俗特殊営業(第2号営業)を営んだものである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の営業形態(無店舗型性風俗特殊営業等)に関する場合の罰条は異なる。</li> <li>両罰規定が必要となる場合は、「同法律56条」を罰条に追加する。</li> <li>本事例における「同法律施行条例」とは、愛知県下において制定されている「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年12月24日愛知県条例第36号)」である。</li> </ul>
	不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反	同法律11条, 3条, 2条4項1号	不正アクセス行為をした	被疑者は、法定の除外事由がないのに、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころから同日午後〇時〇〇分までの間、前後3回にわたり、いずれかの場所から、アクセス管理者である帝愛銀行株式会社石川県金沢市内に設置したアクセス制御機能を有する特定電子計算機である認証サーバーコンピュータに電気通信回路を通じて、兵藤和也に利用権者として付された識別符号であるログインID, ログインパスワードを入力して前記サーバーコンピュータを起動させ、もって、不正アクセス行為をしたものである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正アクセス行為の態様を特定するため、2条4項に掲げる1号ないし3号のいずれかについても記載したほうがよい。</li> </ul>
ま	麻薬及び向精神薬取締法違反	同法66条の2第1項, 27条1項	施用	被疑者は、法定の除外事由がないのに、平成〇〇年〇〇月〇〇日ころから同月〇〇日までの間、愛知県内又はその周辺において、麻薬であるコカイン若干量を自己の身体に摂取し、もって、麻薬を施用したものである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「使用」とはならない点に注意</li> </ul>

(別紙4)

## 少年事件に関する書類の参考書式について

1 差押許可状(触法事件)

2 捜索許可状(触法事件)

3 捜索差押許可状(触法事件)

4 捜索差押許可状(触法事件)(強制採尿)

5 検証許可状(触法事件)

6 身体検査令状(触法事件)

7 鑑定処分許可状 (触法事件)

少年事件に関する書類の参考書式について

平成19年10月30日家二第001295号高等裁判所  
長官，地方，家庭裁判所長宛家庭局長，刑事局長送付

平成19年11月1日から少年法等の一部を改正する法律（平成19年法律第68号）が施行され，少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項第2号に掲げる少年に係る事件について，警察官に対し押収等の強制調査権限が付与されることに伴い，別紙記載の参考書式を別添のとおり作成しましたので，送付します。

なお，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所長から送付してください。

（別紙）

- 1 差押許可状（触法事件）
- 2 搜索許可状（触法事件）
- 3 搜索差押許可状（触法事件）
- 4 搜索差押許可状（触法事件）（強制採尿）
- 5 検証許可状（触法事件）
- 6 身体検査令状（触法事件）
- 7 鑑定処分許可状（触法事件）

(別紙番号1)

差 押 許 可 状 (触法事件)	
少年の氏名 及び年齢	年 月 日生
少年に対する 触法事件 について、下記の物を差し押さえることを許可する。	
差し押さえるべき物	
有効期間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日	裁 判 所 裁 判 官
請求者の官公職氏名	

注 この令状は、触法少年に係る事件の調査において用いること。

(別紙番号2)

捜 索 許 可 状 (触法事件)	
少年の氏名 及び年齢	年 月 日生
少年に対する 触法事件 について、下記のとおり捜索をすることを許可する。	
捜索すべき場所、 身体又は物	
有効期間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により捜索に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、捜索の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請求者の官公職氏名	

注 この令状は、触法少年に係る事件の調査において用いること。

(別紙番号3)

搜索差押許可状 (触法事件)	
少年の氏名 及び年齢	年 月 日生
少年に対する 触法事件 について、下記のとおり搜索及び差押えをすることを許可する。	
搜索すべき場所、 身体又は物	
差し押さえるべき物	
有効期間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により搜索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、搜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日 裁判所 裁判官	
請求者の官公職氏名	

注 この令状は、触法少年に係る事件の調査において用いること。

(別紙番号4)

捜索差押許可状 (触法事件)	
少年の氏名 及び年齢	年 月 日生
少年に対する 触法事件 について、下記のとおり捜索及び差押えをすることを許可する。	
捜索すべき場所、 身体又は物	少年の身体
差し押さえるべき物	少年の尿
捜索差押え に関する条件	1 強制採尿は、医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない。 2 強制採尿のために必要があるときは、少年を  又は採尿に適する最寄りの場所まで連行することができる。
有効期間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により捜索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請求者の官公職氏名	

注1 この令状は、触法少年に係る事件の調査において用いること。

2 採尿場所が特定されている場合には、「捜索差押えに関する条件」欄2項の「又は採尿に適する最寄りの場所」の前に採尿場所の所在地及び名称を記載する。採尿場所が特定されていない場合には、「又は」を削除する。

(別紙番号5)

検 証 許 可 状 (触法事件)	
少 年 の 氏 名 及 び 年 齢	年 月 日 生
少年に対する 触法事件 について、下記のとおり検証をすることを許可する。	
検証すべき場所又は物	
有 効 期 間	平 成 年 月 日 まで
有効期間経過後は、この令状により検証に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、検証の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平 成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請 求 者 の 官 公 職 氏 名	

注 この令状は、触法少年に係る事件の調査において用いること。

(別紙番号6)

身体検査令状 (触法事件)	
少年の氏名 及び年齢	年 月 日生
少年に対する 触法事件 について、下記の者の身体の検査を許可する。	
検査すべき身体	
身体 の検査 に関する条件	
身体 の検査 を受ける者が 正当な理由が なく身体 の検査を拒んだときは、 10万円以下の 過料又は10万円以下の 罰金若しくは拘留に 処せられ、あるいは 罰金と拘留を併科 されることがある。 ただし、身体 の検査を受ける者が 14歳に満たない者 である場合は、 罰金及び拘留を 除く。	
有効期間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により 身体 の検査を することが できない。 この場合 には、 これを 当裁判所 に返還し なければ ならない。 有効期間 内であつても、 身体 の検査の 必要が なくなつた ときは、 直ちに これを 当裁判所 に返還し なければ ならない。	
平成 年 月 日 裁判所 裁判官	
請求者の官公職氏名	

注 この令状は、触法少年に係る事件の調査において用いること。

(別紙番号7)

鑑 定 処 分 許 可 状 (触法事件)	
少 年 の 氏 名 及 び 年 齢	年 月 日 生
少年に対する 触法事件 について、次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。	
鑑 定 人	氏 名 職 業 歳
立ち入るべき場所、 検査すべき身体、 解剖すべき死体、 発掘すべき墳墓又は 破壊すべき物	
身体の検査に関する条件	
有 効 期 間	平 成 年 月 日 まで
有効期間経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。	
平 成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請 求 者 の 官 公 職 氏 名	

注 この令状は、触法少年に係る事件の調査において用いること。